

城里町
男女共同参画基本計画
(第2次)
平成24年3月



はじめに



近年の少子・高齢化の進展をはじめ、高度情報化、国際化、さらには、価値観やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は、日々、大きく変化しております。

このような中、城里町の将来像「人と自然が響きあい ともに輝く 住みよいまち」を築いていくうえで、女性と男性が社会のあらゆる分野において、互いに人権を尊重し、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら、自分らしい生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

そのため、男女共同参画社会の実現を目指す取り組みを総合的かつ計画的に推進するための指針となる「城里町男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

今後、町が率先して取り組んでいくことはもちろんですが、男女共同参画社会の実現には、町民、企業、行政等が一体となって取り組んでいくことが重要です。

一人でも多くの方々に、ご理解をいただき男女共同参画社会の実現に向け努力してまいりたいと考えておりますので、今後とも町政へのご協力をお願い致します。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました城里町男女共同参画プラン策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をくださいました町民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成24年3月

城里町長 阿久津 藤 男

目次

■第1編 城里町男女共同参画基本計画（第2次）■

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	4
（1）世界の動き	4
（2）国の動き	5
（3）茨城県の動き	6
（4）城里町の動き	7
2. 城里町の男女共同参画についての現状	8
（1）町の総合的な現状	8
（2）審議会等への女性の登用状況	10

第2章 計画の基本的な考え方

1. 策定の趣旨	12
2. 計画策定にあたっての基本的考え方	12
3. 計画の概要	13
（1）計画の性格と位置づけ	13
（2）計画の期間	13
（3）計画策定の体制	14
（4）計画の構成	14

第3章 本計画が目指すもの

1. 基本理念	17
2. 強調すべき視点	17
3. 基本目標	18

第4章 基本計画

施策の体系	23
基本目標Ⅰ	24
基本目標Ⅱ	27
基本目標Ⅲ	33
基本目標Ⅳ	39

■第2編 城里町男女共同参画に関する町民意識調査■

調査の概要

1 調査概要	44
2 対象者の属性	45

調査結果

1 男女共同参画について	48
2 日常生活について	52
3 労働環境について	54
4 地域での活動について	64
5 学校教育について	66
6 男女の人権と平等について	67
7 男女間の暴力（DV）について	69
8 町の施策について	73
9 自由記述（町への要望・意見）	75

■第3編 資料■

1. 策定経過	90
2. 策定体制	91
（1）城里町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	91
（2）城里町男女共同参画プラン策定委員会名簿	92
（3）答申書	93
3. 男女共同参画関連法令	94
（1）男女共同参画社会基本法	94
（2）茨城県男女共同参画基本条例	100
（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	103

第1編

城里町男女共同参画基本計画（第2次）

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

男女平等は世界共通の課題であり、国際的な動きが先導し、積極的な取り組みが行われています。

まず、国際連合が1975（昭和50）年を「国際婦人年」と位置づけ、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」としたことを受け、女性の地位向上を目指した取り組みが世界的規模で進められることとなりました。同年に開催された「国際婦人年世界会議」では、「平等・開発・平和」の3つの目標を実現するための「世界行動計画」が採択されました。

1979（昭和54）年には国連総会で女性差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、1985（昭和60）年には10年間の評価と残された課題を検討し、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995（平成7）年の第4回世界女性会議（北京会議）では、「女性の権利は人権である」ことが再確認され、また、女性のエンパワーメント*1が問題解決のキーワードとされて「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

2000（平成12）年には、ニューヨークにおいて「国連特別総会女性2000年会議」が開催されました。ここでは、北京会議において採択された事項について実施状況の分析、見直し及び評価が行われ、今後の行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ*2」として示されました。

2005（平成17）年には、ニューヨーク（国連本部）において国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

2006（平成18）年には、東京において「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダー*3の平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取り組みや推進にあたっての課題などについて意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

また、2011（平成23）年1月には国連の新しい女性機関（UN Women）が発足（既存のジェンダー機関統合）し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための取り組みを進めています。

9月には、サンフランシスコにおいて「APEC女性と経済サミット」が開催され、初の民間セクターと政府セクターによる会合を行い、女性の経済活動への参画強化を盛りこんだ『APEC女性と経済に関するハイレベル政策対話「宣言」』を採択しました。

参加国は、こうした取り組みを経て、世界の共通認識に基づいて女性の人権保障に向けた活発な活動を進めています。

*1 女性のエンパワーメント：女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための「力をつけること」を意味する。個人的に力をつけるだけでなく、女性たちが手を携えて、連帯して力をつけていくという意味合いも含んでいる。

*2 イニシアティブ：国又は地方の有権者が一定数の連署による請求を通じて、法律の制定や改廃を提案すること。本来は、直接民主制の理念に基づく制度であったが、間接民主制の下での住民の直接参加の方式。

*3 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

(2) 国の動き

国内における男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした世界の動きと密接に関連して進められてきました。

1975（昭和 50）年の「世界行動計画」の趣旨を受け、同年に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設立され、1977（昭和 52）年には、向こう 10 年間の女性施策の指針として「国内行動計画」が策定されました。

これらの取り組みを機に、国内では女性の地位向上を目指した女性政策が進められ、1985（昭和 60）年には、「男女雇用機会均等法」の制定、民法、国籍法、国民年金法の改正など、国内の法整備を経て「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1987（昭和 62）年には国連の「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（新国内行動計画）」が策定され、その中に「男女共同参画型社会の形成」という文言があり、わが国で初めて公式に「男女共同参画」という言葉が登場しています。また、1991（平成 3）年には、この計画が見直しされ、目標が「男女共同参画型社会の形成」へとさらに改められています。

1994（平成 6）年には、国内本部機構の充実強化を図るため、「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

また、1995（平成 7）年及び 1999（平成 11）年には、育児休業、介護休業に関する法律が整備され、職業生活と家庭生活との両立のための環境整備がなされました。

1996（平成 8）年には、前年に開催された「第 4 回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」の優先課題に対応するため、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、21 世紀を目標とした施策の方向性が示されました。

1999（平成 11）年 6 月には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられました。さらに、2000（平成 12）年 12 月、この「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001（平成 13）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス防止法）」が施行され、2004（平成 16）年には配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充等を規定した同法の改正法が施行されました。

さらに、2005（平成 17）年 12 月には、「第 2 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、2020 年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度になるように期待することや、女性の再チャレンジ支援、科学技術・防災・まちづくり等の新たな分野への男女共同参画を推進することなどが新たに盛り込まれました。

その後、現在は改定を経て「第 3 次男女共同参画基本計画（2013（平成 22）年 12 月閣議決定）」のもと男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。

(3) 茨城県の動き

茨城県では、1978（昭和 53）年に青少年婦人課を設置し、翌年「婦人問題懇話会」を設置しました。1980（昭和 55）年には、組織替えにより婦人児童課において女性問題を担当するようになりました。1990（平成 2）年に婦人問題推進有識者会議からの「女性プラン策定に関する提言」を受け、女性対策推進本部を設置しました。

また、1991（平成 3）年には、「女性の地位向上」と「男女共同参加型社会の形成」を目指す「いばらきローズプラン 21」を策定しました。同年 4 月からは、婦人児童課内に女性対策推進室を設置して、女性問題を専門に担当するようになり、さらに、1994（平成 6）年には、女性青少年課が設置されました。

1996（平成 8）年には、第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」を受けて、社会の変化に対応した女性施策の新たな指針となる「いばらきハーモニープラン」を策定するなど、積極的な取り組みを進めてきました。このプランは、女性問題は男女両性の問題であり、その解決にあたっては、男女がお互いのパートナーシップを確立し、協調して様々な課題に取り組むものとしています。

1999（平成 11）年には、このプランの一層の推進と全庁的かつ総合的に取り組むため、女性青少年課を福祉部から知事公室に移し、推進体制を強化しました。

さらに、2001（平成 11）年には、「茨城県男女共同参画推進条例」を制定、4 月から施行されました。同時に、「茨城県男女共同参画審議会」が設置され、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称の変更など、推進体制の整備を行いました。

そして、この条例を具現化するとともに、社会経済情勢の急速な変化に的確に対応するため、2002（平成 14）年 3 月に「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」が策定されています。また、男女共同参画に関する県民の苦情や意見を受け付ける茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会が設置されました。

同時に、茨城県男女共同参画基本計画に基づく取り組みを実効あるものとするため、基本計画で定める重点課題ごとに、その具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されています。

2005（平成 17）年には、「女性プラザ男女共同参画支援室」が設置され、女性のチャレンジ支援や各種相談の受け付けが開始されました。2006（平成 18）年 3 月には、新ハーモニープランの平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の計画期間とする新たな実施計画が策定されました。

2011（平成 23）年 3 月には、新ハーモニープランの計画期間の終了に伴い、新たに今後 5 年間の男女共同参画社会を推進する指針となる「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次いきいきいばらきハーモニープラン）」（平成 23 年度から平成 27 年度まで）を策定しました。

(4) 城里町の動き

城里町では、2005（平成17）年2月1日の市町村合併を機に、それまで旧町村（常北町・桂村・七会村）では教育委員会が所掌していた男女共同参画に関する業務が、町長公室の担当となりました。

2006（平成18）年3月1日には、機構改革により町長公室が廃止となり、総務課に担当が移管され、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、啓発等を行ってきました。

2006（平成18）年6月に、男女共同参画を全庁的かつ総合的に取り組むため「城里町男女共同参画プラン策定委員会」と「城里町男女共同参画プラン策定ワーキングチーム」が設置されました。

同年7月には、本町における男女共同参画の意識と実態を把握するため、町民2,000人を対象とした「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。

その結果と、策定委員会及びワーキングチームの協議等を経て、本町ではじめての男女共同参画に関する総合的な計画「城里町男女共同参画基本計画」が、2007（平成19）年3月に策定されました。

本計画策定後、広報活動を中心に男女共同参画社会の推進を図っています。

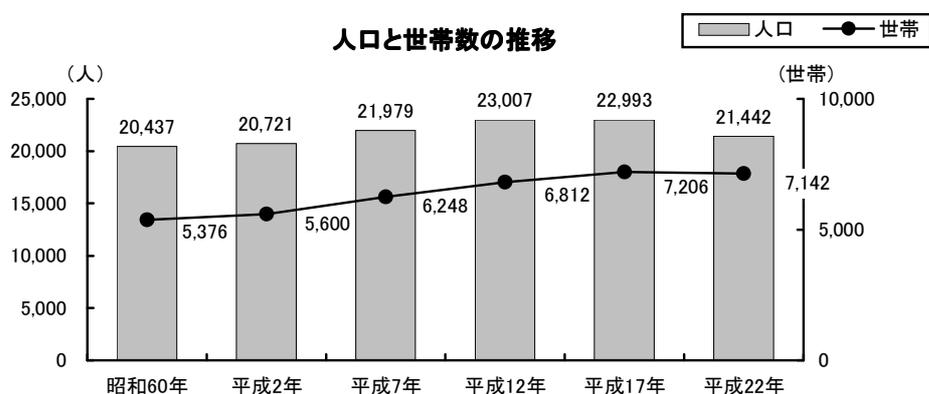
2. 城里町の男女共同参画についての現状

(1) 町の総合的な現状

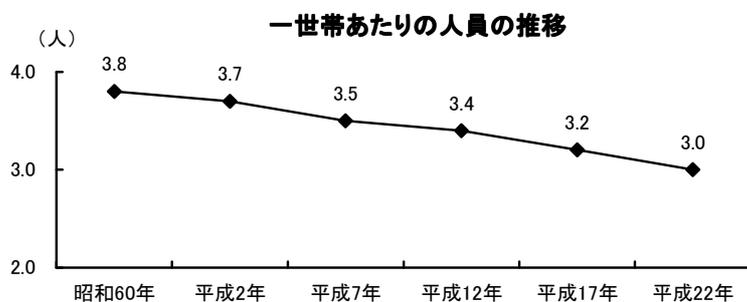
①人口と世帯

本町の人口は、平成12年まで若干の増加傾向にありましたが、それ以降は減少しています。

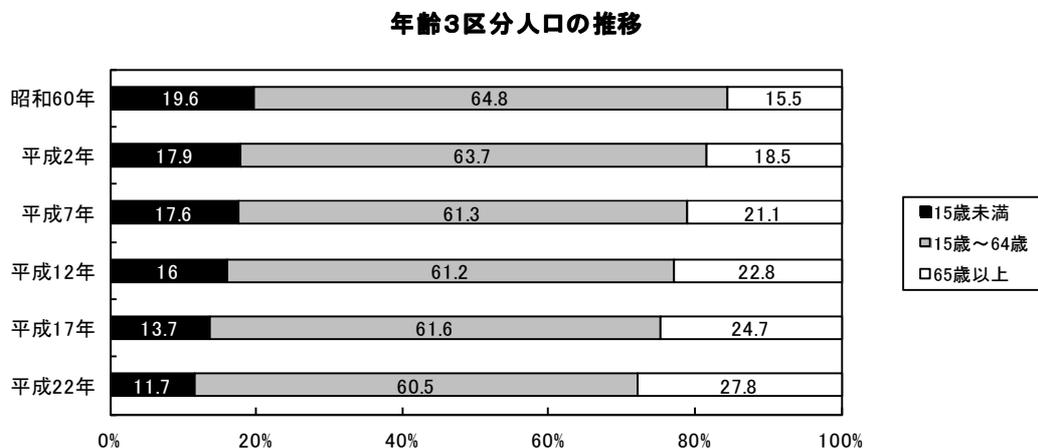
世帯数は平成17年まで増加傾向であったものが、それ以降は減少傾向にあります。また、一世帯あたりの人員は依然減少傾向にあり、今後も高齢化と少子化が進み、この人口の変化は社会的に様々な問題を引き起こすものと考えられます。



資料：「国勢調査」

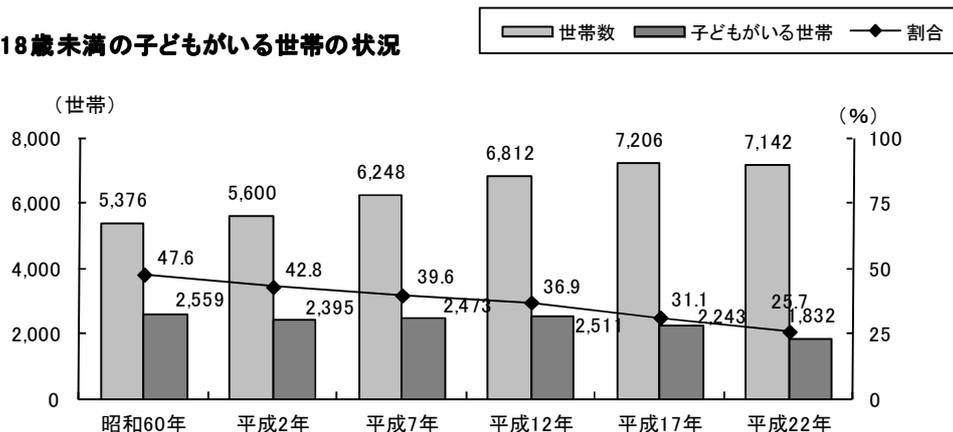


資料：「国勢調査」



資料：「国勢調査」

18歳未満の子どもがいる世帯の状況

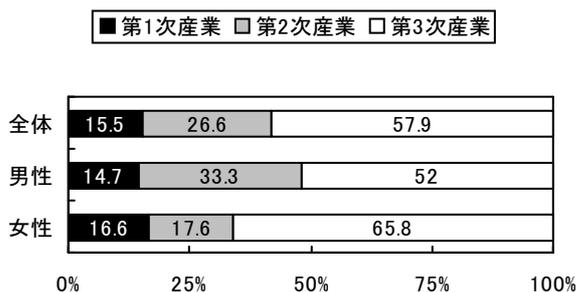


資料：「国勢調査」

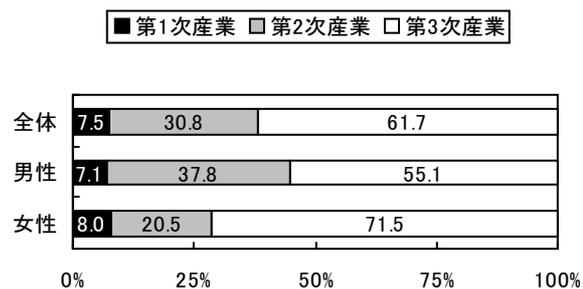
②労働

本町の産業構造は、男女とも第3次産業へ従事する割合が高くなっています。しかし、第1次産業就業者が占める割合は県全体と比較するとおおよそ2倍となっています。

産業別就業者数(城里町)



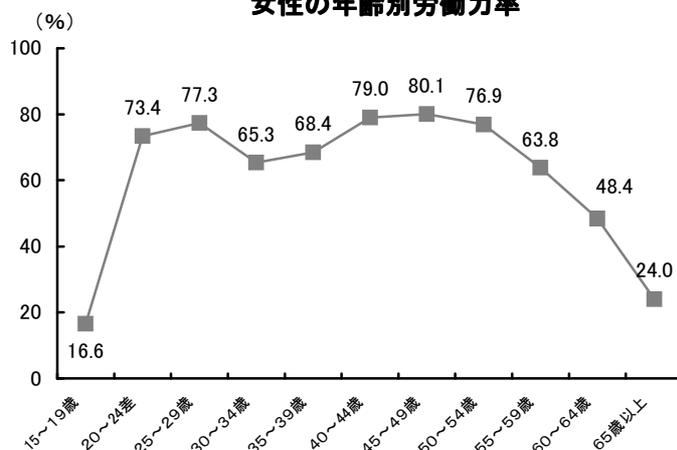
産業別就業者数(茨城県)



資料：「国勢調査」平成17年

女性の労働力率は、30～34歳で谷を描くいわゆるM字型カーブとなっています。

女性の年齢別労働力率



資料：「国勢調査」平成17年

(2) 審議会等への女性の登用状況

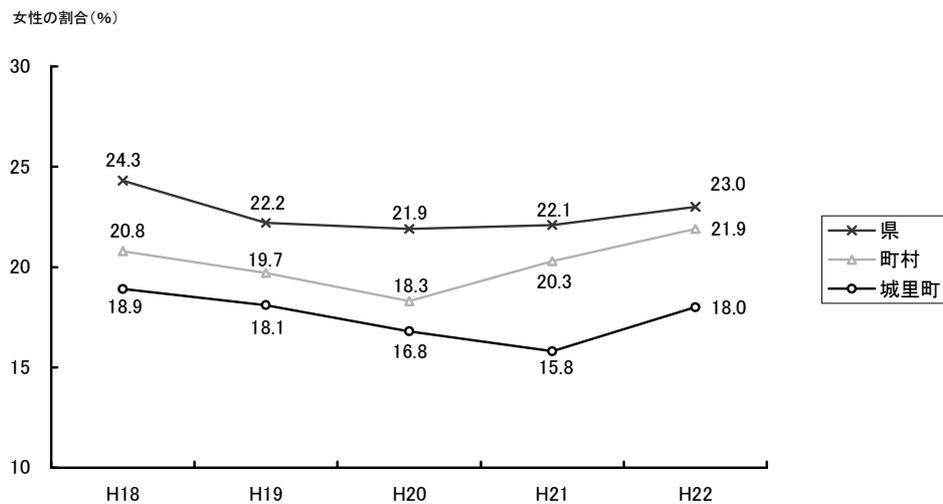
① 審議会等委員への登用状況

城里町における審議会等の女性委員の比率は、過去5年間はほぼ横ばいではあるものの、平成22年度4月1日現在18.0%と低い状況です。

過去5年間をみても県、町村の平均よりも低く20%を下回っている状況が続いています。今後は、審議会等において女性の登用率を上げていく取り組みが必要です。

■グラフ 審議会等委員比率の推移

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」市区町村編 内閣府



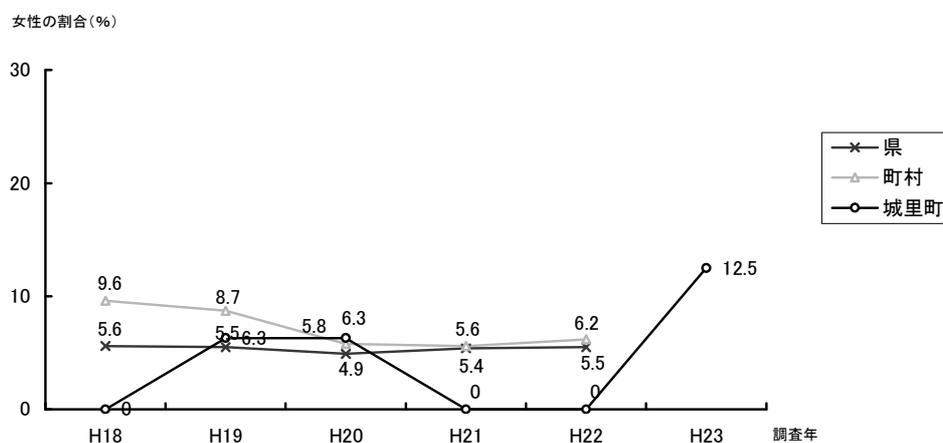
② 管理職への登用状況

城里町の女性の管理職への登用は、平成19年、平成20年は1人で6.3%でしたが、平成21年、平成22年は0人、平成23年に再び2人登用されたことにより現在は12.5%となっています。

今後も継続的に、女性が登用されるよう女性職員の職業能力向上や意識啓発に努めていく必要があります。

■グラフ 管理職比率の推移

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」市区町村編 内閣府



第2章 計画の基本的な考え方

1. 策定の趣旨

我が国では平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、法に基づき、国においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（男女共同参画基本計画）、都道府県においては、「当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」（都道府県男女共同参画計画）の策定が義務づけられました。

また、市町村においても、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）を定めるように努めなければならないと明記されており、地域社会や家庭生活に最も身近な自治体である市町村による、市町村の実状に即した計画の策定が求められることとなりました。

平成 12 年には国の「男女共同参画基本計画」、平成 13 年度には茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン（平成 13 年度～平成 22 年度）」が策定され、県内市町村においても市町村男女共同参画計画が策定されました。

その後、国において男女共同参画局が開設され、仕事と家庭の両立支援や女性のチャレンジ支援などの取り組みが進められ、平成 17 年には「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

城里町においては、平成 19 年度～平成 23 年度を計画期間とする「城里町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められました。

現計画の計画期間終了にともない、新たな課題を踏まえながら、平成 24 年度～平成 28 年度の 5 年を計画期間とする「城里町男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定するものとします。

2. 計画策定にあたっての基本的考え方

◇現行計画の基本的な考え方を前提としながら、町民意識調査や、城里町を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、見直しの視点を整理し、必要に応じて、基本理念、基本的な視点、基本目標、施策の体系の見直しを図ります。

◇施策の体系に基づき、各施策の具体的な内容を整理するとともに、目標の見直しを図ります。

◇実現性のある計画を目指し「男女共同参画の推進」の観点を踏まえ、施策の重点化を図ります。

◇具他の施策の推進の目標設定および方策については、関係各課との調整に基づき策定します。

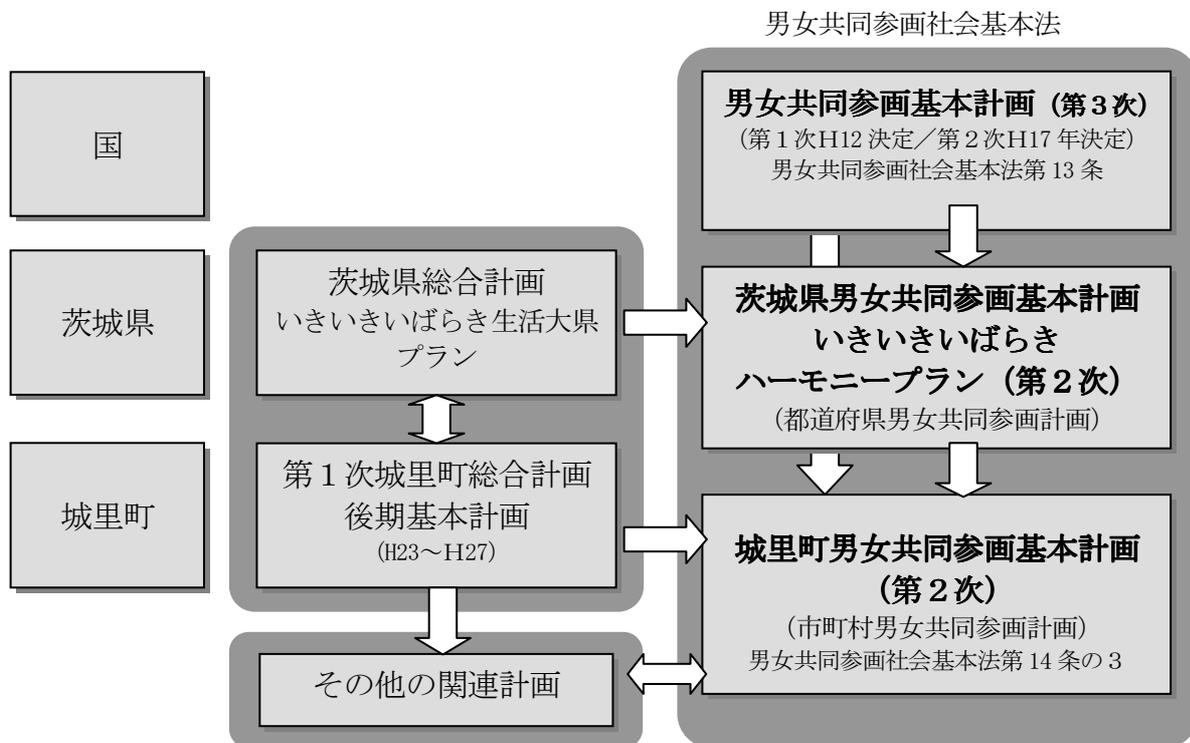
3. 計画の概要

(1) 計画の性格と位置づけ

「城里町男女共同参画基本計画（第2次）」は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく、城里町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な計画（市町村男女共同参画計画）です。

本計画の策定にあたっては、内閣府「男女共同参画基本計画（第3次）」および茨城県「男女共同参画基本計画（いきいきいばらきハーモニープラン（第2次）」、「男女共同参画推進条例」との整合を図りながら策定します。

また、「第1次城里町総合計画後期基本計画」との整合を図るとともに、関連する諸関連計画との調整を図っていきます。



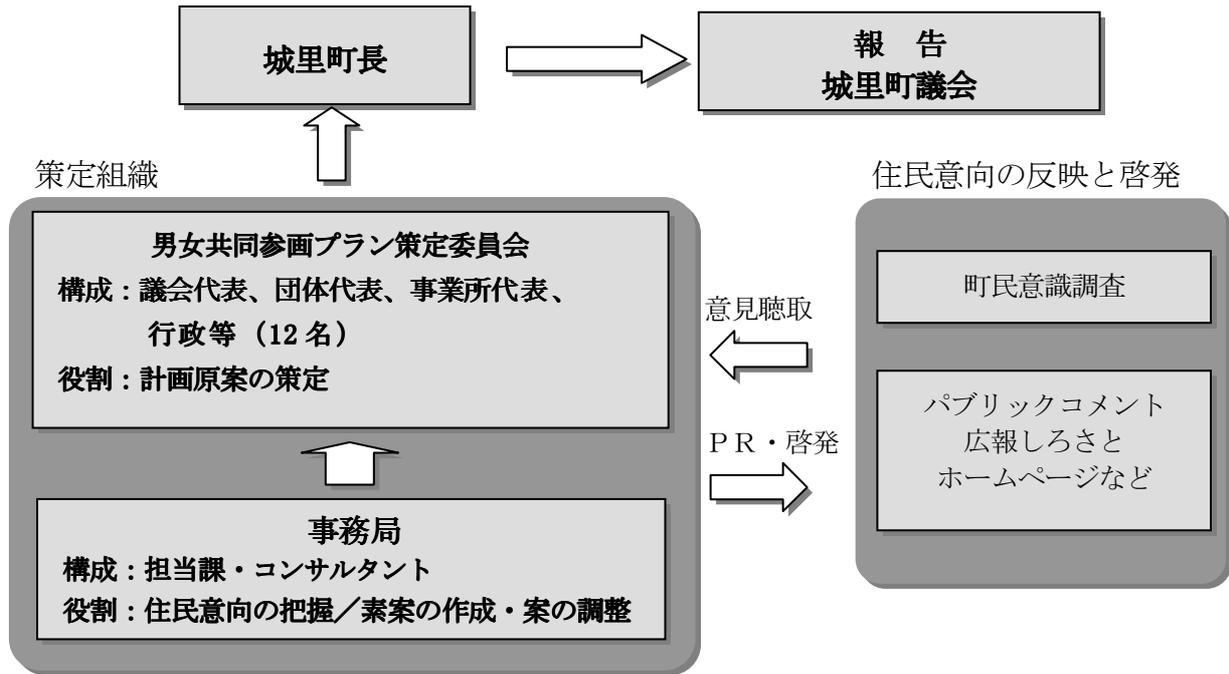
(2) 計画の期間

この基本計画は、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年を計画期間とします。

(3) 計画策定の体制

本計画は、企業や産業団体の関係者、ボランティア組織などの住民代表で構成する男女共同参画プラン策定委員会により策定します。

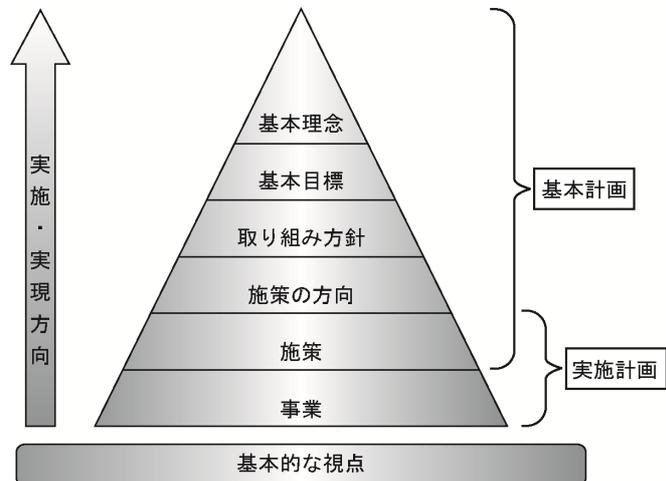
また、住民意向の反映については、町民意識調査などの他、より広くご意見を聴取するために、広報しろさとやインターネットのホームページによるパブリックコメントを実施しながら、町民の方の意見を計画に反映します。



(4) 計画の構成

この計画は、「基本理念」を達成するため基本目標、取り組み方針、施策の方向、施策、事業から成り立っています。基本理念から施策までが基本計画（本計画）、施策から事業は実施計画という構成になっています。

基本理念の実現のための方策として基本目標以下の項目を導き出すことで計画が体系づけられており、推進の際は、下位項目が実施されることにより上位項目が実現していく流れとなっています。いずれの場合も、基本的な視点は根底に置かれています。



第3章

本計画が目指すもの

1. 基本理念

◇計画の基本理念

「^{ひと}男と^{ひと}女がともに輝くまち しろさと」

2. 強調すべき視点

社会情勢の変化や本町の課題、国・県の動向及び課題を踏まえ、計画策定において強調すべき視点を以下に示します。

(1) 女性の経済社会への参画

- ・女性をはじめとする多様な人材の活用は、経済社会の活性化にとって必要不可欠であることから、女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保していく必要があります。

(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画

- ・男女共同参画社会は、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点からとらえ、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要となっています。
- ・子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要であると同時に、社会全体で子どもたちを支えることが必要です。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*1}の推進）

- ・生涯各期にわたって、誰もが多様な働き方を選択できるワーク・ライフ・バランスを実現するため、家庭、地域における意識啓発や、男女ともに働きやすい環境の整備が必要となっています。

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、幅広い取り組みを総合的に推進することが必要となっています。

(5) 地域における身近な男女共同参画の推進

- ・地域社会において地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であることから、人々に最も身近な暮らしの場である地域における男女共同参画を推進していくことが必要となっています。地域の実情を十分に勘案しつつ、行政区活動やボランティア活動の中心的役割を担う女性の拡大が求められています。

*1 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（仕事と生活の調和推進官民トップ会議、平成19年12月18日策定）では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

3. 基本目標

この計画では、城里町において男女共同参画社会の実現を図るために、次の4つの基本目標を掲げました。

基本目標Ⅰ

人権尊重と男女平等の意識づくり

人権尊重と男女平等の意識づくりを目指し、広報啓発活動や男女共同参画に関する意識の把握・情報提供など、男女共同参画の視点からみた慣行や仕組みの見直しを図ります。

また、生涯学習や学校教育などにおいて男女平等の視点にたった教育を推進します。

さらに、地域における様々な活動における男女平等の意識づくりを促進するとともに、行政が率先して取り組みを進めることが重要であるとの観点から、行政組織における男女平等の意識づくりを推進します。

行政情報における人権への配慮や人権教育、人権啓発の推進など人権尊重の意識醸成を図ります。

基本目標Ⅱ

男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり

男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくりを目指し、政策・方針決定過程における男女共同参画や男性・子どもにとっての男女共同参画を推進するとともに、人材の育成に努め、男女がともに世代を超えて参画できる地域社会の形成を図ります。

また、関係機関等の連携により男女の就業の場や機会の創出・拡大を促進するとともに、多様な働き方に柔軟に対応していくため、仕事と生活の調和を推進します。

さらに、子育て支援や介護支援、地域活動における男女共同参画など男女がともに活躍できる環境整備とそのための支援の充実を図ります。

基本目標Ⅲ

男女共同参画の社会環境づくり

男女共同参画の社会環境づくりを目指し、各種保健サービスの充実、高齢者や障害者に対する支援の充実、ひとり親家庭への支援など町民誰もが生涯を通じて安心して暮らせる保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立支援や男女の健康支援や職場における健康支援など、男女が健康で明るい生涯を送るための健康支援に取り組みます。

さらに、配偶者間などにおける暴力は、重大な人権侵害であるとの認識にたち、意識啓発、被害者の保護や相談体制の充実、セクシャル・ハラスメント対策、児童虐待・高齢者虐待の防止対策など、男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

基本目標Ⅳ

男女共同参画を着実に推進する体制づくり

男女共同参画を着実に推進する体制づくり目指し、町民が利用しやすい相談体制の整備充実を図るとともに、男女共同参画の施策に積極的に取り組んでいくための着実な計画の進行管理、関係機関との連携強化に取り組みます。



第4章 基本計画

施策の体系

基本理念	基本目標	取り組み方針	施策の方向		
男(ひと)と女(ひと)がともに輝くまち しろさと	I 人権尊重と男女平等の意識づくり	男女共同参画の視点からみた慣行や仕組みの見直し	広報、啓発活動の推進 男女共同参画に関する調査・情報提供		
		男女平等教育の推進と男女平等意識の醸成	男女平等の視点にたった生涯学習の推進		
			男女平等の視点にたった学校教育・保育の推進		
			地域活動における男女平等意識の醸成		
			行政組織における男女平等意識の醸成 人権尊重の意識の醸成		
	II 男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり	男女がともに世代を超えて参画できる地域社会の形成	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進 人材の育成と人材情報の提供		
		男女の就業の場や機会の創出と拡大	雇用における男女共同参画の推進 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の促進		
			仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進	仕事と生活の両立支援 家庭への男性の積極的参画の推進	
		男女がともに活躍できる環境整備と支援の充実	子育て支援の充実 介護予防・介護サービスの充実 地域活動などにおける男女共同参画の促進(地域・防災)		
			III 男女共同参画の社会環境づくり	生涯を通じて安心して暮らせる保健・医療・福祉の充実	保健・医療サービスの充実 高齢者への支援 障害者への支援 ひとり親家庭への支援
				男女が健康で明るい生涯を送るための健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ の確立と支援 女性の生涯にわたる健康支援 男性の生涯にわたる健康支援 職場における健康支援 健康を脅かす問題への対応
		男女間のあらゆる暴力の根絶			暴力を許さない意識と環境づくりの推進 ドメスティック・バイオレンス(DV)防止対策 セクシャル・ハラスメント防止対策 児童虐待・高齢者に対する虐待の予防と対策
					IV 男女共同参画を着実に推進する体制づくり
	計画の着実な進行管理				
	関係機関との連携強化				

取り組み方針 1 男女共同参画の視点からみた慣行や仕組みの見直し

男女共同参画の視点からみた慣行や社会の仕組みの見直し、性別による固定的役割分担の解消を図るため、あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動を推進するとともに、町民の男女平等意識の実態調査、男女共同参画に関する情報の収集・提供に努めます。

■ 目標指標 ■

目標指標	指標の考え方	平成 23 年度	平成 28 年度
男は仕事、女は家事・育児をすると回答した町民の割合	城里町男女共同参画基本計画に関する町民意識調査において、「男は仕事、女は家事・育児をする」と回答した町民の割合の減少を目指します。	15.2%	10.0%

施策の方向 1 広報、啓発活動の推進

「第2次城里町男女共同参画基本計画」に基づく施策や男女共同参画の理念・法制度などの情報について、事業者・団体・関係機関などを対象に、広報紙や啓発紙、ホームページを活用して啓発に努めます。

また、男女、世代、地域などによって男女共同参画に対する意識も様々であることから、各々の対象の特性を踏まえた効果的な啓発を、多様な機会をとらえて実施します。

□ 実施計画・概要 □

広報・啓発活動の推進	「第2次城里町男女共同参画基本計画」の概要版(啓発パンフレット)の各戸配布や広報紙、啓発紙等により男女共同参画に関する認識を深め定着を図るための広報・啓発活動を推進し町民の意識の高揚を図る。
ホームページを活用した情報発信	町ホームページに「第2次城里町男女共同参画基本計画」の内容や男女共同参画に関する情報を掲載するとともに、定期的に更新し新しい情報を提供することで、町民の意識の高揚を図る。
多様な機会をとらえた啓発活動の推進	男女平等の意識づくりを目的としたフォーラム・講演会を開催する。また、町で実施するイベントやお祭り、保健、福祉、生涯学習、産業など様々な分野における事業に際して機会をとらえ、町民の特性を踏まえた啓発活動を推進する。

施策の方向 2 男女共同参画に関する調査・情報提供

「第2次城里町男女共同参画基本計画」の推進による成果の検証と課題把握のため、計画の見直しに際して、町民意識調査を実施し、男女平等意識の実態把握に努めます。

また、国や県、関係機関の男女共同参画に関する情報や資料の収集に努めるとともに、それらの情報を町民、団体、職員等に適切に提供していきます。

□ 実施計画・概要 □

定期的な意識調査などによる実態の把握	城里町における男女共同参画施策が町民生活に与えた成果を検証するとともに、今後町が取り組むべき課題と施策の方向を明らかにするため、5年に1度の計画見直しに合わせ、意識調査を実施する。
男女共同参画に関する資料の収集・提供	国県等からの男女共同参画に関する情報を収集し、職員や団体等に提供することで、男女共同参画を推進する。

取り組み方針2 男女平等教育の推進と男女平等意識の醸成

男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会の形成に参画していくため、男女平等の視点にたった生涯学習の推進、学校教育・保育の充実に努めるとともに、地域活動、行政組織における男女平等意識の醸成に努めます。また、人権尊重の理念の理解を深め、差別を許さない意識の醸成に努めます。

■目標指標■

目標指標	指標の考え方	平成 23 年度	平成 28 年度
男女が平等と感じている町民の割合(社会全体)	城里町男女共同参画基本計画に関する町民意識調査において、「社会全体」において男女は平等と回答した町民の割合の拡大を目指します。	16.7%	20.0%

施策の方向1 男女平等の視点にたった生涯学習の推進

男女がともに力を発揮できる社会を目指し、生涯学習を通じた学習機会の提供に努めます。また、男女共同参画を学習する生涯学習講座や講演会等の充実に努めるとともに、働く世代が生涯学習活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

□実施計画・概要□

生涯学習推進事業	公民館において各種講座(1日講座・継続講座)を開催する。男性を対象とした料理教室、親子講座、各年代に合わせた講座を開催する。
男女共同参画関連の講演会の開催	多くの人に男女共同参画の認識を深めていただくため、著名人による多用な考え・生き方などをテーマにした講演会を開催し、自分の生き方・考え方の参考にして頂く。
働いている人が参加しやすい日時等に配慮した講座・講演会の拡充	より多くの町民に男女共同参画に関する情報を発信するため、開催時間に配慮するなど、勤労者世代にも、生涯学習に参加してもらえるよう、町民が知識を習得する機会の拡充に努める。

施策の方向2 男女平等の視点にたった学校教育・保育の推進

学校教育の場において男女共同参画の理念の理解を促進し、参画の意欲を育てることが大切であることから、学校教育・保育の場における男女平等教育の充実、性別にとらわれない進路指導、学校における人権教育を推進します。

また、教育者・保護者の男女共同参画への理解が不可欠であることから、地域や家庭における人権意識の啓発に努めます。

□実施計画・概要□

男女平等の教育・保育の充実	幼稚園・小学校・中学校において、園児・児童・生徒が男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合うとともに、個人と能力を発揮できるように男女平等教育を推進する。
性別にとらわれない進路指導	幼稚園・小学校・中学校間の連携を図るとともに、児童生徒が、自己の資質、適性を発見し、男女雇用機会均等の視点を持ち、幅広い視野から将来の生き方について学ぶことができるよう指導をする。
学校における人権教育の推進	人権尊重の教育を推進するため、啓発パンフレットなどの活用による啓発を行う。また、人権擁護委員による人権教室を実施する。

施策の方向3 地域活動における男女平等意識の醸成

古くからの社会的慣行のうち、男女共同参画の視点から中立でないものについては、地域の実情を勘案しながら見直しを進めます。また、地域において女性の活躍の場がさらに広がるよう働きかけていくとともに、多世代交流による地域活動を支援し、男女平等意識の醸成を図ります。

□実施計画・概要□

多世代交流による地域活動の促進	年齢や世代によって異なる男女平等への意識などを解消し、次世代の男女平等のあり方を身につけていくため、多世代交流の地域活動を支援する。
-----------------	--

施策の方向4 行政組織における男女平等意識の醸成

本町における男女共同参画を推進するため、行政組織における男女平等意識の醸成を図ります。そのため、町職員を対象に、率先して男女共同参画の研修機会を設け、意識高揚に努めます。

□実施計画・概要□

行政における男女混合名簿の定着化と会議の座席指定の解消	必要のない順序づけは、差別につながる可能性があることを考慮し、男女混合名簿を定着化させるとともに、会議における座席指定の解消を図る。
職員の研修強化	男女共同参画社会を実現するためには、職員一人ひとりの能力の向上が重要であることから、職員に対し各種研修を実施し、資質向上や能力開発を図る。
男女共同参画関連の研修の実施	男女共同参画に関する研修又は、階層別研修を実施することで、各階層で男女共に知識や意識の統一を図る。
男性の育児・介護休業の取得促進	男性の育児・介護休業の取得促進などの両立支援の取り組みを図る。

施策の方向5 人権尊重の意識の醸成

人権尊重の意識を醸成するため、男女共同参画の視点にたった情報提供や人権問題についての啓発事業を推進するとともに、メディア・リテラシー^{*1}教育を推進します。

□実施計画・概要□

行政が発信する情報における表現の留意	男女共同参画に関する情報を町民に正しく伝えるため、広報しるさと編集委員会での研修を実施するなど、町が発行する印刷物等について男女共同参画の視点を導入する。各種パンフレットの作成にあたっては、その内容を、人権に配慮して点検し充実を図る。
家庭教育学級	家庭教育学級において、人権問題について、偏見や差別の不合理を理解し、正しい認識を深めるため、講演会等を開催する。
メディア・リテラシー教育の推進	人権に対する配慮にける情報や固定的役割分担意識を協調する情報などの取捨選択ができるようメディア情報を主体的に読み解く能力、メディア・リテラシー教育を、職員研修等において実施する。

^{*1} メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にある。メディアの健全な発達のために、批判的な読者・視聴者の目にさらされないことが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要とされている。

取り組み方針1 男女がともに世代を超えて参画できる地域社会の形成

男女がともに世代を超えて参画できる地域社会の形成を目指し、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するとともに、男性や子どもにとっての男女共同参画を進めます。また、社会のあらゆる分野に女性が参画できるよう、人材の育成と活用を図ります。

■目標指標■

目標指標	指標の考え方	平成 23 年度	平成 28 年度
審議会等における女性委員比率	城里町の審議会等における女性委員の比率の拡大を目指します。	18.0%	30.0%

施策の方向1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

男女共同参画を実質的に推進していくためには、これまで男性が中心であった政策・方針決定過程への女性の参画拡大が重要課題であることから、本町の委員会・審議会における政策・方針決定過程や、行政機関における政策実行過程において、女性の登用を拡大し、活躍できる機会の拡充を図ります。

□実施計画・概要□

政策への女性の意見反映の機会拡大	町の政策・方針決定の場への女性の参加を拡大するため、公募制などを取り入れ女性の積極的登用に努め、女性のいない委員会の解消を図る。
審議会・委員会に占める女性の比率の公表	広報紙やホームページを活用し、審議会や種委員会等に占める女性の比率を公表することにより、公平性、透明性の確保を図る。
選挙啓発の促進	選挙時における投票立会人の公募を継続し、選挙を通して町民の政治的関心を高めるとともに、政治への参画を促進する。

施策の方向2 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は女性だけでなく、男性にとっても暮らしやすい社会であるとの認識にたち、生涯学習活動などを通して男性の意識改革を推進します。また、男女平等意識の定着などについては、子どもの頃からの教育が重要であることから、家庭・地域・学校の連携のもと、学校教育や生涯学習を通して男女共同参画の意識醸成を図ります。

□実施計画・概要□

生涯学習推進事業(再掲)	公民館において各種講座(1日講座・継続講座)を開催する。男性を対象とした料理教室、親子講座、各年代に合わせた講座を開催する。
男女平等の教育・保育の充実(再掲)	幼稚園・小学校・中学校において、園児・児童・生徒が男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合うとともに、個人と能力を発揮できるように男女平等教育を推進する。

施策の方向3 人材の育成と人材情報の提供

女性が様々な場面において能力を発揮できるよう、地域における女性団体の育成・支援に努めます。

また、公務部門に優秀な人材を確保し、男女の視点が行政施策に平等に反映されるためには、女性の幹部登用が重要であることから、本町女性職員の管理職への登用と職域の拡大を図ります。

□実施計画・概要□

女性団体等の育成	男女共同参画の視点から公益的な活動を行う地域の女性団体等に必要な情報を提供し、支援を行う。
女性職員の職域拡大	効果的なジョブローテーション等の活用により職域拡大や女性の積極的登用に努める。
女性職員の管理監督者への登用促進	男女共同参画による運営を推進するため、女性職員を管理監督者へ登用する。また、あらゆる職域における男女のバランスを確保する。

取り組み方針2 男女の就業の場や機会の創出と拡大

男女の就業の場や機会の創出と拡大を図るため、男女雇用機会均等法の履行確保や非正規雇用の雇用環境の整備など雇用における男女共同参画を推進します。

また、農村における男女の固定的な役割分担意識の解消や農業、商工業における女性の主体的な取り組みを支援するため、自営業における男女共同参画を促進します。

■目標指標■

目標指標	指標の考え方	平成23年度	平成28年度
家族経営協定締結世帯数	家族経営協定を締結して農業に取り組む世帯の増加を目指します。	25世帯	35世帯

施策の方向1 雇用における男女共同参画の推進

雇用において均等な機会と待遇が確保できるよう啓発活動などの支援を行うとともに、再就職支援やパート・アルバイト等の非正規雇用従事者に対するフォローアップに努めます。

□実施計画・概要□

男女雇用機会均等法等の啓発及び就労支援の充実	事業者に対して、関係機関からのパンフレットやポスター等により、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法、労働基準法等の周知徹底を図る。また、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保や、就職・再就職支援を図るため、町民に対して広報などにより周知・啓発に努める。
ハローワーク等との連携強化による雇用情報の積極的発信	ハローワーク等との連携を図り、求人チラシを設置するなど、求人に関する情報提供を行う。

施策の方向2 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の促進

商工業や農業などの自営業に就いている男女の労働環境の向上を目指し、男女共同参画意識の啓発に努めるとともに、女性の起業や経営参画について支援を図ります。

□実施計画・概要□

農村における男女共同参画意識の啓発	茨城県県央農林事務所笠間地域農業改良普及センターからの広報紙等、関係機関からの情報の周知により、農村における男女共同参画意識の啓発を図る。
家族経営協定推進事業 ^{*1} の拡充	農業に携わる女性の働く意欲と待遇の確保を図るため茨城県県央農林事務所笠間地域農業改良普及センターなどと連携しながら、家族経営協定を締結して農業に取り組む対象者を掘り起し推進していく。
農村女性育成事業の充実	農業に意欲的に取り組む女性農業士の推薦や活動の支援に努めるとともに、特産品開発研究グループ等への補助金申請の窓口となるなど農村女性の育成・支援を図る。
女性の起業など経営参画の促進	女性の能力発揮、経営参画の促進を図るとともに、関係機関で開催する講座等の情報提供を行う。

*1 家族経営協定推進事業：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定。（農林水産省）

取り組み方針3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

男女が共に社会に参画し、様々な活動に携わるためには、仕事や家庭、地域活動などにバランスよく係わることができる環境づくりが必要であることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するため、制度の周知や育児休業の取得などを奨励するとともに、男性の積極的な家庭、地域活動への参画を支援します。

■目標指標■

目標指標	指標の考え方	平成 23 年度	平成 28 年度
仕事と家庭を両立させる上で「特に悩みや問題はない」と感じている町民の割合	城里町男女共同参画基本計画に関する町民意識調査において、仕事と家庭を両立させる上で「特に悩みや問題はない」と回答した町民の割合の拡大を目指します。	40.2%	50.0%

施策の方向1 仕事と生活の両立支援

仕事と生活が両立（ワーク・ライフ・バランス）できる環境の整備を目指し、制度の周知を図るとともに、育児休業・介護休業等の取得に向けた支援充実を図ります。

□実施計画・概要□

育児休業制度・介護休業制度の趣旨の徹底および取得促進	育児休業制度・介護休業制度の趣旨について、関係機関からの情報を提供し、啓発を図る。
労働時間の短縮、ボランティア休暇の取得促進	労働時間の短縮やボランティア休暇の取得などについて、関係法律及び関係機関からの情報を周知し、啓発を図る。

施策の方向2 家庭への男性の積極的参画の推進

男女がともに仕事と生活のバランスを保ちながら自らの働き方を選択できるよう、男性の男女共同参画意識の高揚に努め、男性が家事や育児、介護などに積極的に参画できるよう支援します。

□実施計画・概要□

生涯学習推進事業(再掲)	公民館において各種講座(1日講座・継続講座)を開催する。男性を対象とした料理教室、親子講座、各年代に合わせた講座を開催する。
マタニティクラスの開催	マタニティクラスへの夫婦での参加を促進し、父親の妊婦体験など男性にも妊婦の気持ちを理解し妊娠期より子育てに積極的に関わってもらう機会を提供する。

取り組み方針4 男女がともに活躍できる環境整備と支援の充実

男女がともに自らの働き方を主体的に選択でき、共に活躍できる環境を目指し、子育て支援の充実や介護予防・介護サービスの充実に努めるとともに、地域活動などにおける男女共同参画を促進します。

■目標指標■

目標指標	指標の考え方	平成 23 年度	平成 28 年度
地域社会での男女の不平等感について「特にない」と感じている町民の割合	城里町男女共同参画基本計画に関する町民意識調査において、地域社会での男女の平等観について「特にない」と感じている町民の割合の増加を目指します。	39.2%	50.0%

施策の方向1 子育て支援の充実

女性に偏りがちな仕事と子育ての両立に係る負担を軽減するため、子育てに関する各種の制度の充実を努めるとともに、制度に関する情報提供を行いその利用を促進します。

□実施計画・概要□

子育て支援事業	妊婦を対象とした母親学級、乳幼児を持つ母親を対象とした乳児相談や離乳食教室、親子教室(にこにこ広場、おむすびころりん、つどのひろば)を開催し、子育てを支援する。これまで参加が少ない父親も参加しやすいような活動を検討し内容の充実を図る。妊娠期から乳幼児・幼児期と各発達段階に応じた教室の開催。育児不安がなく子育てができるよう支援していく。
放課後児童健全育成事業	子育て中の共働き世帯が増えていることから、保護者を支援していくため、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、学童保育専用施設及び保育所等を利用し、適切な遊びや生活の場を与え児童の健全育成を図る。
次世代育成支援金	第3子の出生時及び第3子が3歳・6歳に到達した際に、その幼児を養育している保護者に対し10万円を支給する。制度周知を図るため、町広報紙に制度内容を掲載し、申請者へ次世代育成支援金を支給する。
家庭教育学級(再掲)	家庭教育学級において、人権問題について、偏見や差別の不合理的を理解し、正しい認識を深めるため、講演会等を開催する。
庁内の次世代育成支援対策	次世代育成支援のための行動計画に基づき、職員の仕事と子育ての両立を支援する。そのため各種研修の実施、相談体制の充実に努める。

施策の方向2 介護予防・介護サービスの充実

女性に偏りがちな介護に係る家族の負担を軽減するため、多様化するサービスを的確に利用できるよう支援に努めるとともに、介護予防や介護に関する相談体制の充実など介護サービスの充実を図ります。

□実施計画・概要□

介護サービス整備事業	要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤を計画的に整備する。
介護予防事業	要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から効果的な介護予防サービスを提供する。
介護相談窓口事業	高齢者が安心して生活を続けられるよう、関係機関のネットワークを活かしながら、総合相談・支援を通じて制度の垣根を越えた横断的多面的な援助を行う。

施策の方向3 地域活動などにおける男女共同参画の促進（地域・防災）

これまで男性が中心であった地域活動に男女がともに参加し、地域で解決すべき課題に対応していくため、コミュニティ活動、福祉活動、防災・防犯活動など、男女共同参画の視点にたった地域活動への取り組みを支援します。

□実施計画・概要□

女性会運営事業	地域独居老人慰問・スクールパトロールの実施・日赤奉仕団等の社会奉仕活動や会員相互の教養を高める講座・教室の開催等を行う女性団体を支援する。
高校生会運営事業	学生生活のあり方を考え、自発的な行動により自己の向上を図るとともに、地域との交流を深める高校生会の運営を支援する。
男女共同参画に関する活動への支援	男女共同参画を推進する地域活動を支援し、促進する。推進団体の育成(当面、育成費補助金を交付)を図る。
防災・防犯分野における男女共同参画の促進	防災・防犯の分野において女性の参画拡大を図るとともに、防災の現場などにおける男女共同参画を推進します。また、初期消火や地域における防火意識の啓発を図るため、新たに女性消防団を設立し、町民の消火意識の高揚を図る。

取り組み方針 1 生涯を通じて安心して暮らせる保健・医療・福祉の充実

町民が生涯を通じて安心して暮らせるよう、保健・医療サービスの充実に努めるとともに、高齢者や障害者、ひとり親家庭など、生活上困難に陥りやすい町民に対する支援に努めます。

■目標指標■

目標指標	指標の考え方	平成 22 年度	平成 28 年度
乳幼児健康診査の受診率	乳幼児健康診査の受診率の向上を目指します。 (乳幼児健診の受診率平均)	87.5%	90%

施策の方向 1 保健・医療サービスの充実

町民の健康づくりや健康診査など保健・医療の充実に努めるとともに、各種事業についての的確な情報提供を行います。

□実施計画・概要□

予防接種事業	予防接種法に基づく各種予防接種を実施し疾病を予防する。また、任意予防接種の推進に努める。
乳幼児の健康診査	乳幼児健診、歯科健診を実施し、乳幼児の疾病予防、疾病の早期発見に努める。また、健診結果に基づく事後指導の充実に努める。
健康診査事業	がん、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病の早期発見、早期治療及び生活習慣の改善を図るため、特定健診や、がん検診などを実施する。
健康づくり事業	ヘルスサポート教室、リフレッシュ教室、筋力アップ教室、骨粗しょう症予防教室等を実施する。
精神保健事業	こころの病を持つ方のための社会生活訓練と、こころの病をもつその家族を対象とした相談会を実施する。

施策の方向 2 高齢者への支援

高齢者が家庭や地域のなかで自立して豊かに暮らせるよう、社会への参画を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者を地域社会全体で支える体制整備を図ります。

□実施計画・概要□

介護予防事業(高齢福祉)	緊急通報システムの貸与や配食サービスなどを行い、高齢者が健康でいきいきとした生活を送れるよう支援する。
愛の定期便事業	在宅で 75 歳以上の一人暮らしの高齢者に対し、乳製品等を配布することで安否の確認などを行う。
訪問介護員養成講座	中学生及び高齢者等を対象に地域介護ヘルパー養成講座を開設し、介護の技術や知識を習得し高齢者・障害者への介護に関する啓発を行う。

施策の方向3 障害者への支援

ノーマライゼーション*¹の理念に基づき障害のある人もない人も共に生活し活動できる地域社会を目指し、地域において安心して日常生活や社会生活が送れるよう、地域環境の整備や障害福祉サービスの充実に努めます。

□実施計画・概要□

障害福祉サービス	障害者(児)が自立し、地域で生活が送れるよう、機能や目的に応じたサービスを提供し、ニーズに即した効果的な支援を行う。
自立支援医療(更生医療)	障害者が手術を行うことなどにより、障害を軽減あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担し、医療費の軽減を図る。
補装具費の支給	障害者の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、日常生活又は就学、就労に用いる用具の購入や修理に係る費用を支給する。
地域生活支援事業	障害者(児)が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施し、福祉の増進を図る。
障害(児)者福祉手当の支給	重度の障害があるため、日常生活において常時介護の必要性のある者やその児童を家庭で養育している保護者等に手当を支給する。

施策の方向4 ひとり親家庭への支援

ひとり親など、生活上の困難に陥りやすい家庭に対しては、世帯や子どもの実状に合わせ、きめ細かな生活支援に努めます。

□実施計画・概要□

児童扶養手当の支給	父母の何らかの理由により父親と生計をともにしていない児童の母親、又は母に代わってその児童を養育している者に対し、児童の家庭生活安定を図るための手当を支給する。
親と子ふれあい事業	母子家庭・父子家庭の親子を対象に、親子ふれあい事業を実施し、親子の交流を深めるとともに、地域の輪を広げる。

*1 ノーマライゼーション: 障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々が、障害のない者と同様に家庭や地域社会での日常生活や諸活動を行える社会を目指そうとする考え方。

取り組み方針2 男女が健康で明るい生涯を送るための健康支援

男女が健康で明るい生涯を送れるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*1（性と生殖に関する健康と権利）の視点にたち、男女の生涯にわたる健康支援に努めます。また、過重労働対策など職場における健康対策や、健康を脅かす問題への対応を図ります。

■目標指標■

目標指標	指標の考え方	平成 23 年度	平成 28 年度
子宮がん検診・乳がん検診の受診者数	女性特有のがんである子宮がん、乳がんの受診者数の増加を目指します。	1,318 人	1,500 人

施策の方向1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ の確立と支援

男女がその身体的な性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ思いやりをもって生きていくことが重要であるとの認識のもと、家庭・学校・社会のあらゆる場面でリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を図ります。

□実施計画・概要□

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発促進	男女共同参画の視点にたち、広報などを通じて「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」に関する啓発を図る。
生命と性を尊重する啓発、教育の推進	生命の大切さを理解し、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、心身の発達段階に応じ、判断力をもって行動できるような性に関する教育を行う。
学校における人権尊重の視点に基づく性に関する教育の推進	健康管理・生命尊重の観点から、性感染症予防に関する正しい知識の啓蒙を図る。

施策の方向2 女性の生涯にわたる健康支援

女性に特有の疾患や妊娠・出産に関わる健康対策等、女性の生涯にわたる健康支援の充実に努めます。

□実施計画・概要□

女性の健診事業の充実	特定健診、生活習慣病予防健診、乳がん、子宮がんなど婦人科がん検診の実施に努める。
妊婦健診の拡充支援	妊婦の疾病予防や異常の早期発見、安全な分娩と健やかな児の出生に向けて支援する。又、乳児の発育、発達の確認、疾病や異常の早期発見など、乳児の健康の保持増進を図る。妊婦健診の助成回数、内容については、県全体での見直しに併せて、今後も継続する。

*1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、健康とは疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味し、すべての人々の基本的人権として位置づける理念である。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれおり、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

施策の方向3 男性の生涯にわたる健康支援

男性は、女性に比べて喫煙や飲酒の習慣が多いことを踏まえ、男性の健康をめぐる様々な問題に対応するため、健診事業や相談・支援体制の充実など男性の生涯にわたる健康支援の充実に努めます。

□実施計画・概要□

男性の健診事業の推進	特定健診、生活習慣病予防健診の実施
健康管理に関する講座の開催	健康維持、管理の知識習得を目的とする講座を開催する。

施策の方向4 職場における健康支援

各種健康診査など職場における健康対策についての啓発、心身両面にわたる健康づくりの取り組みを支援します。

□実施計画・概要□

職場における健康対策	生活習慣病検診及び各種検診等を実施することにより、生活習慣病等の早期発見・早期予防を図るため、職場における健康対策に対する啓発に努めます。さらに、メンタルヘルス対策や過重労働対策など心身両面にわたる健康づくりについての取り組みを支援します。
女性労働者への母性保護および健康に関する情報の周知徹底と情報提供の拡大	関係機関からのパンフレット等により情報提供していく。

施策の方向5 健康を脅かす問題への対応

薬物使用、喫煙、飲酒などがもたらす健康被害を未然に防止するための教育を推進するとともに、インフルエンザなどの感染症予防対策を実施します。

□実施計画・概要□

薬物乱用防止の教育の推進	パンフレット等を配布し、意識の啓発を図る。学校において、薬物乱用防止教室を開催し教育の推進を図る。
感染症の対策	インフルエンザなどの感染症予防対策を推進するとともに、HIV/エイズや子宮頸がんの原因となるHPVへの感染を始めとする性感染症予防対策を推進する。

取り組み方針3 男女間のあらゆる暴力の根絶

暴力を許さない意識と環境づくりの推進に努めるとともに、配偶者からの暴力に対する被害者の保護にかかわる体制整備や相談体制の充実に努めます。また職場や地域におけるセクシャル・ハラスメント*1 やストーカー行為*2 の防止対策を支援します。さらに、児童虐待や高齢者に対する虐待の予防と防止対策に努めます。

■目標指標■

目標指標	指標の考え方	平成 23 年度	平成 28 年度
配偶者などからの暴力を受けた方のうち、誰かに相談した町民の割合	城里町男女共同参画基本計画に関する町民意識調査において、「5 年の間に配偶者やパートナー・恋人から暴力を受けた」と回答した町民うち、誰かに「相談した」町民の割合の増加を目指します。	27.1%	50.0%

施策の方向 1 暴力を許さない意識と環境づくりの推進

配偶者間の暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識のもと、暴力が生み出される背景や多様な形態についての情報とその犯罪性、反社会性について深く認識されるよう啓発に努めます。

□実施計画・概要□

DV問題に関する広報・パンフレット等の配布	暴力根絶に向けての意識啓発を図り、被害の発生を未然に防ぐ気運を醸成する。そのため、パンフレットやポスターなどにより DV の予防・啓発の推進を図る。
-----------------------	--

施策の方向 2 ドメスティック・バイオレンス（DV）防止対策

ドメスティック・バイオレンス*3 については、地域・医療機関・警察・県などと連携し、被害者が相談しやすい体制を整備するとともに、関係機関との連絡を密にし、情報提供を行います。

□実施計画・概要□

DV対策の体制の整備	関係機関、民間支援団体との連携体制の一層の充実に努めるとともに、被害者が安心して相談できる各相談窓口の整備とその周知に努める。
被害者の保護対策	ドメスティック・バイオレンスの加害者が、不当に住民基本台帳の閲覧や住民票等の交付を受け、被害者の住所を探索することを防止するため、システムの活用及び他市町村との連携を図り、引き続き、被害者の保護に努める。

*1 セクシャル・ハラスメント:「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

*2 ストーカー行為:特定の人に対する恋愛・好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で繰り返し行われるつきまとい等の行為。

*3 ドメスティック・バイオレンス:女性、子ども、高齢者、障害者などの家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待など」をいう。女性問題としては、夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

施策の方向3 セクシャル・ハラスメント防止対策

セクシャル・ハラスメントやストーカー行為などの暴力行為の根絶を目指し、関連する法律の周知徹底やガイドラインの啓発パンフレットを配布するなど、意識啓発を図ります。また、関係機関との連携により対策を強化するとともに、被害者を早期に救済する仕組みづくりを進めます。

□実施計画・概要□

庁内のセクシャル・ハラスメント防止対策の推進	庁内におけるセクシャル・ハラスメントを防止するため、セクシャル・ハラスメントを許さない職場環境づくりに努めるとともに、職員に対する啓発・研修の充実を図る。また、相談・苦情に対する窓口の充実を図る。
ストーカー対策	県・警察署から配布されたポスター・パンフレット等を窓口等に設置するなど有効に活用しストーカー行為に対する認識の高揚を図る。また、ストーカー行為等の加害者が、不当に住民基本台帳の閲覧や住民票等の交付を受け、被害者の住所を探索することを防止するため、システムの活用及び他市町村との連携を図り、引き続き、被害者の保護に努める。
ストーカー被害者への支援	被害者支援連絡会をはじめ、各関係機関・団体相互の連携を強化するとともに、いばらき被害者支援センターのポスター・パンフレット等の活用、被害者の状況に応じてセンターの紹介など適切な機関を紹介することにより、被害者のニーズに応える。

施策の方向4 児童虐待・高齢者に対する虐待の予防と対策

児童虐待及び高齢者の虐待を防止するため、関係機関との連携によるネットワークを強化するとともに、関連する法律の周知や徹底した意識啓発を行います。

□実施計画・概要□

要保護児童対策地域協議会	要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を必要に応じて実施する。
心配ごと相談所運営事業	高齢者を含む町民が日常生活で抱える各種問題に対し、相談窓口を設置し、弁護士等の専門家を始めとした相談員による適切な助言、援助により町民の福祉の向上を図る。
高齢者虐待防止法措置	法に基づき高齢者や養護者に対する相談、助言、対応、関係機関との協力、調査等の体制を整備する。

取り組み方針 1 相談体制の整備充実

男女共同参画や女性問題に関する相談窓口の充実・強化及び体制の整備を図ります。また、男女共同参画に関する苦情に対し、県の苦情処理機関を活用していきます。

□実施計画・概要□

既存窓口を一元化した女性問題専門相談窓口の設置検討	女性の立場に立って対応する総合的な相談窓口を一元化し、より実態に即した相談体制の整備に努める。
関係機関と連携した女性問題相談体制の確立	地域や家庭で生じる男女に関する問題について、その実情に合わせ相談機関相互の連携により解決を図る。
県の苦情処理機関の活用	男女共同参画に関する苦情に対して県の機関を活用する。

取り組み方針 2 計画の着実な進行管理

本計画の実効性を確保するため、取り組みの状況把握を行うとともに、計画の着実な進行管理を実施します。また、進捗状況を町民にわかりやすく公表します。

□実施計画・概要□

庁内推進組織の整備	計画の着実な推進を図るため、関係各課と連携するとともに、推進体制を強化するため、男女共同参画プラン策定ワーキングチームを推進組織に移行し、計画の着実な推進を図る
城里町男女共同参画プラン策定委員会による評価	年 2 回程度、城里町男女共同参画基本計画における施策の進捗状況を報告するとともに、事業の評価を行い次年度以降に反映していく。
広報を通じた進捗状況の公表	広報紙、ホームページを活用して計画の進捗状況を公表し、町民一人ひとりの意識の変革を図る。

取り組み方針 3 関係機関との連携強化

行政はもとより町民、町内事業者、各種団体の連携のもと、男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めます。また、行政だけでは解決できない様々な課題については、国・県などに積極的に働きかけていきます。

□実施計画・概要□

町内事業所との協力体制の確立	商工会にも協力を仰ぎ、町内の企業と連携をとり、男女平等の労働環境の整備を図る。
男女共同参画の推進に向けた町内関係団体のネットワーク化の推進	男女共同参画に係る推進組織を活かし、町内のネットワークの拡大を図る。
国・県・他自治体との連携強化	国・県の政策などとの整合を図るとともに、他自治体との情報交換を通じ、男女共同参画政策の向上に努める。また、県や近隣自治体の事業に参加するなど交流を図る。

第2編

城里町男女共同参画に関する町民意識調査

調査の概要

1 調査概要

【調査目的】

「第2次城里町男女共同参画基本計画」策定にあたり、城里町民の方々から男女共同参画に対するご意見をお聞かせいただき、城里町の現状と課題を把握し、今後の基礎資料として活用することを目的とし、調査を実施いたしました。

【調査対象】

城里町内にお住まいの満20歳以上の男女から無作為に2,000人を抽出

【調査方法】

郵便による配布、無記名で郵送回収

【調査時期】

平成23年8月25日(木)から9月10日(土)

【回収結果】

772票回収 回収率38.6%

【調査項目】

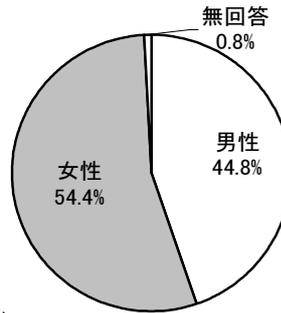
対象者の属性
男女共同参画について
日常生活について
労働環境について
地域での活動について
学校教育について
男女の人権と平等について
男女間の暴力(DV)について
町の施策について
自由記述(町への要望・意見)

【質問項目】

問1 男女の役割分担について
問2 男女共同参画の考え方について
問3 一日の仕事、家事、自分の時間の配分について
問4 現在の就業の有無
問5 就業形態について
問6 職場の所在地について
問7 職場での男女平等について
問8 仕事と家庭の両立について
問9 自営業主・家族従業者の働く上での悩みについて
問10 無職の方の現在の状況
問11 無職の方の働く意思について
問12 働く意思のある方の希望する就業形態について
問13 地域社会の男女平等について
問14 男女がともに地域活動に参加するために必要なこと
問15 学校教育で行う男女平等の取り組みについて
問16 社会における男女平等について
問17 配偶者などから受ける暴力について
問18 暴力を受けた方の相談の有無
問19 相談先について
問20 相談しなかった理由
問21 町政に対する女性の視点・意見の反映について
問22 男女共同参画に対し望む施策

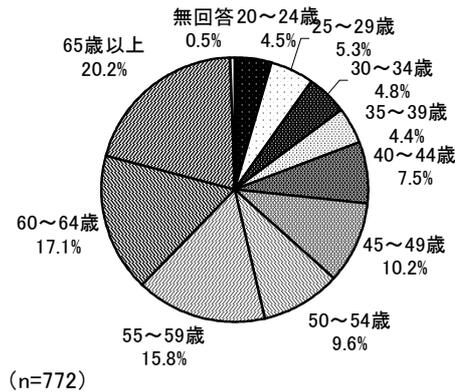
2 対象者の属性

F1 性別		N=772	SA
	票数	%	
1 男性	346	44.8%	
2 女性	420	54.4%	
無回答	6	0.8%	



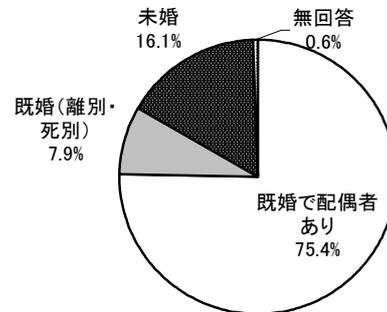
(n=772)

F2 年齢		N=772	SA
	票数	%	
1 20~24歳	35	4.5%	
2 25~29歳	41	5.3%	
3 30~34歳	37	4.8%	
4 35~39歳	34	4.4%	
5 40~44歳	58	7.5%	
6 45~49歳	79	10.2%	
7 50~54歳	74	9.6%	
8 55~59歳	122	15.8%	
9 60~64歳	132	17.1%	
10 65歳以上	156	20.2%	
無回答	4	0.5%	



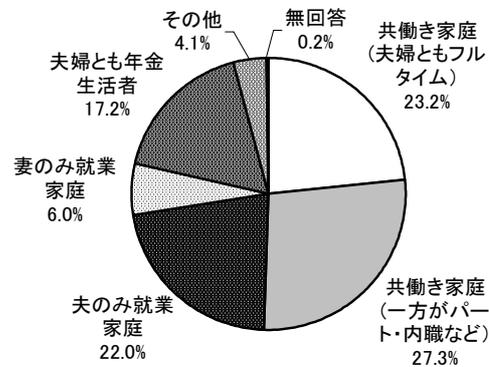
(n=772)

F3 結婚		N=772	SA
	票数	%	
1 既婚で配偶者あり	582	75.4%	
2 既婚(離別・死別)	61	7.9%	
3 未婚	124	16.1%	
無回答	5	0.6%	



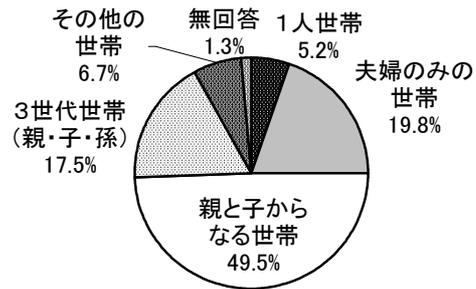
(n=772)

F4 就業形態		N=582	SA
	票数	%	
1 共働き家庭 (夫婦ともフルタイム)	135	23.2%	
2 共働き家庭 (一方がパート・内職など)	159	27.3%	
3 夫のみ就業家庭	128	22.0%	
4 妻のみ就業家庭	35	6.0%	
5 夫婦とも年金生活者	100	17.2%	
6 その他	24	4.1%	
無回答	1	0.2%	



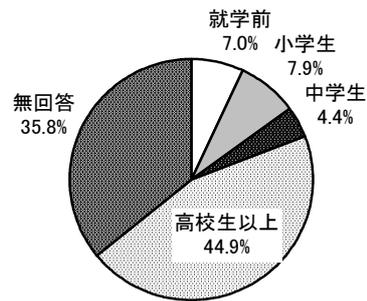
(n=582)

F5 世帯構成		N=772	SA
		票数	%
1	1人世帯	40	5.2%
2	夫婦のみの世帯	153	19.8%
3	親と子からなる世帯	382	49.5%
4	3世代世帯(親・子・孫)	135	17.5%
5	その他の世帯	52	6.7%
	無回答	10	1.3%



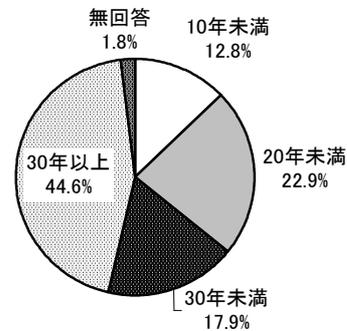
(n=772)

F6 一番下の子の年齢		N=772	SA
		票数	%
1	就学前	54	7.0%
2	小学生	61	7.9%
3	中学生	34	4.4%
4	高校生以上	347	44.9%
	無回答	276	35.8%



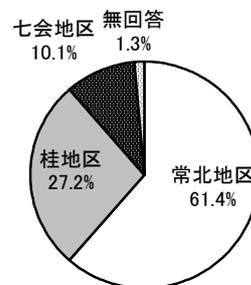
(n=772)

F7 居住年数		N=772	SA
		票数	%
1	10年未満	99	12.8%
2	20年未満	177	22.9%
3	30年未満	138	17.9%
4	30年以上	344	44.6%
	無回答	14	1.8%



(n=772)

F8 居住地区		N=772	SA
		票数	%
1	常北地区	474	61.4%
2	桂地区	210	27.2%
3	七会地区	78	10.1%
	無回答	10	1.3%



(n=772)

調查結果

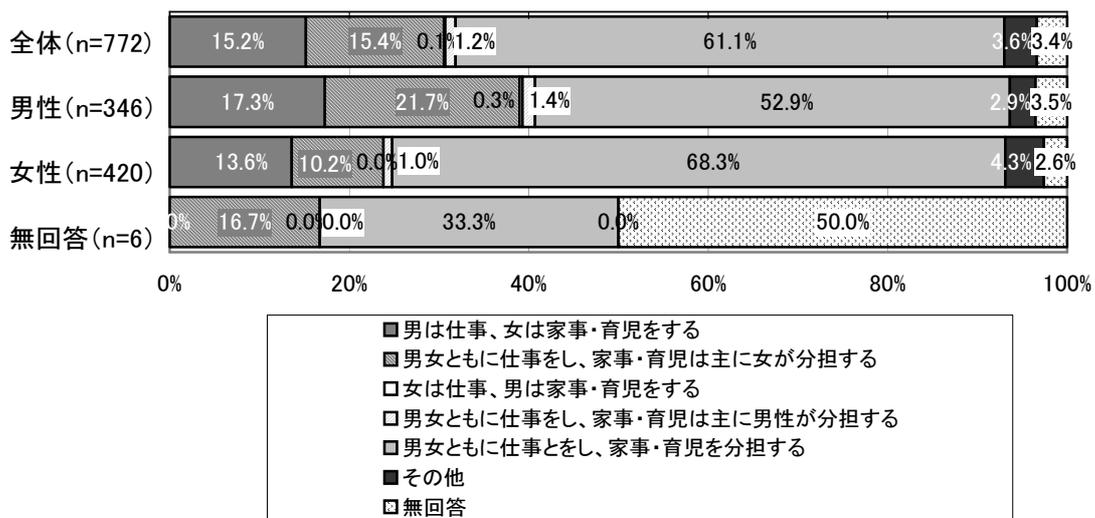
1 男女共同参画について

問1 男女の役割分担についてどのように考えますか？

男女の役割分担の考え方については「男女ともに仕事をし、家事・育児を分担する」が最も多く 61.1%となっています。次に「男女ともに仕事をし、家事・育児は主に女が分担する」が 15.4%、「男は仕事、女は家事・育児をする」が 15.2%となっています。男女がともに家事を分担する意識は定着しつつあります。

男女別を見ると、「男女ともに仕事をし、家事・育児を分担する」は男性（52.9%）より女性（68.3%）の割合が 15.4%高く、また「男女ともに仕事をし、家事・育児は主に女が分担する」は女性（10.2%）より男性（21.7%）の割合が 11.5%高くなっています。男女の役割分担に対しては、男女間で意見の違いが見られます。

	票数	全体	男性	女性	無回答
1 男は仕事、女は家事・育児をする	117	15.2%	17.3%	13.6%	0.0%
2 男女ともに仕事をし、家事・育児は主に女が分担する	119	15.4%	21.7%	10.2%	16.7%
3 女は仕事、男は家事・育児をする	1	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%
4 男女ともに仕事をし、家事・育児は主に男性が分担する	9	1.2%	1.4%	1.0%	0.0%
5 男女ともに仕事をし、家事・育児を分担する	472	61.1%	52.9%	68.3%	33.3%
6 その他	28	3.6%	2.9%	4.3%	0.0%
無回答	26	3.4%	3.5%	2.6%	50.0%



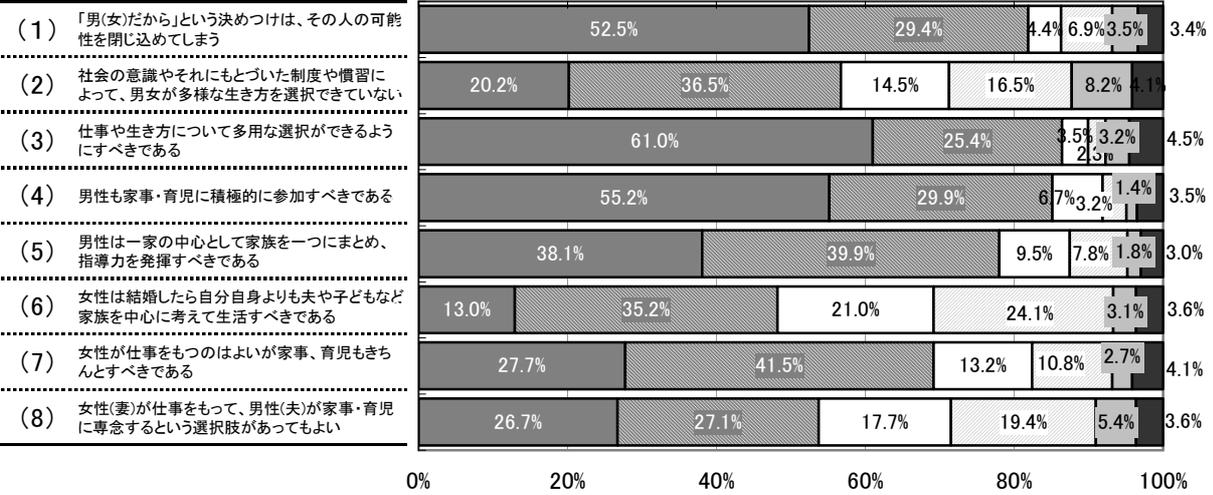
問2 次の(1)～(6)までの考えについてどのように思いますか？ (N=772)

性別による役割分担意識について、それぞれの項目について共感するかどうかを伺ったところ、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」との回答が最も多かったのは、「仕事や生き方について多用な選択ができるようにすべきである」が86.4%、次に「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」が85.1%、「『男(女)だから』という決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまう」が81.9%となっています。反対に「女性は結婚したら自分自身よりも夫や子どもなど家族を中心に考えて生活すべきである」は最も少なく48.2%となっており、家事や育児は女性がすべきものという意識は低くなりつつあることが伺えます。

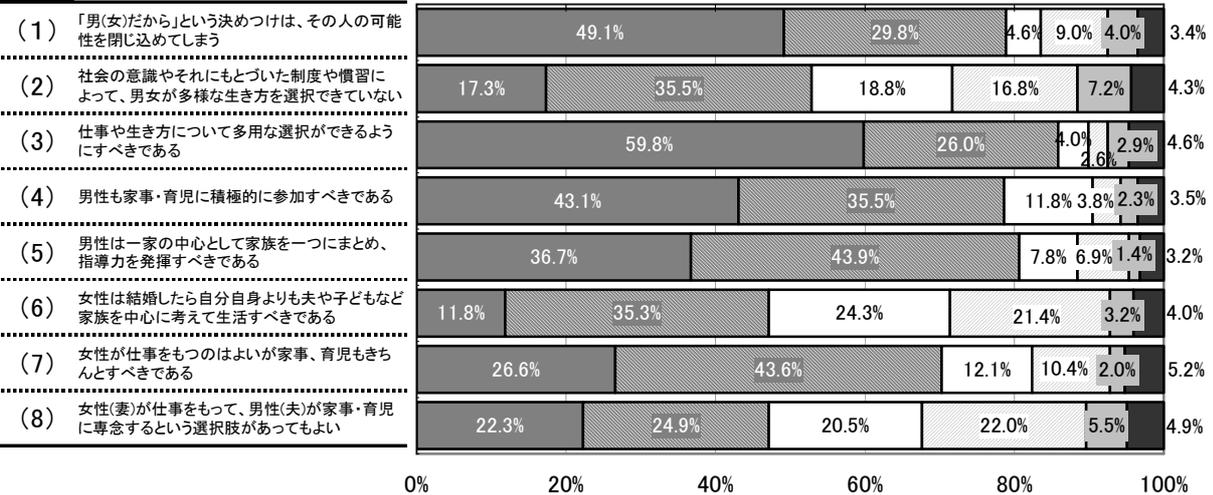
男女別を見ると、「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」は男性(43.1%)より女性(65.7%)の割合が22.6%高く、女性が男性の家事・育児を強く望むのに対し、男性は家事・育児に対する消極的な姿勢が伺えます。

全体	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない		無回答	
	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%
(1) 「男(女)だから」という決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまう	405	52.5%	227	29.4%	34	4.4%	53	6.9%	27	3.5%	26	3.4%
(2) 社会の意識やそれにもとづいた制度や慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていない	156	20.2%	282	36.5%	112	14.5%	127	16.5%	63	8.2%	32	4.1%
(3) 仕事や生き方について多用な選択ができるようにすべきである	471	61.0%	196	25.4%	27	3.5%	18	2.3%	25	3.2%	35	4.5%
(4) 男性も家事・育児に積極的に参加すべきである	426	55.2%	231	29.9%	52	6.7%	25	3.2%	11	1.4%	27	3.5%
(5) 男性は一家の中心として家族を一つにまとめ、指導力を発揮すべきである	294	38.1%	308	39.9%	73	9.5%	60	7.8%	14	1.8%	23	3.0%
(6) 女性は結婚したら自分自身よりも夫や子どもなど家族を中心に考えて生活すべきである	100	13.0%	272	35.2%	162	21.0%	186	24.1%	24	3.1%	28	3.6%
(7) 女性が仕事をもつのはよいが家事、育児もきちんとすべきである	214	27.7%	320	41.5%	102	13.2%	83	10.8%	21	2.7%	32	4.1%
(8) 女性(妻)が仕事をもって、男性(夫)が家事・育児に専念するという選択肢があってもよい	206	26.7%	209	27.1%	137	17.7%	150	19.4%	42	5.4%	28	3.6%

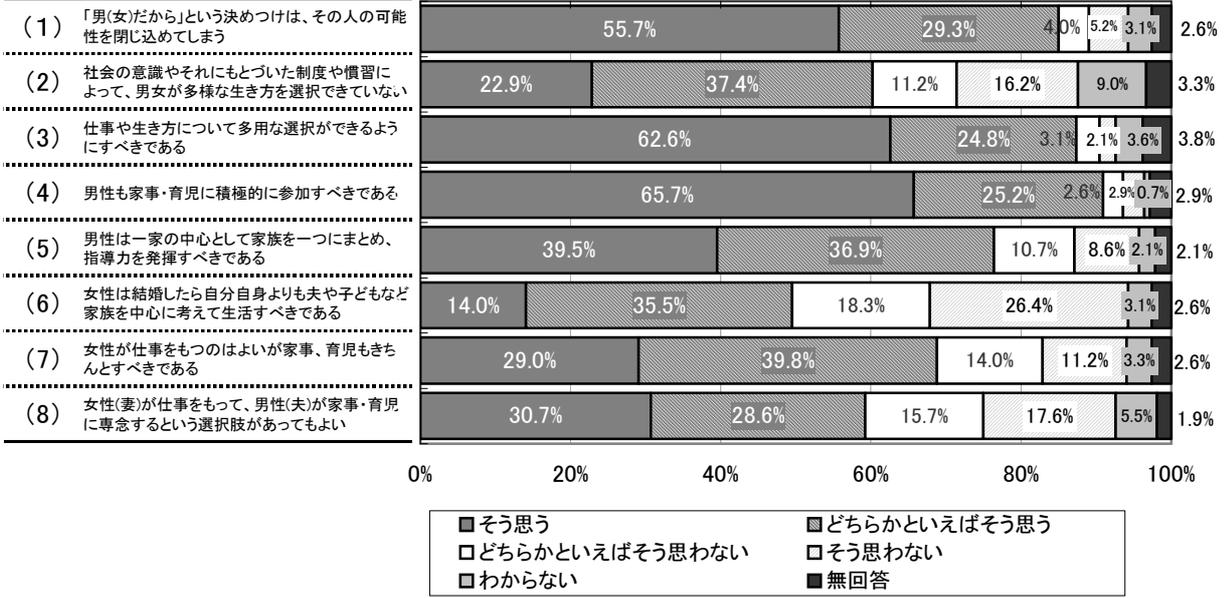
全体 (n=772)



男性 (n=346)



女性 (n=420)



2 日常生活について

問3 1日のうちで、あなたが(1)～(3)のことに要する時間は平均してどのくらいですか？

〈仕事の時間〉は「7～9時間未満」が最も多く26.3%、次に「なし」が24.1%、「9～11時間未満」が15.3%となっています。

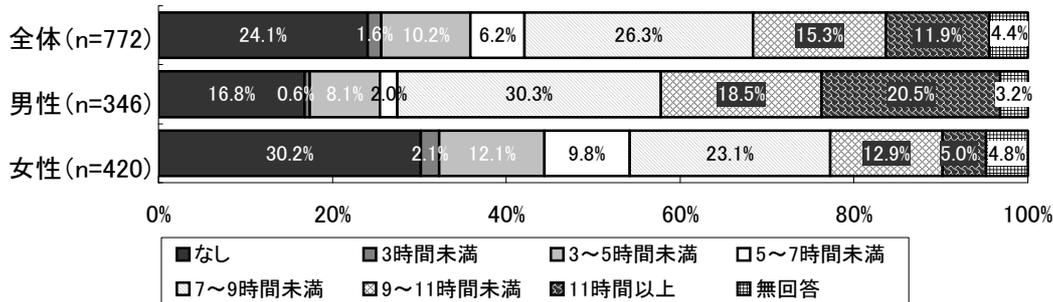
男女別を見ると、「11時間以上」では女性（5.0%）より男性（20.5%）の割合が15.5%高く、「なし」では男性（16.8%）より女性（30.2%）の割合が13.4%高くなっています。男性の多くは仕事に時間を使っており、女性の3割は仕事に従事していないことがわかります。

〈家事に要する時間〉は「なし」が最も多く24.5%、次に「1～2時間未満」が20.6%、「3～4時間未満」が15.7%となっています。

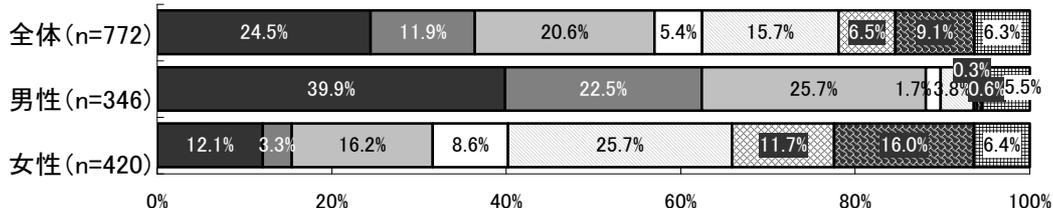
男女別を見ると、「なし」では女性（12.1%）より男性（39.9%）の割合が27.8%高く、反対に「3～4時間未満」では男性（3.8%）より女性（25.7%）の割合が21.9%高くなっています。家事の時間が女性に集中していることが伺えます。

〈趣味など自分の時間〉は「1～2時間未満」が最も多く36.9%、次に「なし」が16.3%、「1時間未満」が14.5%となっています。

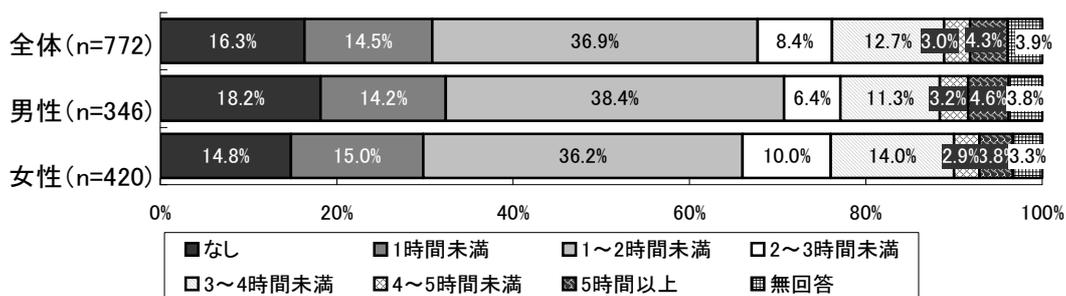
(1) 仕事（在宅勤務、通勤時間を含む）



(2) 家事（育児・介護を含む）



(3) 趣味など自分の時間



(1) 仕事(在宅勤務、通勤時間を含む)

	票数	全体	男性	女性
1 なし	186	24.1%	16.8%	30.2%
2 3時間未満	12	1.6%	0.6%	2.1%
3 3～5時間未満	79	10.2%	8.1%	12.1%
4 5～7時間未満	48	6.2%	2.0%	9.8%
5 7～9時間未満	203	26.3%	30.3%	23.1%
6 9～11時間未満	118	15.3%	18.5%	12.9%
7 11時間以上	92	11.9%	20.5%	5.0%
無回答	34	4.4%	3.2%	4.8%

(2) 家事(育児・介護を含む)

	票数	全体	男性	女性
1 なし	189	24.5%	39.9%	12.1%
2 1時間未満	92	11.9%	22.5%	3.3%
3 1～2時間未満	159	20.6%	25.7%	16.2%
4 2～3時間未満	42	5.4%	1.7%	8.6%
5 3～4時間未満	121	15.7%	3.8%	25.7%
6 4～5時間未満	50	6.5%	0.3%	11.7%
7 5時間以上	70	9.1%	0.6%	16.0%
無回答	49	6.3%	5.5%	6.4%

(3) 趣味などの自分の時間

	票数	全体	男性	女性
1 なし	126	16.3%	18.2%	14.8%
2 1時間未満	112	14.5%	14.2%	15.0%
3 1～2時間未満	285	36.9%	38.4%	36.2%
4 2～3時間未満	65	8.4%	6.4%	10.0%
5 3～4時間未満	98	12.7%	11.3%	14.0%
6 4～5時間未満	23	3.0%	3.2%	2.9%
7 5時間以上	33	4.3%	4.6%	3.8%
無回答	30	3.9%	3.8%	3.3%

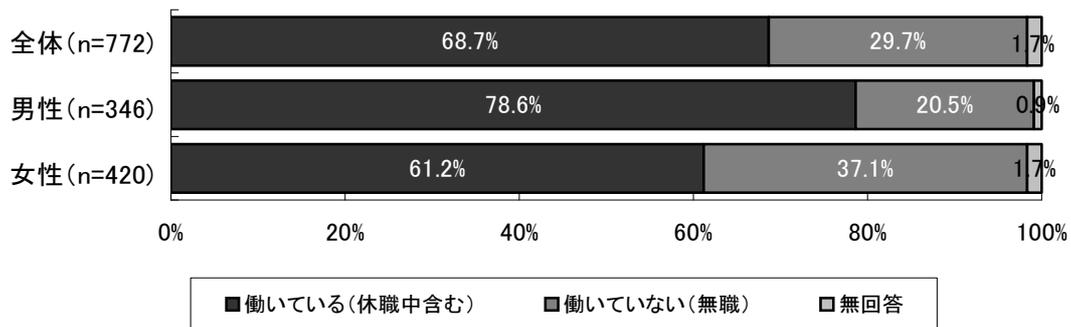
3 労働環境について

問4 あなたは現在働いていらっしゃいますか？

現在の就労の有無について、「働いている」が最も多く 68.7%となっており、「働いていない」は 29.7%となっています。

男女別を見ると、男性は「働いている」が 78.6%、「働いていない」が 20.5%、女性は「働いている」が 61.2%、「働いていない」が 37.1%となっています。女性より男性の働いている割合が 17.4%高くなっています。

	票数	全体	男性	女性
1 働いている(休職中含む)	530	68.7%	78.6%	61.2%
2 働いていない(無職)	229	29.7%	20.5%	37.1%
無回答	13	1.7%	0.9%	1.7%

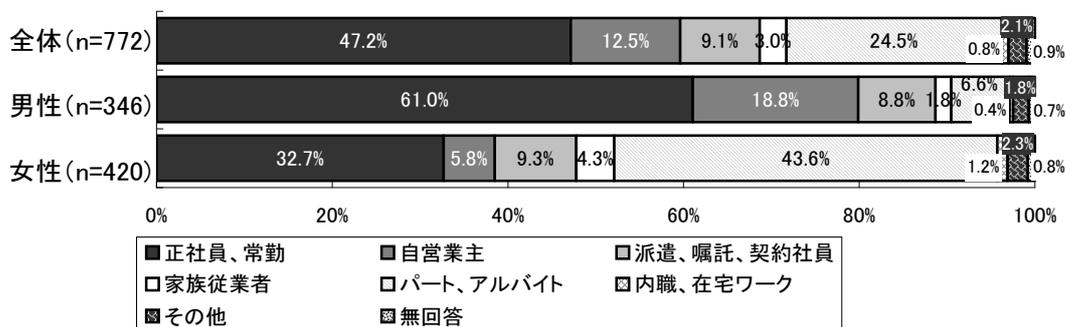


問5 問4で「1働いている」と答えた方におうかがいします。現在の就業形態は次のどれでしょうか？

就業形態の内訳は「正社員、常勤」が最も多く47.2%、次に「パート、アルバイト」が24.5%、「自営業主」が12.5%、「派遣、嘱託、契約社員」が9.1%となっています。

男女別を見ると、「正社員、常勤」は女性（32.7%）より男性（61.0%）の割合が28.3%高くなっています。反対に「パート・アルバイト」は男性（6.6%）より女性（43.6%）の割合が37.0%高くなっています。男性は正規雇用、女性は非正規雇用で就労する傾向が顕著に現れています。

	票数	全体	男性	女性
1 正社員、常勤	250	47.2%	61.0%	32.7%
2 自営業主	66	12.5%	18.8%	5.8%
3 派遣、嘱託、契約社員	48	9.1%	8.8%	9.3%
4 家族従業者	16	3.0%	1.8%	4.3%
5 パート、アルバイト	130	24.5%	6.6%	43.6%
6 内職、在宅ワーク	4	0.8%	0.4%	1.2%
7 その他	11	2.1%	1.8%	2.3%
無回答	5	0.9%	0.7%	0.8%

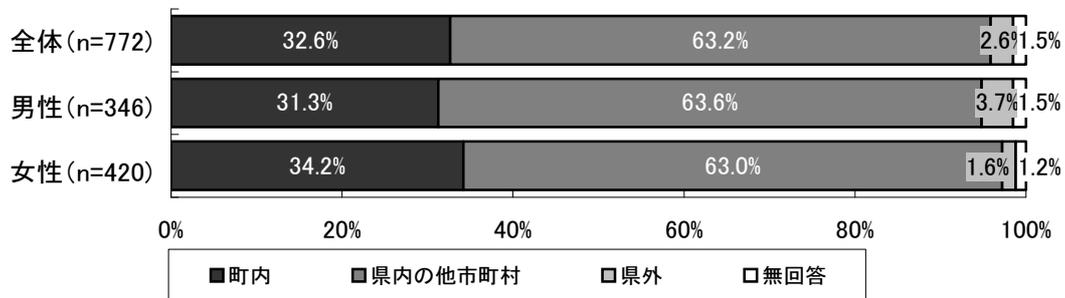


問6 問4で「1働いている」と答えた方におうかがいします。あなたの職場はどこにありますか？

職場については、「県内の他市町村」が最も多く 63.2%、次に「町内」が 32.6%、「県外」が 2.6%となっています。

男女別を見ると、「県内の他市町村」へ就労している方が多いことがわかります。

	票数	全体	男性	女性
1 町内	173	32.6%	31.3%	34.2%
2 県内の他市町村	335	63.2%	63.6%	63.0%
3 県外	14	2.6%	3.7%	1.6%
無回答	8	1.5%	1.5%	1.2%



問7

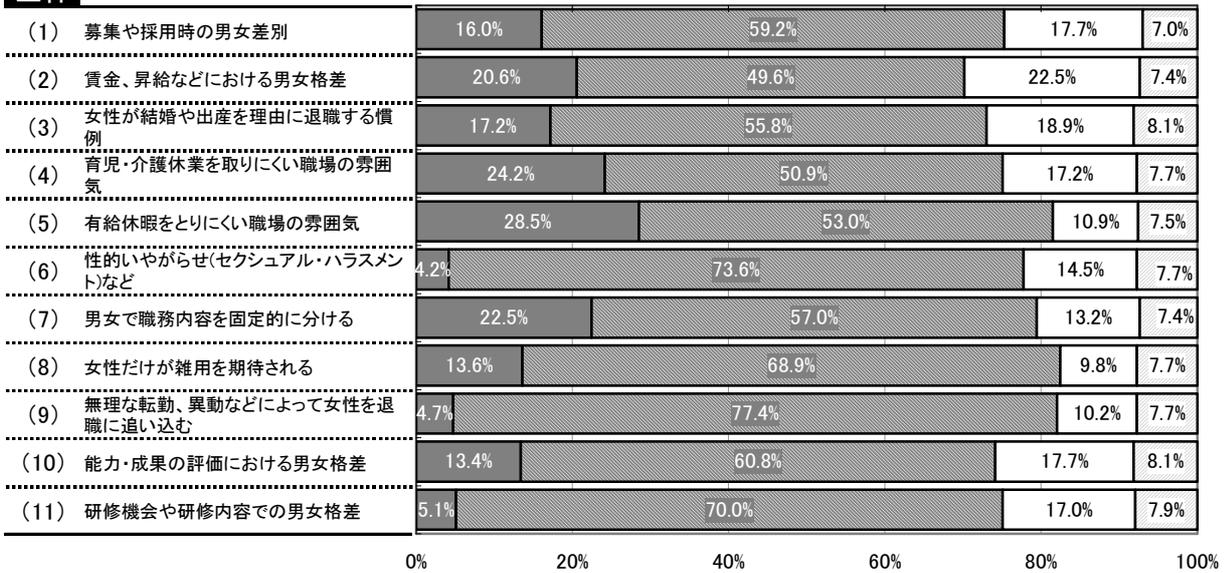
問4で「1働いている」と答えた方におうかがいします。あなたの職場で次の(1)～(11)のようなことはありますか？

職場における男女の待遇に対しての不平等感「有給休暇を取りにくい職場の雰囲気」が最も多く28.5%、次に「育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気」が24.2%となっています。職場において休暇や育児・介護休業を取りにくいと感じている方が多いことが分かります。

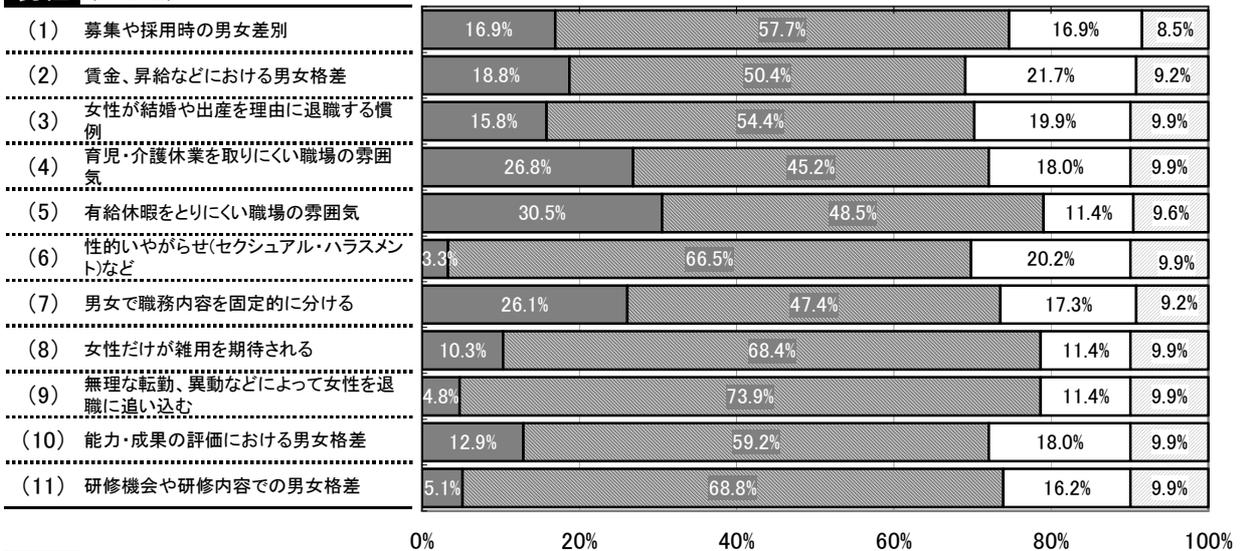
男女別を見ると、「男女で職務内容を固定的に分ける」ことが「ある」と答えた方は女性(18.7%)より男性(26.1%)の割合が7.4%高くなっています。男女で職務内容を固定的に分ける男性が多いことが伺えます。反対に、「女性だけが雑用を期待される」は男性(10.3%)より女性(17.1%)が6.8%高くなっています。通常業務に加えて女性が雑用もしていることが伺えます。

全体	ある		ない		わからない		無回答	
	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%
(1) 募集や採用時の男女差別	85	16.0%	314	59.2%	94	17.7%	37	7.0%
(2) 賃金、昇給などにおける男女格差	109	20.6%	263	49.6%	119	22.5%	39	7.4%
(3) 女性が結婚や出産を理由に退職する慣例	91	17.2%	296	55.8%	100	18.9%	43	8.1%
(4) 育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気	128	24.2%	270	50.9%	91	17.2%	41	7.7%
(5) 有給休暇をとりにくい職場の雰囲気	151	28.5%	281	53.0%	58	10.9%	40	7.5%
(6) 性的いやがらせ(セクシュアル・ハラスメント)など	22	4.2%	390	73.6%	77	14.5%	41	7.7%
(7) 男女で職務内容を固定的に分ける	119	22.5%	302	57.0%	70	13.2%	39	7.4%
(8) 女性だけが雑用を期待される	72	13.6%	365	68.9%	52	9.8%	41	7.7%
(9) 無理な転勤、異動などによって女性を退職に追い込む	25	4.7%	410	77.4%	54	10.2%	41	7.7%
(10) 能力・成果の評価における男女格差	71	13.4%	322	60.8%	94	17.7%	43	8.1%
(11) 研修機会や研修内容での男女格差	27	5.1%	371	70.0%	90	17.0%	42	7.9%

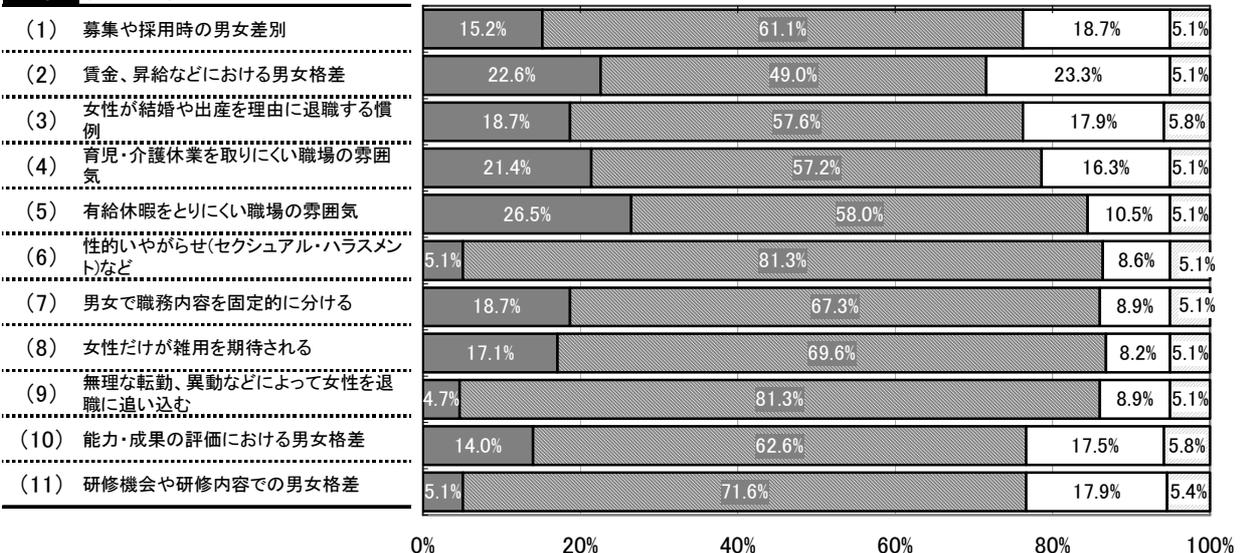
全体



男性 (n=272)



女性 (n=257)



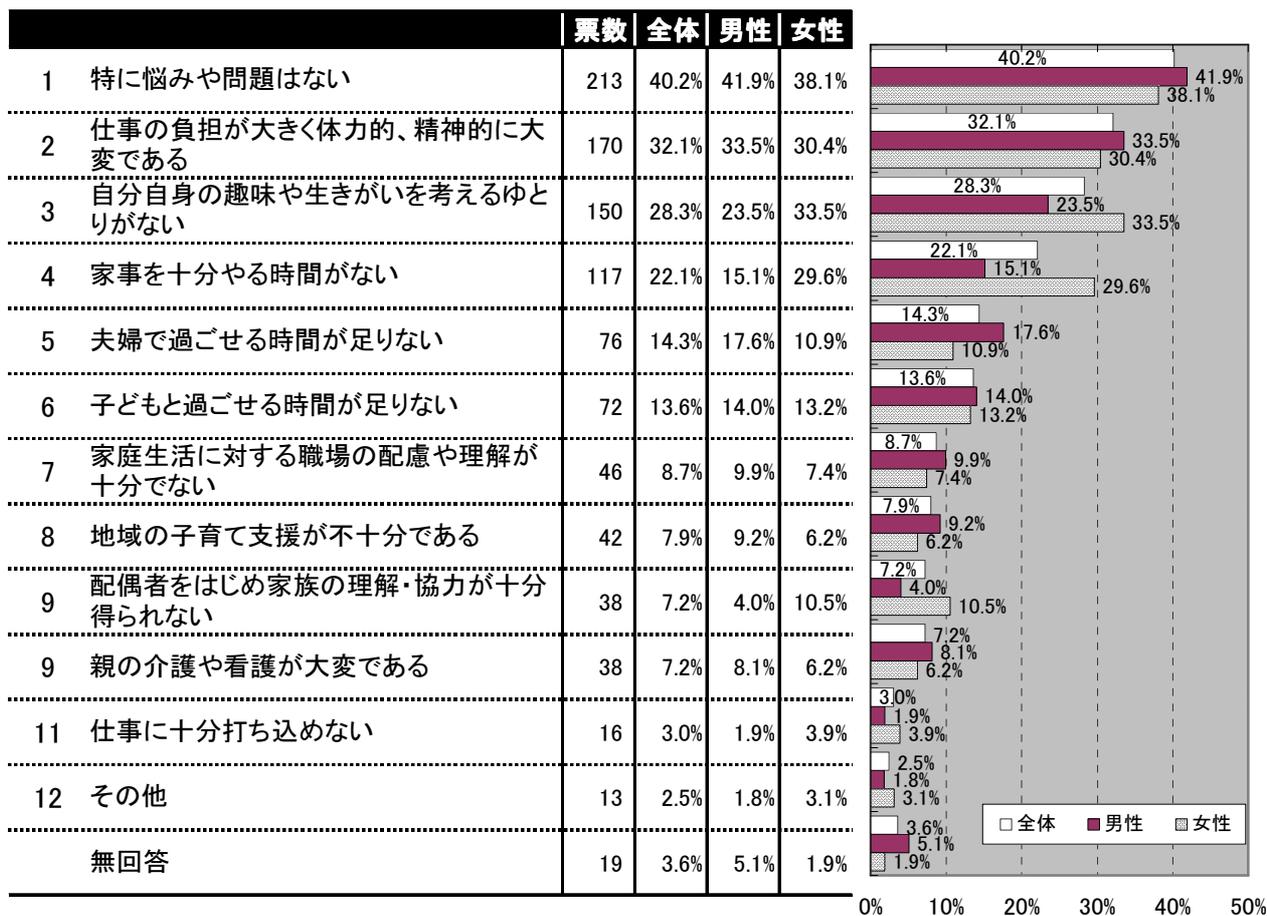
ある
 ない
 わからない
 無回答

問8

問4で「1働いている」と答えた方におうかがいします。あなたの仕事と家庭生活を両立させる上での悩みや問題は何でしょうか？

仕事と家庭を両立させる上での悩みや、問題については、「特に悩みや問題はない」が最も多く40.2%、次に「仕事の負担が大きく体力的、精神的に大変である」が32.1%、「自分自身の趣味や生きがいを考えるゆとりがない」が28.3%、「家事をやる十分な時間がない」が22.1%となっています。

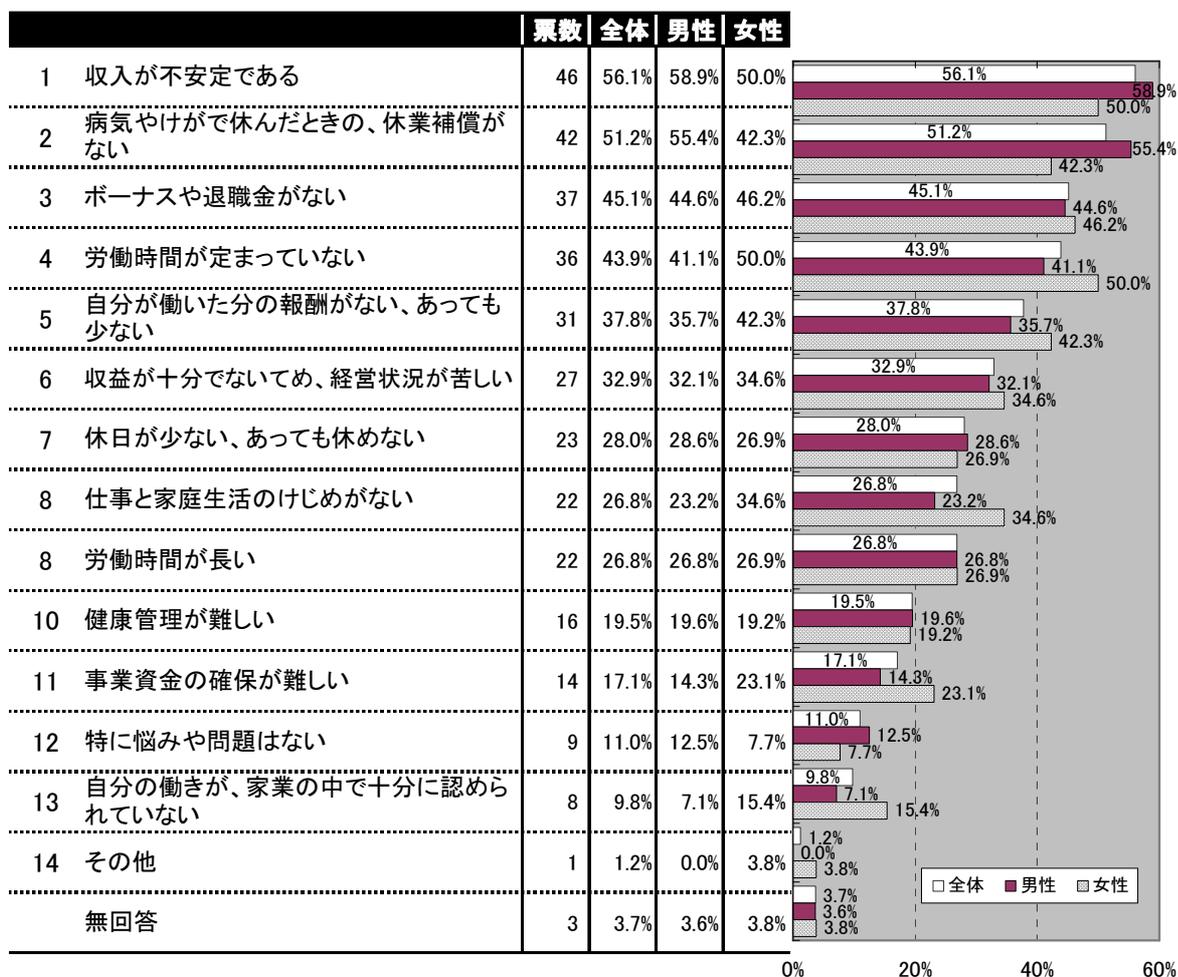
男女別を見ると、「家事を十分やる時間がない」は男性（15.1%）よりも女性（29.6%）の割合が14.1%高く、また「自分自身の趣味や生きがいを考えるゆとりがない」も男性（23.5%）より女性（33.5%）の割合が10.0%高くなっています。女性に家事や自分の時間が取れないと感じている人が多いことが伺えます。



問9 自営業主・家族従業者の方におうかがいします。あなたが働く上での悩みは何でしょうか？

自営業主や家族従業者の方が働く上での悩みは、「収入が不安定である」が最も多く56.1%、次に、「病気やけがで休んだときの、休業補償がない」が51.2%、「ボーナスや退職金がない」が45.1%、「労働時間が定まっていない」が43.9%となっています。

男女別を見ると、「収入が不安定である」は女性（50.0%）より男性（58.9%）の割合が8.9%高く、「病気やけがで休んだときの、休業補償がない」についても女性（42.3%）より男性（55.4%）の割合が13.1%高くなっています。男性は収入や休業時の補償など将来の事を心配している方が多いことが分かります。一方、「仕事と家庭生活のけじめがない」は男性（23.2%）より女性（34.6%）の割合が11.4%高く、「労働時間が定まっていない」も男性（41.1%）より女性（50.0%）の割合が8.9%高くなっています。女性は現状の労働時間や仕事と家庭の両立に対してなどの不満を持つ方が多いことが分かります。

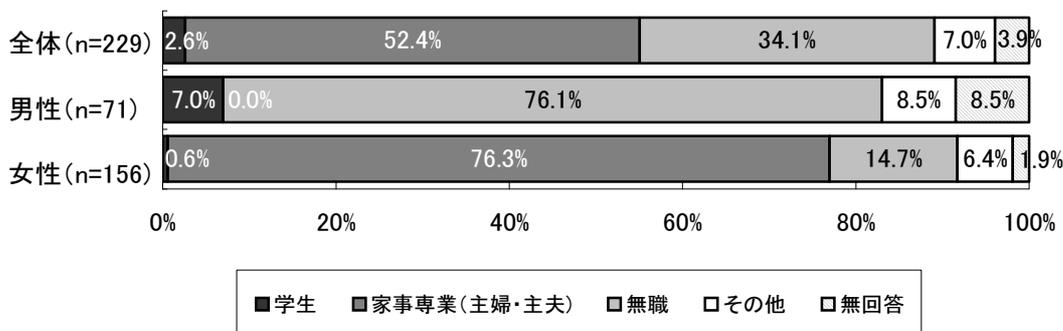


問 10 問 4 で「2 働いていない」と答えた方におうかがいします。あなたは現在何をなさっていますか？

現在、働いてない方の状態は、「家事専業（主婦・主夫）」が最も多く 52.4%、次に「無職」が 34.1%、「その他」が 7.0%、「無回答」が 3.9%、「学生」が 2.6%となっています。

男女別を見ると、男性は「無職」が最も多く 76.1%、女性は「家事専業（主婦・主夫）」が最も多く 76.3%となっています。

	票数	全体	男性	女性
1 学生	6	2.6%	7.0%	0.6%
2 家事専業(主婦・主夫)	120	52.4%	0.0%	76.3%
3 無職	78	34.1%	76.1%	14.7%
4 その他	16	7.0%	8.5%	6.4%
無回答	9	3.9%	8.5%	1.9%



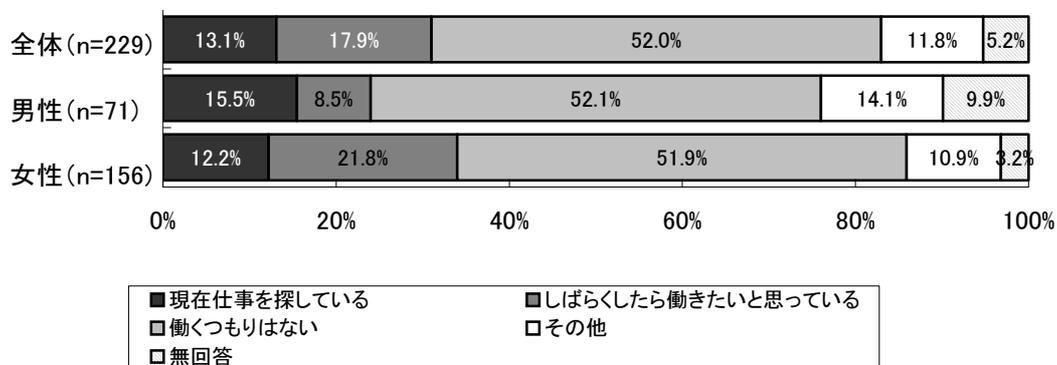
問 11

問 4 で「2 働いていない」と答えた方におうかがいします。あなたは今後働きたいと思っていますか？

現在、働いていない方に今後働きたいと思っているかを伺ったところ、「働くつもりはない」が最も多く 52.0%、次に「しばらくしたら働きたいと思っている」が 17.9%、「現在仕事を探している」が 13.1%となっています。また、「現在仕事を探している」及び「しばらくしたら働きたいと思っている」と回答した方は全体の 31.0%となっています。

男女別を見ると、「しばらくしたら働きたいと思っている」は男性（8.5%）より女性（21.8%）の割合が 13.3%高くなっています。

	票数	全体	男性	女性
1 現在仕事を探している	30	13.1%	15.5%	12.2%
2 しばらくしたら働きたいと思っている	41	17.9%	8.5%	21.8%
3 働くつもりはない	119	52.0%	52.1%	51.9%
4 その他	27	11.8%	14.1%	10.9%
無回答	12	5.2%	9.9%	3.2%

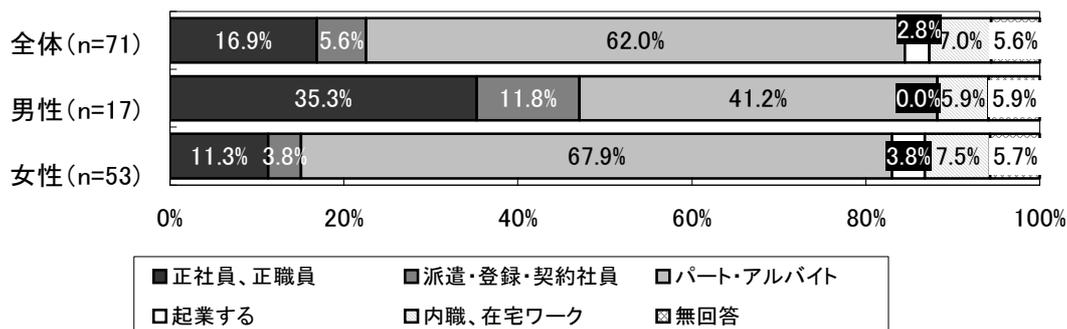


問 12 問 11 で 1 または 2 と答えた方におうかがいします。あなたの希望する働き方は次のどれですか？

現在、働いていない方の希望する就業形態は「パート・アルバイト」が最も多く 62.0%、次に「正社員、正職員」が 16.9%、「内職、在宅ワーク」が 7.0%、「派遣、登録、契約社員」が 5.6%、「無回答」が 5.6%、「起業する」が 2.8%となっています。

男女別を見ると、「正社員、正職員」は女性（11.3%）より男性（35.3%）の割合が 24.0%高く、反対に「パート・アルバイト」は男性（41.2%）より女性（67.9%）の割合が 26.7%高くなっています。女性の希望する就業形態が時間や目的などを選べる「パート・アルバイト」に集中していることが伺えます。

	票数	全体	男性	女性
1 正社員、正職員	12	16.9%	35.3%	11.3%
2 派遣・登録・契約社員	4	5.6%	11.8%	3.8%
3 パート・アルバイト	44	62.0%	41.2%	67.9%
4 起業する	2	2.8%	0.0%	3.8%
5 内職、在宅ワーク	5	7.0%	5.9%	7.5%
無回答	4	5.6%	5.9%	5.7%

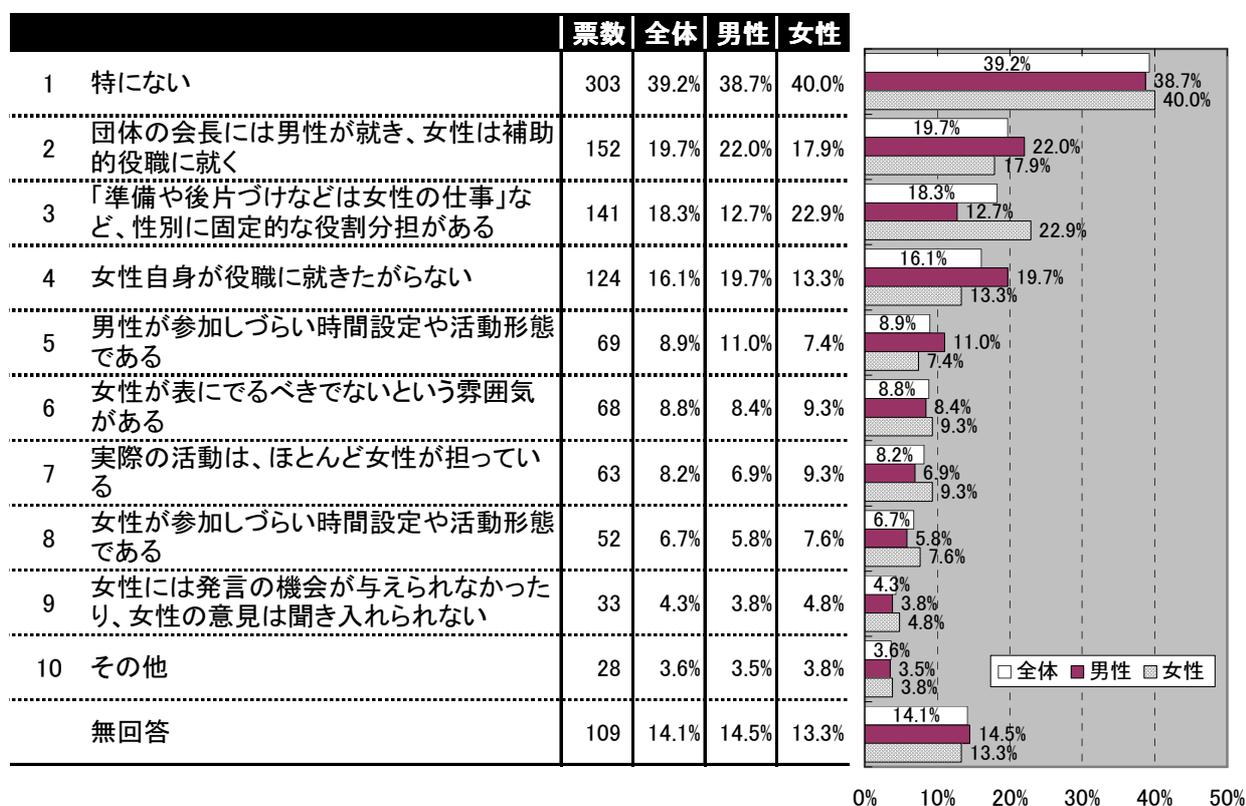


4 地域での活動について

問 13 地域社会で次のようなことを感じることはありますか？

地域社会での男女の不平等感について伺ったところ、「特にない」が最も多く 39.2%、次に「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く」が 19.7%、「『準備や後片付けなどは女性の仕事』など、性別に固定的な役割分担がある」が 18.3%となっています。

男女別を見ると、「『準備や後片付けなどは女性の仕事』など、性別に固定的な役割分担がある」は男性（12.7%）より女性（22.9%）の割合が 10.2%高くなっています。準備や後片付けなど雑用的な仕事についての平等感では男女間で認識の違いが伺えます。

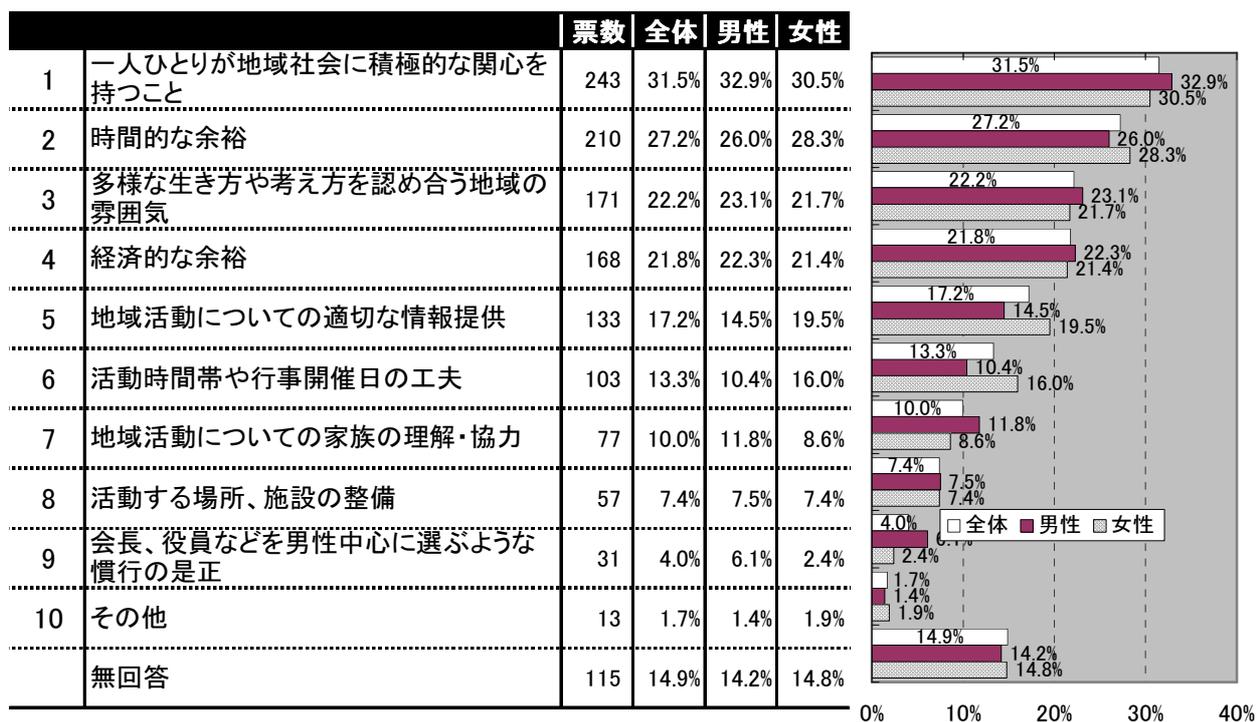


問 14

男女がともに地域活動に参加していけるようにするために、特に必要なことは何だと思えますか？ (N=772)

地域活動へ男女とも参加するために必要なことについては、「一人ひとりが地域社会に積極的な関心を持つこと」が最も多く 31.5%となっています。次に「時間的な余裕」が 27.2%、「多様な生き方や考え方を認め合う地域の雰囲気」が 22.2%、「経済的な余裕」が 21.8%となっています。

地域活動について多くの町民は、各自がもっと積極的に地域社会に関心を持つべきだと考えていることが伺えます。



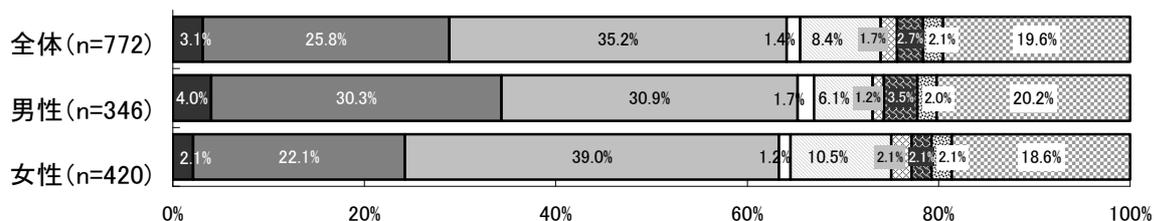
5 学校教育について

問 15

小・中学校教育のなかで男女平等を進めるための取り組みとして、特に力を入れることは何だと思えますか？

学校教育のなかで男女平等を進める取り組みについて希望を伺ったところ、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」が最も多く 35.2%、次に「男女平等の意識を育てる授業をする」が 25.8%となっています。授業や児童・生徒への指導などの取り組みによって男女平等を進めると考える方が多くなっています。

	票数	全体	男性	女性
1 児童・生徒に向けた男女共同参画についての副読本・パンフレットなどを作成する	24	3.1%	4.0%	2.1%
2 男女平等の意識を育てる授業をする	199	25.8%	30.3%	22.1%
3 生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する	272	35.2%	30.9%	39.0%
4 座席、名簿の順番など、男女を分ける習慣をなくす	11	1.4%	1.7%	1.2%
5 性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成する	65	8.4%	6.1%	10.5%
6 女性の校長や教頭を増やす	13	1.7%	1.2%	2.1%
7 性暴力やセクシャル・ハラスメントについて相談できる環境を整備する	21	2.7%	3.5%	2.1%
8 その他	16	2.1%	2.0%	2.1%
9 無回答	151	19.6%	20.2%	18.6%



- 児童・生徒に向けた男女共同参画についての副読本・パンフレットなどを作成する
- 男女平等の意識を育てる授業をする
- 生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する
- 座席、名簿の順番など、男女を分ける習慣をなくす
- 性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成する
- 女性の校長や教頭を増やす
- 性暴力やセクシャル・ハラスメントについて相談できる環境を整備する
- その他
- 無回答

6 男女の人権と平等について

問 16 あなたは次の(1)～(9)のような面で男女の平等はどうなっていると思いますか？

社会における男女平等について伺ったところ、平等と感じていると答えた方は「学校教育の場」が最も多く50.0%、次に「市民活動やボランティア組織」が46.1%となっています。

「男性の方が優遇」と答えた方は「政治の場」が最も多く21.2%、次に「家庭生活」が15.3%、「社会通念や・慣習・しきたりなど」14.8%となっています。また、「男性の方が優遇」及び「どちらかといえば男性の方が優遇」と答えた方は「社会全体」が最も多く57.1%となっています。

男女別を見ると、平等と感じていると答えた方は「法律や制度」で女性(25.0%)より男性(51.7%)の割合が26.7%高くなっています。

男性優遇と感じていると答えた方が「家庭生活(家事・育児など)」と「政治の場」で男性より女性の割合がそれぞれ、11.0%、13.7%高くなっています。

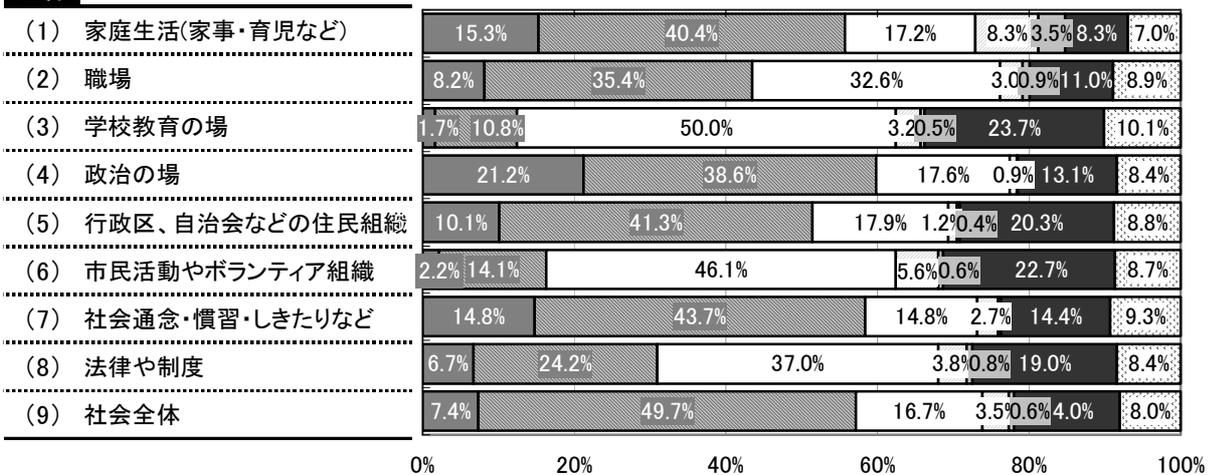
年齢別に見ると、「家庭生活(家事・育児など)」について、「どちらかといえば男性の方が優遇」されていると感じている方が40代以上に多いことがわかります。反対に「女性優遇」と感じている方は20代、30代が多くなっています。

	男性の方が優遇		どちらかといえば男性の方が優遇		平等		どちらかといえば女性の方が優遇		女性の方が優遇		わからない		無回答	
	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%
(1) 家庭生活(家事・育児など)	118	15.3%	312	40.4%	133	17.2%	64	8.3%	27	3.5%	64	8.3%	54	7.0%
(2) 職場	63	8.2%	273	35.4%	252	32.6%	23	3.0%	7	0.9%	85	11.0%	69	8.9%
(3) 学校教育の場	13	1.7%	83	10.8%	386	50.0%	25	3.2%	4	0.5%	183	23.7%	78	10.1%
(4) 政治の場	164	21.2%	298	38.6%	136	17.6%	7	0.9%	1	0.1%	101	13.1%	65	8.4%
(5) 行政区、自治会などの住民組織	78	10.1%	319	41.3%	138	17.9%	9	1.2%	3	0.4%	157	20.3%	68	8.8%
(6) 市民活動やボランティア組織	17	2.2%	109	14.1%	356	46.1%	43	5.6%	5	0.6%	175	22.7%	67	8.7%
(7) 社会通念・慣習・しきたりなど	114	14.8%	337	43.7%	114	14.8%	21	2.7%	3	0.4%	111	14.4%	72	9.3%
(8) 法律や制度	52	6.7%	187	24.2%	286	37.0%	29	3.8%	6	0.8%	147	19.0%	65	8.4%
(9) 社会全体	57	7.4%	384	49.7%	129	16.7%	27	3.5%	5	0.6%	108	14.0%	62	8.0%

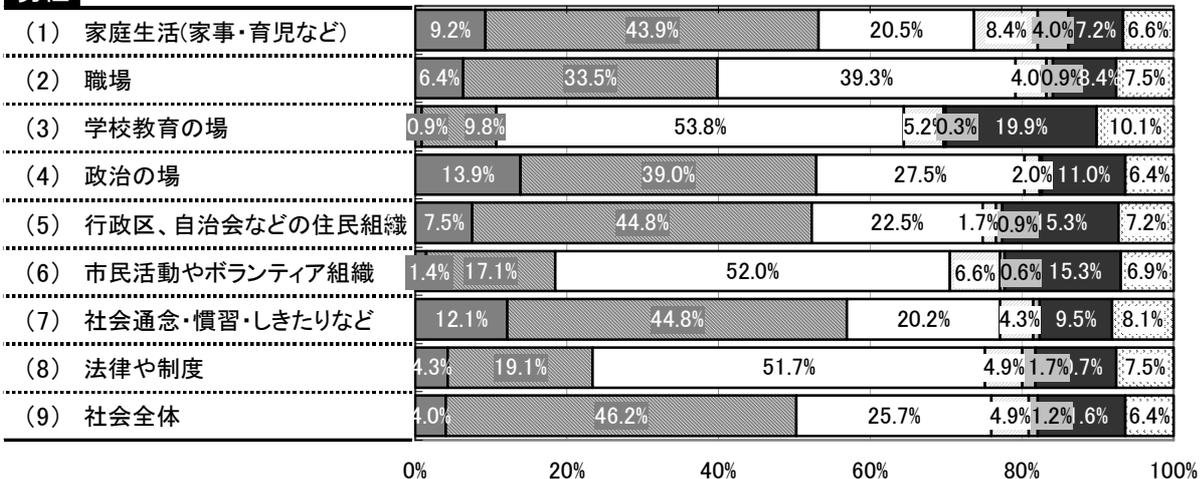
(1) 家庭生活(家事・育児など)－年齢別－

問2 年齢	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	無回答
1 20～24歳	14.3%	28.6%	14.3%	11.4%	11.4%	20.0%	0.0%
2 25～29歳	9.8%	22.0%	19.5%	24.4%	12.2%	9.8%	2.4%
3 30～34歳	24.3%	27.0%	18.9%	21.6%	2.7%	5.4%	0.0%
4 35～39歳	20.6%	29.4%	26.5%	8.8%	5.9%	8.8%	0.0%
5 40～44歳	19.0%	36.2%	19.0%	12.1%	1.7%	6.9%	5.2%
6 45～49歳	24.1%	40.5%	10.1%	6.3%	2.5%	11.4%	5.1%
7 50～54歳	14.9%	52.7%	14.9%	5.4%	2.7%	5.4%	4.1%
8 55～59歳	15.6%	51.6%	18.0%	3.3%	2.5%	4.1%	4.9%
9 60～64歳	15.2%	47.0%	17.4%	6.1%	1.5%	8.3%	4.5%
10 65歳以上	8.3%	35.9%	18.6%	7.1%	2.6%	9.6%	17.9%
0 無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	75.0%
全体	15.3%	40.4%	17.2%	8.3%	3.5%	8.3%	7.0%

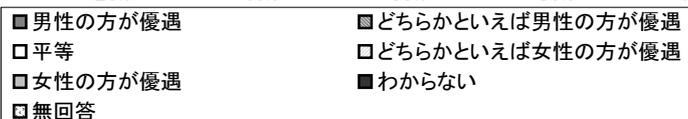
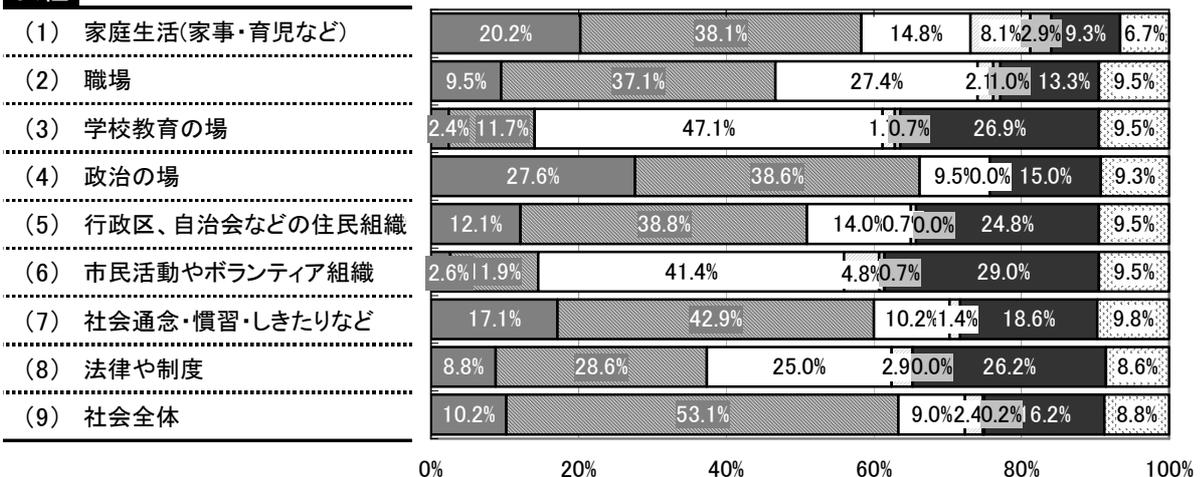
全体



男性



女性



7 男女間の暴力（DV）について

問 17

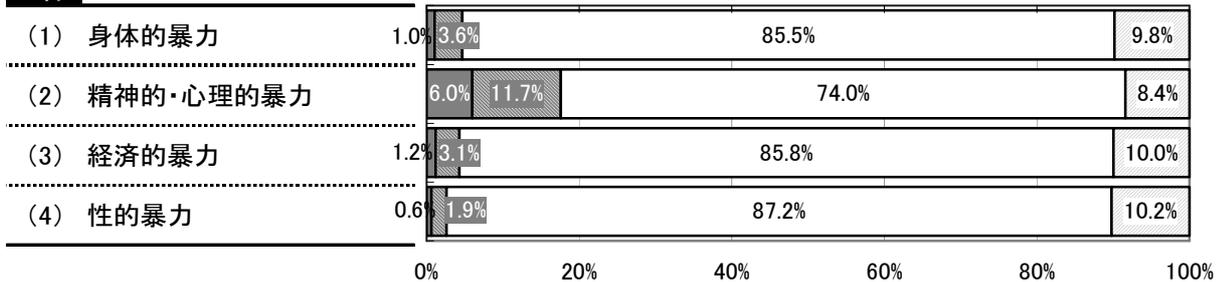
あなたはこの5年間に配偶者やパートナー・恋人から(1)～(4)のようなことをされたことがありますか？

過去5年間に、配偶者やパートナー・恋人から受けた暴力被害の有無について伺ったところ、「何度もあった」及び「1,2度あった」との回答が最も多かったのは「精神的・心理的暴力」が17.7%、次に「身体的暴力」が4.6%となっています。

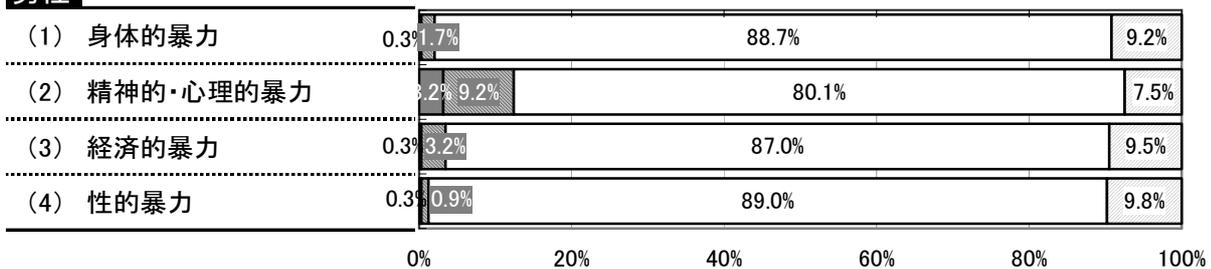
男女別を見ると、「精神的・心理的暴力」については、「何どもあった」及び「1,2度あった」を合わせると、男性（12.4%）より女性（21.9%）の割合が9.5%高くなっています。男性より女性の被害が多いことが伺えます。

全体	何どもあった		1,2度あった		まったくない		無回答	
	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%
(1) 身体的暴力	8	1.0%	28	3.6%	660	85.5%	76	9.8%
(2) 精神的・心理的暴力	46	6.0%	90	11.7%	571	74.0%	65	8.4%
(3) 経済的暴力	9	1.2%	24	3.1%	662	85.8%	77	10.0%
(4) 性的暴力	5	0.6%	15	1.9%	673	87.2%	79	10.2%

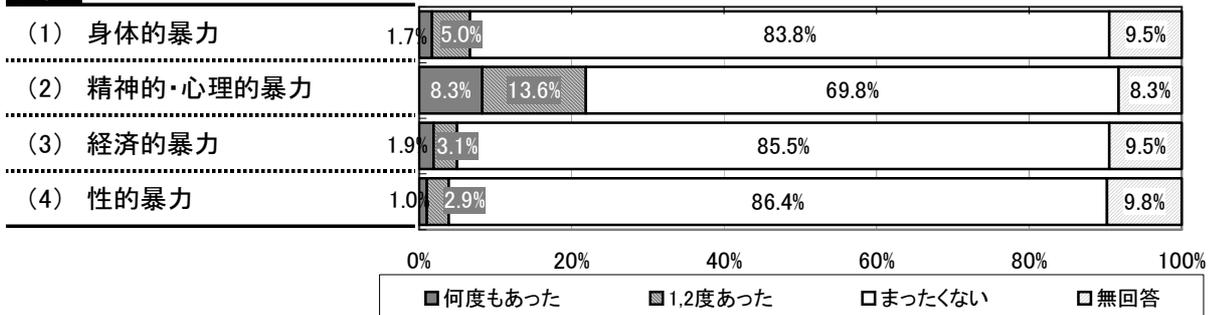
全体



男性



女性



■ 何どもあった ■ 1,2度あった □ まったくない □ 無回答

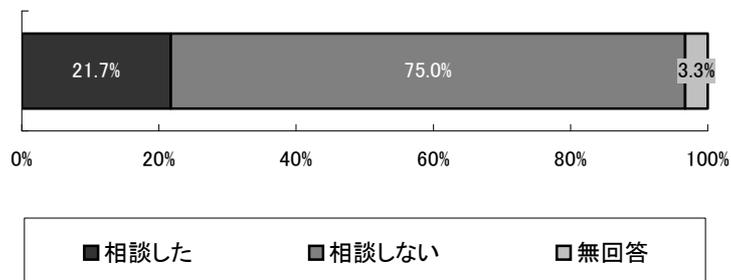
問 18

問 17 で(1)～(4)のひとつでも 1 または 2 と答えた方におうかがいします。これまでにそのことについて誰かに相談しましたか？

配偶者などから暴力を受けた方の相談の有無について伺ったところ、「相談した」は 21.7%、「相談しない」は 75.0%となっています。

暴力を受けた多くの方が相談できていないことが分かっています。

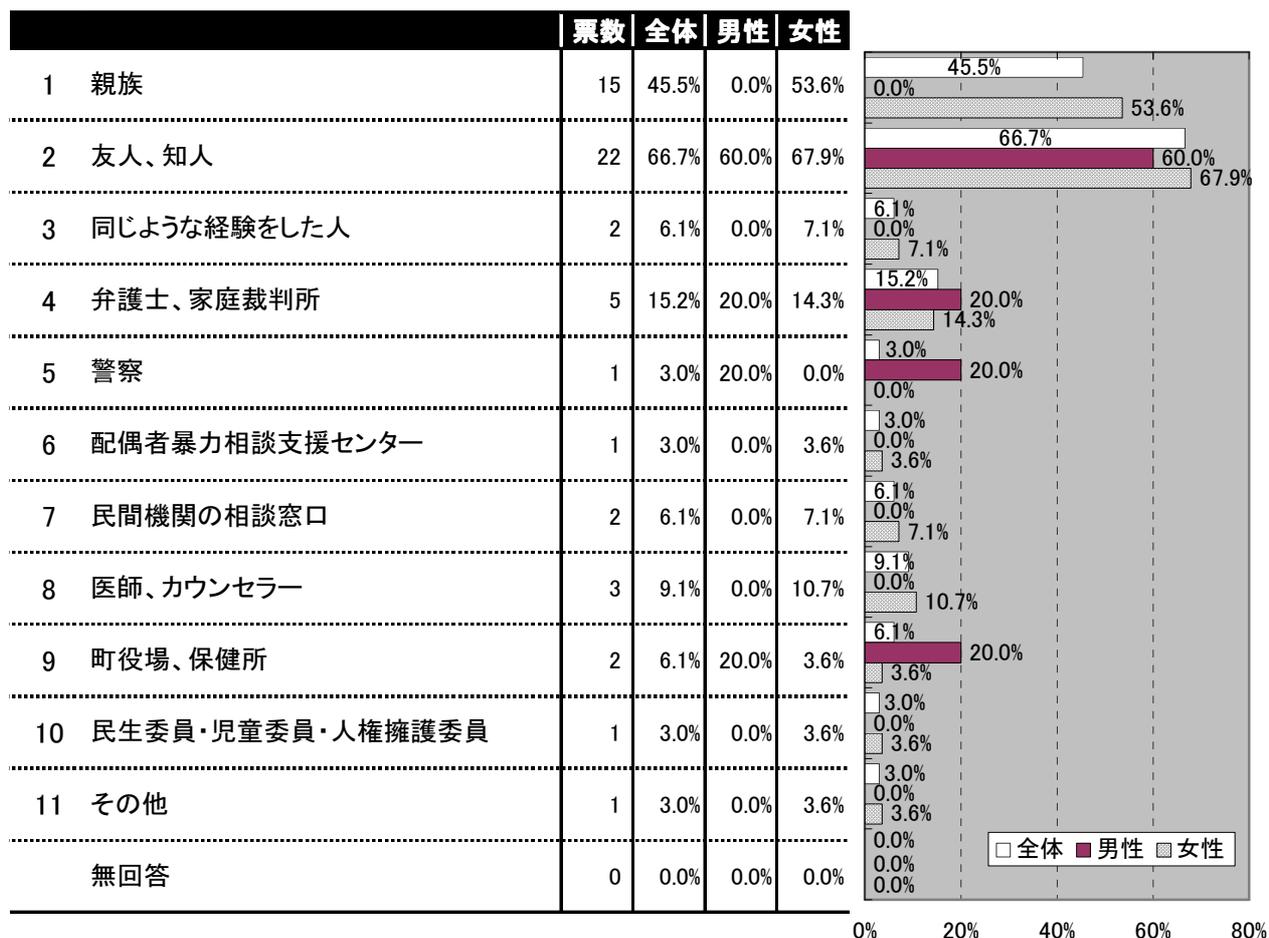
	票数	%
1 相談した	33	21.7%
2 相談しない	114	75.0%
無回答	5	3.3%



問 19 相談した方におうかがいします。誰に、どこに相談しましたか？

暴力被害を受けた方の相談先は、「友人、知人」が最も多く 66.7%、次に「親族」が 45.5%となっています。

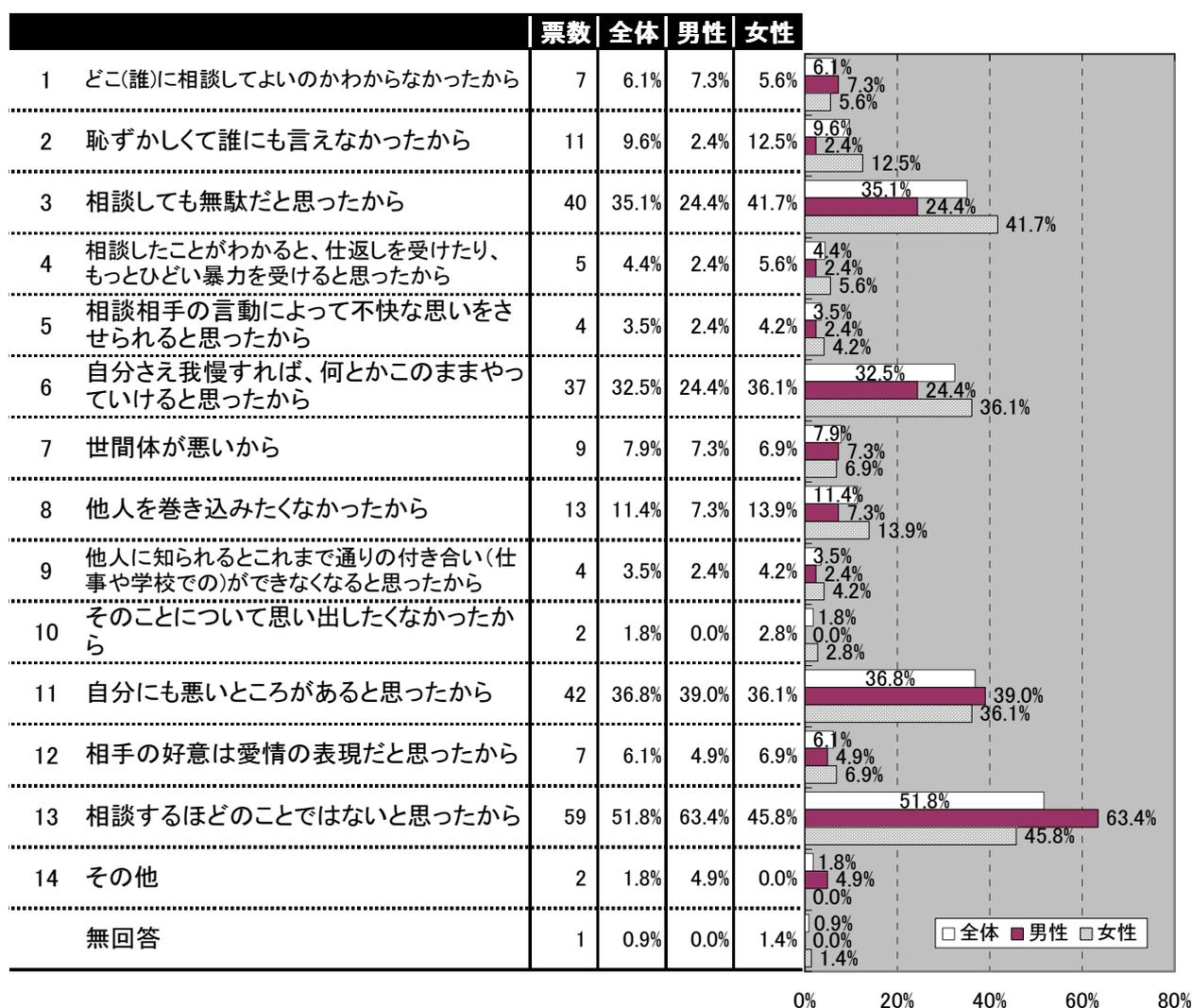
男女別を見ると、「親族」については女性 53.6%に対し、男性は 0%となっています。女性が「友人・知人」の次に多いのは「親族」であるのに対し、男性は「友人、知人」(60.0%)の次に多いのは「弁護士、家庭裁判所」(20.0%)、「警察」(20.0%)、「町役場、保健所」(20.0%)となっており、公的機関へ相談する傾向が伺えます。



問 20 相談しなかった方におうかがいします。相談しなかったのはなぜですか？

相談しなかった理由としては「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く 51.8%、次に「自分にも悪いところがあると思ったから」が 36.8%、「相談しても無駄だと思ったから」が 35.1%、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」が 32.5%となっています。

男女別を見ると、「相談するほどのことではないと思ったから」については、女性（45.8%）より男性（63.4%）の割合が 17.6%高くなっています。また、「相談しても無駄だと思ったから」は男性（24.4%）より女性（41.7%）の割合が 17.3%高くなっています。このことから、女性が自分自身で問題を抱え込んでしまう傾向が伺えます。



8 町の施策について

問 21

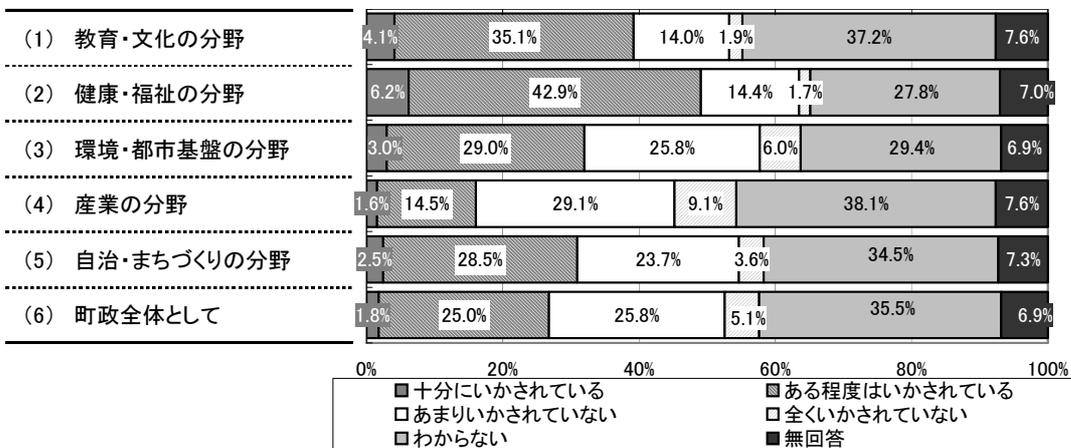
あなたは城里町政において次の(1)～(6)の分野で女性の視点・意見の反映がされていると思いますか？

町政において「女性の視点・意見が反映されている分野」を伺ったところ、「十分にいかされている」及び「ある程度はいかされている」との回答が最も多かったのは、「健康・福祉の分野」が49.1%、次に「教育・文化の分野」が39.2%となっています。反対に「産業の分野」は最も低く16.1%となっています。

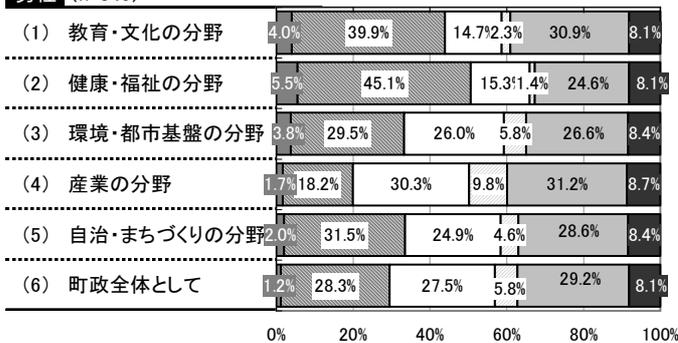
男女別に見ると、「わからない」が最も多かった「産業の分野」は男性(31.2%)より女性(44.3%)の割合が11.2%高くなっています。

全体的に女性が町政に対し、女性の視点・意見が反映されているかについてはわかっていないことが伺えます。

	十分にいかされている		ある程度はいかされている		あまりいかされていない		全くいかされていない		わからない		無回答	
	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%
(1) 教育・文化の分野	32	4.1%	271	35.1%	108	14.0%	15	1.9%	287	37.2%	59	7.6%
(2) 健康・福祉の分野	48	6.2%	331	42.9%	111	14.4%	13	1.7%	215	27.8%	54	7.0%
(3) 環境・都市基盤の分野	23	3.0%	224	29.0%	199	25.8%	46	6.0%	227	29.4%	53	6.9%
(4) 産業の分野	12	1.6%	112	14.5%	225	29.1%	70	9.1%	294	38.1%	59	7.6%
(5) 自治・まちづくりの分野	19	2.5%	220	28.5%	183	23.7%	28	3.6%	266	34.5%	56	7.3%
(6) 町政全体として	14	1.8%	193	25.0%	199	25.8%	39	5.1%	274	35.5%	53	6.9%



男性 (n=346)



女性 (n=420)



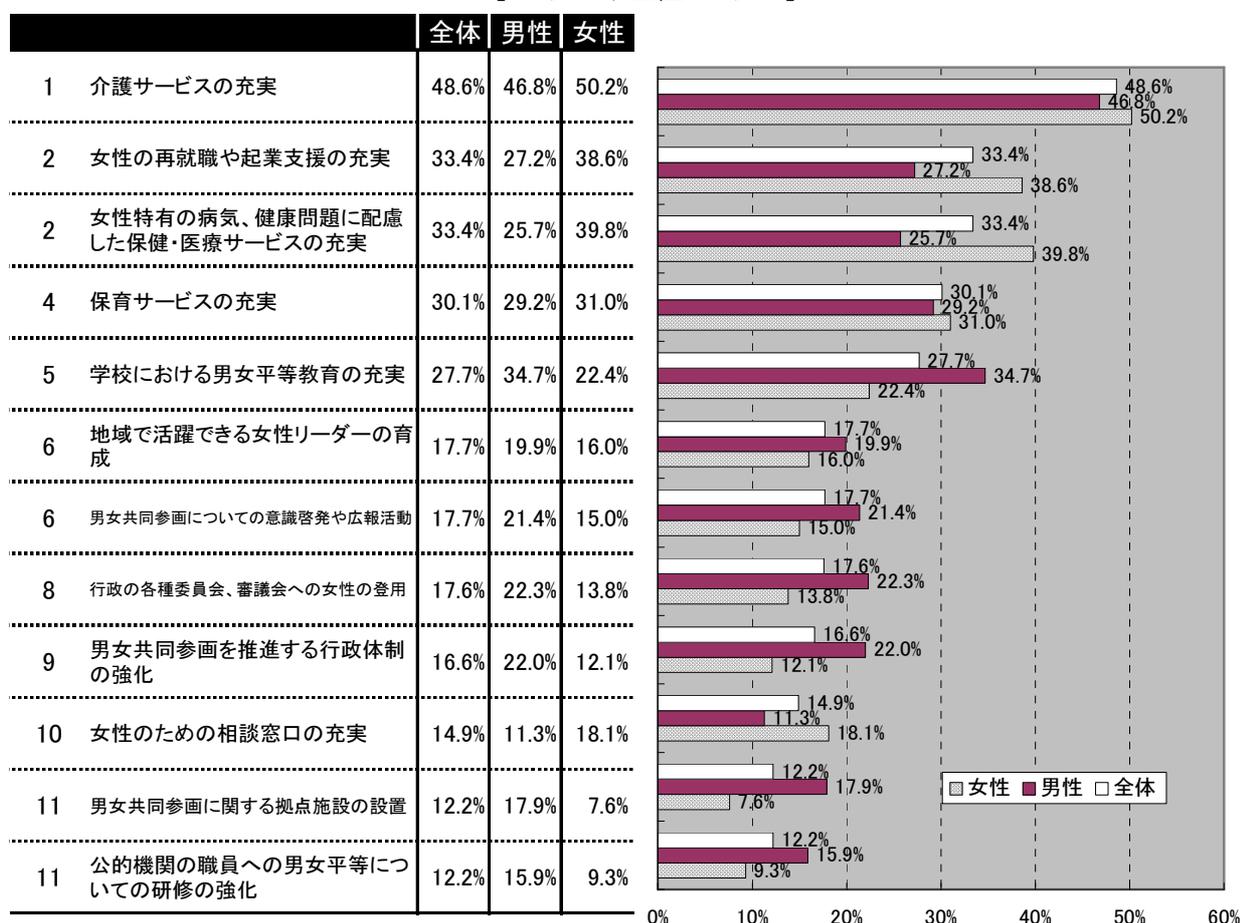
問 22 あなたが城里町に望む男女共同参画の施策は次のどれですか？

町に望む男女共同参画の施策については「介護サービス」が最も多く 48.6%、次に「女性の再就職や企業支援の充実」及び、「女性特有の病気、健康問題に配慮した保健・医療サービスの充実」が 33.4%、「保育サービスの充実」が 30.1%となっています。

男女別に見ると、「介護サービスの充実」では男女とも最も多くなっています。

次に「女性の再就職や企業支援の充実」では男性（27.2%）より女性（38.6%）の割合が 11.4%高く、また「女性特有の病気、健康問題に配慮した保健・医療サービスの充実」は男性（25.7%）より女性（39.8%）の割合が 14.1%高くなっています。反対に「学校における男女平等教育の充実」は女性（22.4%）より男性（34.7%）の割合が 12.3%高くなっています。

【22 項目中上位 11 項目】

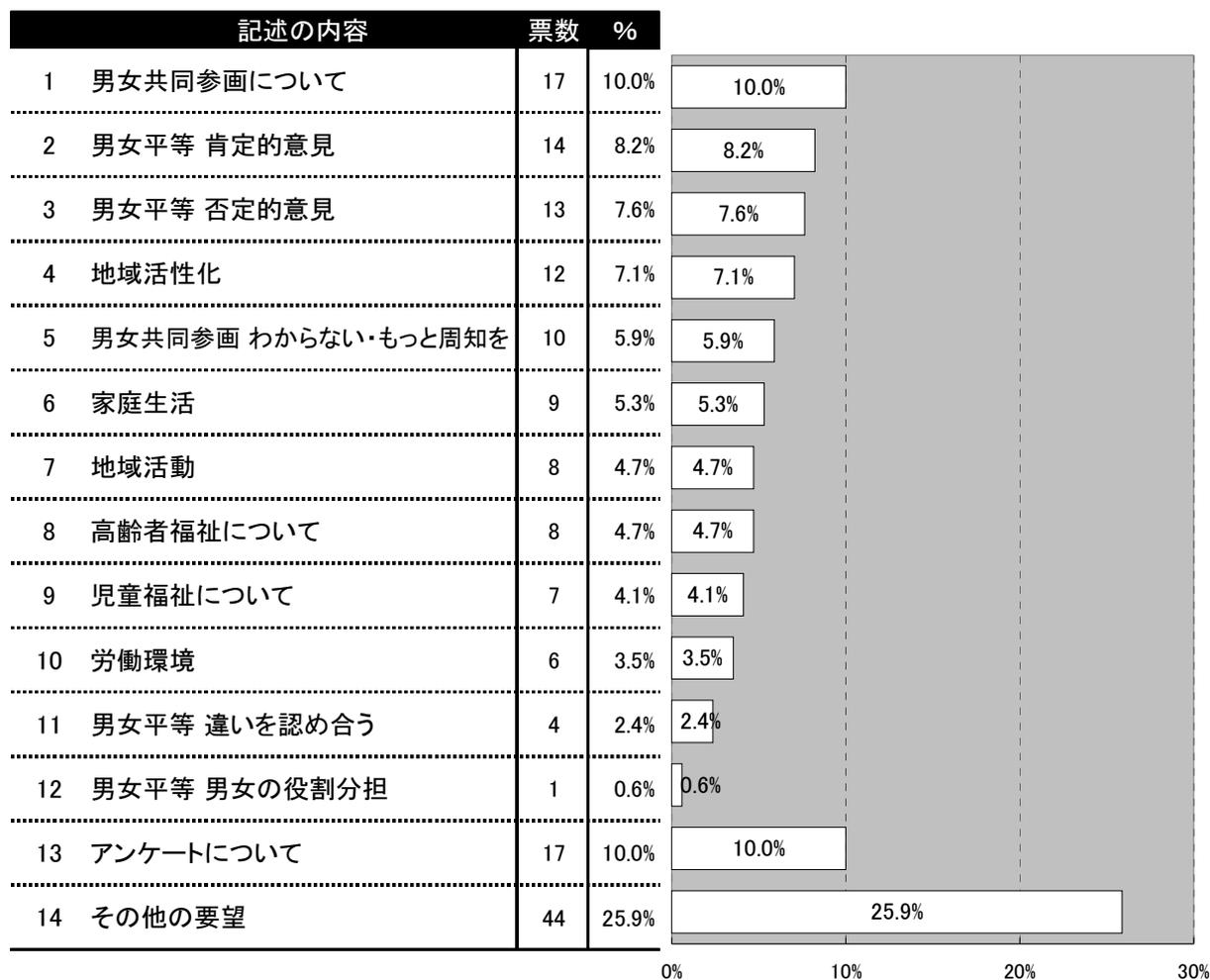


9 自由記述（町への要望・意見）

最後にあなたのご意見をお聞かせください。（N=170）

自由記述の内容では、「男女共同参画について」が最も多く10.0%、次に「男女平等 肯定的意見」が8.2%、「男女平等 否定的意見」が7.6%、「地域活性化」が7.1%となっています。

その他の要望としては、行政サービスの充実や病院など公共施設の整備を望む意見など町政全般に対する意見が多く見られました。



記述内容
<p>今は未婚だが、これから、もし結婚し子どもが出来ても、今の環境では子育てしにくそうで不安である。 「学校が遠く、人数も少ない」「病院も遠い」「ダンプ、トラックが狭い道路なのに、ものすごいスピードで走る」など… 「ダンプ、トラックが狭い道路なのに、ものすごいスピードで走る」→笠間(片庭地区)はゆっくり走るのだが、七会地区はゆっくり走らない、規制できないものか？(七会地区はみんな同じ事を思っているはず)</p>
<p>男女共同参画という言葉は、このアンケートにて知りました。私は、家庭では主人が外仕事で働いてくれるので、食事、洗濯は私がやるべきだと思う。忙しくても幸せを感じる毎日です。 会社ではセクハラ！？、と思う言葉「最近太ったよ」等、いつも言う人には「それはセクハラって言うんだよ。うるさいなー」と言い返し、事は済みました。このようなアンケートをとる城里町ってすごいですね。</p>
<p>城里町全体、あるいは町長、町議会がよりよい町にするためにいろいろな活動をしていると思うが、その結果を知る手段がない。広報誌などがあると思うが、自宅に届くわけではなく、例えば役場などで配布していたとしても通常生活において役場に向くことはほとんどない。 選挙で自分が投票した候補者が議会でどういう発言をしていたのか、どういう活動の結果で町として良くなったのか、悪くなったのかも判断することができない。そのような状態では町政に対して意見することは難しいと思う。</p>
<p>早朝からのゴミの燃える香い。火を使つての草、他の燃やす行為は他の町では禁止されているが城里町は自由なのですね？ 我が家ではゴミ出しになりますが、草がかなりの量なので指定のゴミ袋では悪く、草に限りある程度許されていても良いのでは？と思います。</p>
<p>男女の平等はあまりないと思います。 ましてや城里町のようなイナカで、例えば女が働き男が子育てをしたらウワサ話の的になり生活しづらいでしょう。 画一的な考えしか出来ない人が多いとは思いますが、行政にもがんばってもらいたいと思います。</p>
<p>高齢者の買い物にもすこし便利な町になって欲しい。活気のある町になって欲しい。</p>
<p>男女共同参画とは、男女平等教育から始まるものだと私は思っています。 また、女性も男性まかせの考えではなく、町から届く文書類にも積極的に目を通し、しっかり自分の考えを持つべきだと思っています。 そして、しっかり自分の考えを言える女性でありたい。そこから男女共同参画がはじまるのではないのでしょうか。</p>
<p>城里のために良い行政をしていただき、生かされた人生を有意義に過ごさせていただけます事をお願いします。</p>
<p>嫁ぎ先の家事、育児、介護は当然嫁が担うという意識が強かった時代、大方の女性は耐えて頑張つて来ました。私もその一人です。 社会への参加・趣味・娯楽は男性の特権で女性にそんなお金も暇もなく、男女差別を強く感じていました。 現代は子供達夫婦がかなり平等に生活しているのをほほ笑ましく思っています。日本は良い方向に流れていると感じています。 男女が尊重し合うことの大切さを、学校・家庭で体得し、やがて職場・家庭・社会へと根付いてゆくことを切に望んでいます。リーダー育成、各施策が重要なことは言うまでもありません。</p>
<p>①城里町が取り組んでいる男女平等に対する取り組みの情報、内容が分からない。発信を強化しては？ ②設問に無理がある(問8)。男女平等というより、女性の地位向上を目指すのかと感じる設問もある。 ③男女平等(仕事に関して)であるが、問22の10、11などは、女性の積極的登用とあるが、実力があってのものだと思う。女性管理職を増やし、体面上男女平等などと言うのであれば何の意味もない。 ④様々な場所で男女平等と言われているが、何事も平等とはいかないと思う。 女性らしさ、男性らしさを活かせる仕事、役割、性別に違いがあることの意味も考えた政策を期待したい。</p>
<p>男性は女の人の意見をよく聞き、取り入れてくれる。 その人の持つ適性があるので、目的達成するためには話し合い、男女協力し合つて活動するべきである。</p>
<p>改めて社会、地域との繋がりの無さを実感しています。 経済的、時間的余裕の無さがただ単に生活する為だけのものとなっているのかも？</p>

高齢化ですけどがんばって下さい。

法律や制度などをみると女性ばかりの権利が尊重されていると思う。だんだん男性の権利が小さくなっていくのでは、という不安もある。現代の慣習では男性の方が優位とされているが、一人人間としての権利は平等であるため今後も男女参画の取り組みは必要であると考え。個々が持っている固定観念を変容させ、差別が無い社会にしていくための情報提供や制度化が必要であると考え。男性、女性がそれぞれ持つ個性が発揮できれば、より良いまちづくりとなると考える。そのためには、学校教育の段階から男女参画についての教育をし、企業においては差別されることのない環境整備が必要だと考える。最近では女性の社会進出、参加が目立ってきているが、女性は生涯を通して男性と比べて様々なりスクを有する。形態機能学的に男性より不利である。月経などの生理的症狀を考慮した男女参画の取り組みは当然必要となる。リプロダクティブヘルツの考えに基づき施策化していくべきだと考える。

城里町に住んで良かったと思うような充実した行政を行ってほしい。私は城里町の住んで15年になります。とても住みごこちは良いのですが、あまりにも元気がないと思います。単に血税を使うだけでなく、一人一人がどうしたら元気な町になるか、よく考えるべきです。例えば区のボランティア活動には積極的に参加すべきです。町の祭りも中止することなく、どんどんやるべきです。町全体が死んではいませんか？お金をあまり使わずにどうしたら良い町になるか、私達ひとりひとりがこの機会によく考えてみませんか。

主旨とはやはずれますが、地域での行事(例えば、～教室、健診等)を平日の昼間ばかりでなく、土・日(月1、2回)平日の夜等にも行って欲しい。

男女共同参画・・・当たり前のことと認識していましたので、本アンケートの主旨よく理解できないままに回答いたしました。(現在の課題が見えない。)特に本アンケートの結果によって、「現状の課題」が把握できるとは考えにくいのですが・・・むしろ今後の計画、策定に当たっては、城里町の”知識人”のお力を結集。更に、地区の代表者(区長とか自治長etc)意見などいただければいかがですか。

高齢少子化が進む中、男女共同参画出来る住民が減少している。地域に活気あふれる場を提供し男女共に安心して参加できる環境づくりをお願いしたい。

・介護サービスについて

城里町は同居家族(日中独居でも)が敷地内に住んでいる場合、生活援助のサービスを受けられないと聞いています。国での通知では認めないという事になっていないし、水戸市では生活援助サービスは理由があり、ケアプラン上必要性があれば保険給付が可能です。日中、介護の為に仕事ができない家族もいます。デイサービスにも行かない利用者もいます。城里町として認められない理由があれば広報誌にでも載せて下さい。お願いします。

幸いにも現在の私のまわりの環境は家庭内、職場、地域において男女の差別を感じることはない。しかし、家事や育児は女性がすることが当然という意識は強いように思う。私の主人ももちろんそうである。そういう考え方の人に協力を願うのはなかなか難しいと思う。まずは小さい頃から家庭や学校において男女平等の意識を持たせるような教育が必要ではないかと考えます。

城里町では他の市町村から比べると土地が広い割りに公園が少なかったり、子供を連れて遊べる所が少なく、少子化問題がある中でもご老人優先!!と言う古い考えが抜けていない様に感じます。もっと若い人の意見を取り入れて、ご老人はもちろん、子供達にも住みやすい町にして欲しいです。

フルタイムで働いているため、子育て、家事にゆとりがないのが現状です。正直言って、まだ地域の活動に自ら参加したり見つけたりという余裕もないので、アンケートも迷いながら書きました。今の所城里町に住んでいて男女の差を感じることはありません。

毎日忙しく町からの配布物があっても見ないで終わってしまっていました。今回のアンケートが来て「男女共同参画」ということを始めて知りました。意識の低いのは申し訳ないと思いますが、日々の生活におわれ私の様な方が結構いるのではないのでしょうか？議会だよりを見ても(質問)あまり興味がわかないのが現実です。

<p>今回のアンケートとは別件になりますが、役場(町民課)の対応に不満を感じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無駄話をしている ・窓口へ対応にすぐ出て来ない ・自分の仕事をしながらお客様対応をしている等 <p>※財政がきつい中でこうした事例がある事を問題視してほしい。正社員を少なくし臨職を増やしてはどうか？</p>
<p>男性も女性会のような地域参加をする場があっても良いのではないかと思う。</p>
<p>城里町の発展を期待します。</p>
<p>若い人達が結婚をし子供がたくさんいるカッコのある町になってくれるといいなと思います。</p>
<p>今は共働きの家庭が多いのに対して働く場所が少なすぎるし、又、子供や高齢者のめんどうを見てもらえる施設が足りないために女性が働けない。 ※城里町全体を見ても施設が足りなすぎる。保育、医療、福祉だけでなく町民が交流できるサークルなどをつくれればいいと思う。</p>
<p>同世代の住民が増えるような町(→ココが難しい所ですが)になると今後の活性化に期待が出来ると思う。</p>
<p>アンケートを取り何か変化があるのですか？住み良い町ではありませんね！！ 昔ながらの考え方が抜けきれていませんので・・・。</p>
<p>町民が楽しく過ごせる街に・・・！</p>
<p>自分の仕事以外あまり行政に対し興味がなく関心もありませんでしたので、あまり良くわからないままに書いてしまいました。申し訳ありません。</p>
<p>年金ぐらして無職です。</p>
<p>男女共同参画は良いことだと思いますが、家庭の中では子供を育ていく上で男は男として、女は女としての教育は必要ではないでしょうか。</p>
<p>妻がパートに出たいのですが、働き口が近くにない。(田舎なので)</p>
<p>思いやりの言葉で人と接する事。</p>
<p>教育が大事だが女性が強く成り過ぎるのは問題。</p>
<p>・町長を女性にしてほしい → 女性の意見を取り入れてくれるというなら、「町に買い物のばがある」、「道路の整備が出来ている(→草だらけ)」がクリアしているはずなのに全く出来ていない・・・それどころか過疎化が進んでいますね。 ・自治長説明会など役場中心の時間帯のような気がする。仕事を引退した人などはいいかもしれないが、幼稚園のバス時間とか、小学生(1、2年生)などの帰宅時間と、だぶらない様にしてほしい。また、説明会がどのくらいの時間で終わるのかも前もって記載しておいて欲しい 女性は自分自身の事以外にも家族の為に時間を合わせなければいけないので。</p>
<p>男女共同参画と同時に子育て支援をも行わなくては夜の集まりに夫が仕事で家を留守に出来ない。子供を預ける所が無い等、核家族が進んでいる影響が出ていると思います。 三世代ならではのゆうずうが効く昔とちがって、自由で縛られない関心を持たない持たれたくない、自分中心になっている世の中の流れになっているのではと思います。ケイタイ、PC等簡単にひまをつぶせるアイテムが会話とか変わりを奪っているのではないのでしょうか。</p>
<p>大きな病院がほしいです。</p>

<p>仕事もない、どうしようもない。先行きはまっ暗です。</p>
<p>男だから女だからということなく町(地域)全体のつながりがないように思います。近所、隣の人がわからないような世の中ではあまりにも希薄すぎます。 家族揃って町の行事に参加出来るような町になってほしいです。30年位前は区民全員、家族全員が参加しすごく楽しかったです。</p>
<p>今後ともアンケートを地域の為に役立てて下さい。</p>
<p>性別での差別はなくし、その人に能力が有るかどうかが問題であり、それを社会が理解し、どうゆう人物が役職に就くべきかを考えていくことが必要だと思う。</p>
<p>皆さんは男女共同参画の意味を理解していますか？地域での活動がどうのこうのという前に、この企画の内容及び意味を理解することが第一の問題である。これが発足してから町は何をして来たのか、まったくと言っていいほど町政には反映されていない。このアンケートを集計しても多分何も変わらないだろう。役場の皆さんのやる気を見せて下さい。このアンケートの反映されることを祈る。</p>
<p>自分があまり意識をしなくて生活してきたことを改めて感じた。女性も働いて「性差別なく家事や育児を行う」ことがもっと増えていくといいな…感じます。</p>
<p>城里町全体の活性化を図るうえで、今まで男性主体の町を構成してきた状況が、現在の町の状況をうんでいます。 女性の声、発案で町を変えていきたい。これ以上悪くなることはないと思います。10年後、町はどうなってしまうのか不安です。水戸市との吸収合併でもよい活性化をはかってもらいたい。一日も早く実現してほしい。大宮、身と、笠間の間で、まったくの空洞化です。本気で考え方、声の集約化した琴尾をしっかりと広報などでしっかり伝えてください。</p>
<p>父子家庭への配慮や援助が不十分であると思う。家族形態やその環境も多様化していく中、現時点において最も必要な部分であると考える。 視点をかえて「男女平等」への対応及び考察を、より深める姿勢が肝要である。</p>
<p>男女平等という何とも同じ事をすると考えるのはおかしい。男性は男性の特性を生かす、女性は女性の特性を最大限に生かせる場や施策を工夫することであろう。(男女で優劣を判断するのは…)</p>
<p>町全体として「男のあり方を見直す」計画があった事も知らず、生活にまいりましたので、これを機に考えを改めて生活していきたいと思えます。こころの中にいつも「どうせ…、変わらない！」という気持ちが根強いのもたしかです。</p>
<p>教育現場などで近年、行きすぎた「男女平等論教育」が横行しているようです。(新聞等での情報であります。) どの職場でも家庭でも、男女の差異、区別(違い)の上につたの適材適所の活躍が本筋だと思います。逆に「女性」であることが有利になってしまい、弊害もうまれてます。お互いの違いを認めあって補うものでありましょう。性差は大切であり、女らしさ・男らしさの定義なくして人の大人への成長はどうかと考えてしまいます。ただ、男性も年齢、職業にかかわらずひととりの家事をできるように教育すべきですね。これからの高齢化社会の必修と思います。</p>
<p>現在、寡婦(離別)なのですが、全てにおいて死別された人の方が優遇されている。遺族年金は受け取れるし、生命保険は受け取れるし、税金などに対しても安い。それに対して離別は扶養する子どもが自立すると全ての税金がのしかかり生活が大変である。いろいろな機関に相談しても仕方ないの答えしかかえってこなく、あまりにも不公平である。離別でもいろいろな事でやむおえずそうするしかなかった事など、全く平等ではない。私の場合、離婚する際、負の財産も平等(裁判所)に分けると言われ、500万以上の借金を背負いました。子どもが自立しても、まだまだ返済はおわりません。それなのに税金はどんどん上がるし、家賃は上がるし、控除されるのも殆どなく、本当、生活が大変です。子供をまだ扶養していた時に母子家庭でなる機関でお金を借りようとしたら、私一人に対して5人の人がとりにこみ、借金がある人は借金を増やすだけだと言われ、子供が車の免許をとる位、借りようとしても事故などをおこしたら、どうするかとか。全てにおいて平等ではない。収入がたくさんある人から税金をたくさんとり、年収250万位の人との差をつけて欲しいです。母子家庭でなる機関も利用したい時に使えないのであれば、なんの役にも立たない。もっと考えて欲しいです。対応する人も上から目線でとても不満です。</p>

<p>男女共同参画とは言え、男性と女性が同じ仕事をしたり、積極的に参加することは、とても難しく思う。なぜなら、生まれた時から男女の体の作りは違うのだから(女は子供を産み育てる)全く同じにできるはずがない。又、男と女の考え方、相手に対する思いやりの接し方の深さも男にはないように思う。だから、同じに考えることはしない方がよい。男と女は同じではない。</p>
<p>男は立小便をできるが、女はできない。この違いを上立つ者は考えて物事を処すべきかと思う。</p>
<p>私は定年後も働きたいと思っています。(65歳) 市町村で何か出来るような事があつたら知りたいですし、又ボランティアなどもやって見たいです。リーダーシップで老人会などの(名)も年寄りの名で他の生前に変えたりしたいと思っています。この桂村が好きです。</p>
<p>回のアンケートに関する事以外でも「町ではこのようなことをしています」ということの情報が全く把握できていません。全ての面において、現在の広報活動は不十分だと思います。</p>
<p>介護施設の充実に配慮願いたい。 城里町の町民が気軽に楽しく過ごせる所。文化的な趣味が楽しめる所(グループ)</p>
<p>準公的の組織の長が公平に選出されておらず、貫性で行動や協調が進められている気がする。やりたい人でなく、まとめられる人が長につくような組織の構築と推進が大切である。</p>
<p>これから先も完全に男女が平等となるのは難しく、やはり家のことはどうしても女性が中心にならざるをえないと思われまふ。そこで働く女性が変わらず仕事を続けているように、保育サービスと介護サービスにぜひ力を入れて頂きたいと思ひます。特にこれからの時代は、介護施設の充実、かつ、金銭面での補助を宜しくお祈ひします。私は介護のために仕事を辞めることはしたくありません。また、仕事を続けたとしても、給与のほとんどが介護施設費にまわってしまうというような現状も何とかしていただきたいと思ひます。</p>
<p>良いアイデアが出せる人がいない事がとっても残念です。元気がある町づくりをお願いします。</p>
<p>予算の確保/講師と設備の確保/多種多様に亘る周知及び意識改革による参加者の確保</p>
<p>私は城里町に嫁いできましたが、その家庭が町内会に入っていないので、町内会やその他の情報がよく分かりません。ですが、男女は平等であるべきだと思います。昔からの慣習は根強いと思ひますが、今後は今の若い人達が城里町を遣っていく中で、男女が平等な立場になり、様々な事をしていくことが「重要」だと思います。集計大変だと思います。がんばってください。</p>
<p>男女共同参画社会に関する会議には、各分野から参加出来るようにして下さい。</p>
<p>まだ社会そのものが男性に重心があると思われるが、教育の結果なのか、女性自ら(ジェンダー的に)表に出ようとしなない部分が残っている。 例えば、男女2人づつ4人のグループがあつたとして、リーダーを互選すると自然に男性になってしまう。女性はなりたがらない。それでいて、グループ内では積極的に意見を言ったりしている。発表者になりたい女性は、ほんとうに少ない現実がある。</p>
<p>男も女もそれぞれの適正や能力の違いがあり、大切なのは男女が差別とか平等とか特別に意識すること自体が男女の不平等を産むものと思われ、意識しないことではないか！</p>
<p>川や海の被害がなく、それだけが良い所と思つていた我が町。今回の地震にはまいりました。男女とわず自分も被災しているのに、炊き出しや片付けに自分から進んでボランティアで参加していた方々に感動しました。災害があつた場合、自治会が中心となり活動につれるようなリーダーの教育が必要だと思います。</p>

今回の調査の結果、問題点など現状がある程度明らかになると思います。それに付いてどのような対策を立てられるのか、「広報しろさ」となどに掲載されると思います。現状を正しく認識し、気にかけていきたいと思えます。(今回の調査は約27%が対象でした。年令層は10段階に別けて行われております。各層ごとに200名ずつ調査票を配布できれば、ある層が多くなったりせず、その年代ごとの問題点や意識もわかります。)

実際の具体的な活動等は町民に見えない。アンケートを形式だけ?

過疎化の進む城里町を町としてどのようにお考えでしょうか。我々息子も現在水戸でマンション暮らしです。子供の教育が出来ないのです。地域から子供の声聞こえなくなっております。(学校統合のため)
若い人が住みたくなるよう城里町、魅力ある城里町にして欲しいと思えます。
私の夫は65歳、私も62歳、老老介護もすぐ目の前です。(現在97歳(月/2万)の義父を介護中)
私は車が乗れなくなりましたら城里には住めないと考えております。図書館や病院、ショッピングの出来る所がすぐ近くにある所へ住みたいと思えます。畑や田んぼなど考えられません。御先祖様には申しわけありませんが、お荷物です。老人には必要ないからです。毎日不安が身に重く、考えると気持ちが暗くなるばかりです。希望となるものが欲しいと思えます。城里町は「コレ」と言えるものが欲しいです。茨城の知名度が低すぎるので、仕方ありませんが、悲しく思えます。

男女平等の意識は、家庭内や社会での意識改革が先決となり、幼少期から回りの大人の行動や言葉から知らず知らずの内に育まれてしまいます。
今は若い人達はずいぶん家事を分担している家庭も多くなっていますが、未だ未だ女性が担う事が多いのではないかと思います。行政の分野や、政治の分野での女性の分野は、外国に比べると未だ少ないし、職場でも男社会が多く早急に改善をすべきと思えます。

性差別、権利侵害などの相談が町内で見受けられるのか?

憲法の理念の実践化がもてめられると思えます。女性のリーダーの育成とはいっても、特定の人が多方面、他分野で役職を務めるということではなく、多くの女性が応援できる状況づくりが、より必要だと思えます。また、町民全体への周知が必要です。

城里町に引っ越してきてまだ2年未満のため、地域活動等に参加する機会にあまりありませんが、これから地域とのつながりを大切にしていきたいと思っています。
今日のアンケートには全く関係ありませんが、あちこちでゴミ(草?)を燃やしているのは驚きました。また城里町に限ったことではありませんが、犬のフンが多く一部の町民のモラルの低さを感じます。

道路の(補修)など早くしてほしい。下河野沢地区の田のよせ車が通るのに草がとてもじゃまで危ない。
区長さんもっとしっかりしてほしい。毎年下河野沢地区は同じです。

何も期待していない。

日本人として女性が男性をたてる文化は美しいとは思いますが、両親をみていると、義父は義母を「おい」とか「おー」とか呼んでいたり、女性の方も男性の言っていることをだまって聞いている。そして、片付けをしている孫(男の子)に対し「男の子なんだから台所に入らなくていいんだ」と言い、私からすると自分で食べた食器くらい片付けるのは当然だし、教育にも良いと思う。私は仕事しているからよけいにそう思うのかもしれないが、男性も女性もお互いに協力し合わなければ、生活は成り立たなくなる。
私の出身地ではけっこう女性が元気(かかあ天下?)だが、男性も女性も明るく活気がありますよ!!

アンケートの質問が難しくて答えが大変です。

漠然とした問もあるので、答えるのに難しい項目もありました。
テーマが違うと思いますが、今後日進月歩の深刻な問題になる少子高齢化問題、高齢者が長生き出来て良かったと感じる様にするには、等々のテーマを選び安心して暮らせる社会を築いて頂きたいと思っております。

1. 男女差別の廃止(職業・役職等)
2. 旧来のしきたりの廃止(力仕事は男、家の中の仕事は女や、外仕事は男、中は女等)以上

<p>男女共同参画の具体的内容がよく分かりません。 男女平等といっても日本はまだまだ先進国に遅れをとっていると思います。 政治や行政に携わる人達をはじめ、多くの人々の意識が変わらない限り本当の平等はないと思います。 男性だけでなく女性もお互いを尊重する気持ちが自然に育つような環境を作っていくことが、大人の役目だと思います。</p>
<p>城里町健康増進施設「ホロルの湯」の件で、城里町民半額利用券を各家庭2冊づつ位配る事によって城里町に余裕をもたらす様になると思いますので、できましたらお願い致します。</p>
<p>子供が病気等で仕事を休む時は必ずといって女性が休む。そういった場合に病気でも子供を預かってもらえる病時保育をしてくれる所がほしい。祭日でも保育してくれる場所。</p>
<p>子供達が独立し、夫婦2人暮らしですが、城里町だけに限らず、若人の雇用に適した職場がここ数年(?)なく、学校が終わっても田舎には戻らず、皆都会へ出てしまいます。 幸い健康に恵まれて現在やってはおりますが、つきつめて考えると心細い時があります。 若い人達が戻ってきたい城里町はもう無理なのかな？</p>
<p>女性だから仕方ないと言われることがないように家事、育児等家族の協力を得ながら残業でも何でも責任をもって取り組むことが求められると思います。</p>
<p>男女共同参画というものを深く考えた経験がなかったので、今回のアンケートでいろんな問題点に気づく良いきっかけになりました。</p>
<p>男女参画についてあまり考えた事はありませんが、年代によって差異はあると思います。なのであまり参考にならないかもしれませんが。 城里町は子どもの育てやすい施策がとられていると思います。男女参画についても住みやすい施策ができることを期待しています。 よろしく願います。</p>
<p>男女共同参画には、男女ともに就業できる産業が必要である。既成の企業が求人を出すまで待つという今の状況。 景気は造り出すものと考え方を換え、起業しやすい環境づくりを町政に求めます。そして、子育てを公的施設ばかりでなく、企業内にも設けて頂きたい。</p>
<p>早く自営業がしたい。</p>
<p>今日まで税金を納めて頑張って来た年よりもっと大事にして若者達に手本を示し、将来の安全・税金の使い道を正しく説明する必要があると思います。 とるだけとって後はわからないでは、どう若者達の信頼が築けるでしょうか。納得するような事をすれば城里町全体が良くなるのではないのでしょうか。 介護に関して年寄りが多い世の中、若者達が頑張って働けるよう年寄りが安心・老人介護無料にしてはどうでしょうか。</p>
<p>男女平等と言っても元来男と女は違いがあって当然。男らしさ、女らしさというより、その人らしさを尊重すべきだと思います。 チャンスが平等に与えられることはもちろん大切だと思います。無理せず適材適所に配置することで、行政もうまくいくのでは？と思います。 家庭でも学校でも一人一人が尊重されているのだと実感できたら子ども達は自分を大切にすし、自然に学んでいくと思います。</p>
<p>調査の趣旨がよくわからなかった。</p>
<p>全体的には良いアンケートであると思います。</p>
<p>1人でいると色々不安な事があります。何かあったらすぐに(ボタン1つでわかる様な)設備があったらいつも思ってます。携帯電話も使えない所なんてとても不便を感じてます。それは仕事の事や子供達、知人からでも外にいては家電話は出る事が出来ないからです。車が乗れるうちはいいとしても乗れなくなったらここは住めないかなと今から心配してます。</p>

城里町がだんだん寂れていくのはとても悲しいです。昔からそんなに元気のある町ではありませんでしたが、商店がなくなり、家がなくなり、町全体に活気がなくなってしまいました。なにか城里町には「こんなことをしている」とアピールできるような事を考えて、人も集まり、注目される町創りを考えて下さい。その為には、そのようなチームを作り、毎月話し合いの場をつくって、本当に城里町の事を考えてくれるような人達を集めて、活気のある城里町にしていだけるようお願い致します。

女性の意見を明確・正確・適確・論理的に表現出来る人材育成が早急に必要である。
能力を持ち合わせている女性は多いが、そのような女性は消極的で表に出ようとしない。
逆に薄識であるのに口数の多い女性が公の場で発言すると進展しないで逆に女性軽視の場となっているのが現場である。
適任な女性の代表者を育成できなければ城里町に男女共同参画はない。

男女共同参画事業が町の重要課題とは思わなかった。聞いた事がない。

この調査とは関係ありませんが、下記の件をお願いしたい。
年々高齢化になって来て家の回りの木が町道へ出て来て切ることが容易でないため町として切ってもらいたい。

道路整備をやってほしい。雨が降っては水たまりができ車も通るのが大変。早急に直してほしいです。

町の経費削減ということで、町の情報がまったく分からない状況です。投函が遅くなりすみません。

当地に居住が浅いため町の政策については「わからない」になっています。男女共同参画の社会は各個人が意識することが大事と思う。
そのため行政としては啓蒙活動が重要と考えます。ただし、平等、対等の考えから弱者保護、人権の尊重を侵さないよう注意が必要です。又、学校教育においても全て平等に扱うのではなく、個人差に対応し希望する科目の履修機会を提供することも必要と考えます。

・町が具体的に何をしているかがわからない。
・家に居る女性ばかり介護に使われて休める時間が無いので介護サービス、老人が日中集まれる所を作ってほしい。

アンケートをとったら実行してください。今までアンケートに答えましたが、その割合にアンケートだけに終わっています。それなら紙の無駄になるだけです。答える方も真面目に考えて答えているのですから、それを生かしていただきたいです。

全ての面で体験、経験を生かす事の大切さも見てほしいと思います。日本は…又、田舎に入れば入程、敗者復活の機会は少なく『七転び八起き』の訓示は生きて実践の指導が産まれない地域であるように思われてなりません。上に立たれる指導者に情熱の炎が生まれ無い限り、意見の場とアンケート調査に尽きるのでは…。

公務員から商売の道へ、働かずくめの49年間でした。これからは回りの方に声を掛けて戴きながら何かのグループに参加し、少しでも奉仕作業が出来ればと考えております。(引込思案の性格のため)第一歩と踏み出す機会を作ってくれる事も大事ではと思っております。(声掛け運動等)

もう少し学童保育の年齢層を考えてほしい。4年生になったら終わり！じゃなく、徐々に回数を減らして卒業にして欲しい。(4年生になったからすべて大丈夫ではないと思う。精神面がすぐに成り立つのでしょうか?)
みどり保育園は桂や青山小は送迎でしたが平等に扱ってもいいのでは？

住み良い町づくりに参加出来るような企画が欲しい。

アンケートの結果をどう検証し町の施策に反映したかがこれまで感じるものがない！
アンケートをとることだけで終わらせてほしくない。

この町で生まれ、この町で生きていく覚悟です。近くに母も1人で住んでおり、田も畑もあり毎日があっというまに過ぎて行きます。私も努力させていただきます。住みよい町の発展を心から祈ります！

震災後の整備等に費用がかかる現在、文化祭、各種講座などは、2、3年中止したら如何でしょうか。参加したい人や指導者はボランティアで、あるいは交通費のみで納得される方を指導者にすべきではないでしょうか。それこそが本当の文化、地域活動ではないかと思えます。余りにもお金がかかりすぎです。

この町民意識調査は国、県から委託されたものなののでしょうか？大震災後の放射能汚染や予震等のまだまだ不安の日々の中、この調査は正直のところあまり意味のない調査のように思われました。城里町独自で行う調査であるならば、この大震災を通しての現状、将来に対しての意識調査のほうが意味のあるものになったのではないかと思います。

男女共同参画の意識の啓蒙は、もう社会的にも国民の認知するところとなったと思います。本来は男女の性差を自覚し、お互い足りない部分を補い、協力して社会生活を営むというのがあるべき姿と考えますが、学校教育における男女混合名簿などというのは、まさに形だけの取組で全くの無駄だと思います。流行のように「ゆとり教育」「男女平等」などと次々に打ち出されますが、それが社会にとってどんなプラスを生み出したか、マイナス面はなかったか、突き進むだけでなく立ち止まって精査してみる冷静さも必要だと思います。このような活動の後には「自治体基本条例」や「外国人参政権」などの取組が町の活動として打ち出されてくると思いますが、その危険性について町を預かる町長はじめ町政を担う町議会議員の皆様や役場各関係機関の皆様方の真剣な取り組みの姿勢を見守りたいと思います。一度「外国人参政権」を認めてしまったら城里町のような小さな町では本当の町民に意見など反映されなくなってしまうのは、火を見るよりも明らかです。「男女共同参画」は「自治基本条例」や「町づくり基本条例」への布石です。そして、こうした活動は「自治労働方針」の一環であり、日本の国体を壊し、社会主義革命を目指す勢力の深謀遠慮の活動であるということを感じて下さい。今さら社会主義革命でも無いだろうに…。

私達のときは家事・育児は女性と思い頑張りすぎたため夫達が後になったり、ひとりになったとき生活ができるのかなど心配になります。これからは男性の料理教室、家事全般の指導が必要です。誰でも参加できるような地域に行きたい。

男性の良さ、女性の良さを生かした男女共同参画でありたいです。

まだまだ社会全体で男女平等はなされていない。やはり、男は経済的に恵まれている。男と同じ給料をもらうためには女は1ヶ月間本分に働かなければならない。

子供の急な発熱や感染症(水痘、おたふく)の時など仕事を休めない。早退できない時など配偶者の協力を得られない時にたのめる場所があれば助かります。

昔ながらの家族の役割みたいのが、まだまだ根強い。今年我が家で新盆をしましたが、うちは夫も私もパートの身で主人は仕事で疲れているから寝ていて良い。嫁は仕事はぜったい休んで来客にあいさつ、手伝があたりまえ。嫁が仕事だから家にいないなんてみっともないと言われた。私はパートでも一応店長の身、夫はフリーターのバイトの身、ものすごく腹が立った。世間体の田舎生活がイヤでたまらない。

幼稚園の3年保育、延長保育を希望します。

4月より桂地区に住み始めましたので、まだ城里町の行政について判断が出来ません。

子育てについて城里町はがんばっている地域と思いますが、小学校へ行ってからの学童クラブの充実が不十分だと思います。学校ごとに預けられるようになると、親も安心して仕事できるのに、入れなかつたりすると子供を心配しながら仕事はできません。現在は人数制限があったりするので各学校ごとの預かりを希望します。せめて今の時代小4年までは見守ってほしいです。

<p>男女共同参画のためのパンフレットや施設を作っても極一部の人の利用にとどまってしまうと思う。もっと抜本的な施策が必要だと思う。町全体が活気がまったくなく、将来への希望が持てない。 緊急事態における対応が遅い。 町に合併して広域になってすみずみに行政が伝わらなく中心部のみで進んでいる気がする。</p>
<p>町の中にお店が少なく、地元で生活するのに不便。道路、歩道の草も多く町の中がきたなくみえる。役所の中でも仕事に対するの能力がある者を重視すべき。(役所の中をのぞいた時に何も仕事をしていないような様子が見られる。)</p>
<p>幼い頃の経験で「男」と「女」を区別してしまいがちだと思う。授業や日々の生活で隔たりのない接し方を学ばせるべきだと思う。日本古来の概念にとらわれがちですが、教育はそうであってはいけないと思う。隔たりのない生活は「異性が苦手」「人見知り」などのマイナスを無くし、人と人が自然にと共生していくような風土と人格の形成に必ず必要になると思う。教育を見直して欲しく願う。</p>
<p>子供が住みよい環境を作って下さい。</p>
<p>自分自身、男は外で、女は家庭でという考え方を持っているので、表に出る事は好まない為、気持ち(考え)を直さないとします。</p>
<p>このアンケートで改善できるのでしょうか？</p>
<p>行政の対応が非常に悪いと思う。</p>
<p>この問題より町の復興を先にしてください。</p>
<p>一人一人が男女共同参画について考えたり、意見を交換することによってより良い町づくりにつながると思います。</p>
<p>男女共同参画社会基本法の成立は男女とも住みやすい社会にするためとあるが、とんでもない税金の無駄使いとにならないか疑問である。施策は社会秩序の根本とあるが、最終目的が明確でなく、事態は女性なので都合主義を正当化し、DV、セクハラ、非婚化、少子化等国民生活の破壊を正当化するためか心配である。 地域社会が選択すべき男女共同の姿は一体何なのかお互い尊重し明るい理想の社会にはどう反映されるのか？ 特にアンケート調査の結果は分析、公表されるのか？ 一部の議員の、町関係者やご都合主義者の(考え方のみを反映したもの)となるのが心配である。 アンケート結果は町民の年代別の意向を反映させ地域特性を考慮した上で実現方法を検討すべきである。</p>
<p>社会的には男女平等になってきていると思う。学生なので企業や職場がどうかは具体的にはわからない。</p>
<p>アンケートをしてみて、自分の仕事や生活に忙しく、地域活動をしていないことに改めて気付きました。 私のまわりではいろいろ活動している女性がたくさんいると思います。力を発揮してほしいと思ってました。(民主党の代表選を見ながら…)</p>
<p>事業の趣旨は判りますが、都市部、農村部では農業があります。、町の自治会等でも少子・高齢化で意見等も古い体制が改善されない現状は行政だけのPRでは無理である。価値観の点は多少あるが人を見て差別的言動がある。それにより一歩下がり消極的になります。 一部の人間による中傷の人権問題発言(本人は自覚ない?)等により神経質の人間は人との交流の場所へは足が向きません。 地域性の改善、人間関係構築、何かと個人感情が入り、大所高所に立ち小異をすてい大同に立つという全体的な状況が見えない状況です。(理想論かもしれませんが) 地域住民の閉鎖的改革がない限り前進が見えないと思います。</p>

<p>町を活性化させようという行政の意気込みを感じられない。町がより発展する為には、企業の参入や商業施設の増加が必要と思う。そこが増えれば町内での雇用も安定するし、その分消費も循環が生まれると思う。何かこの町の強みをつくってほしい。</p>
<p>男女共同参画社会は理想であり、今後更に促進することが重要であります。また、現実の社会生活の中で女性の社会進出による働く女性が増える中で問題となる点として、職場におけるモラル、マナーについて役場、その他会社等においてもそこに働く人としての尊厳や、人格を認め、活き活きとして働ける職場環境づくりの促進も極めて重要であり、厳しさの中にも思いやりや、やさしさのある働きがいのある職場づくりの指導を役場の中にも事務局をつくり、自らの職場環境を改善しつつ、働く者が生活しやすい社会づくりを進めて行くことが、今後の大切なことであると思われる。</p>
<p>障害があっても仕事や色々な事に参加でき生きて行ける社会になって欲しいです。</p>
<p>ここ2～3年は失業者が増え続けていると聞きますが、私は男女共同参画に協賛しつつどこかで疑問も持っています。近年社会へ飛躍する女性が増えている事で男性の働く場所が狭くなって来ているんじゃないでしょうか？求人票を見ても女性が多く活躍中の文字が多く見受けられるからです。もっとも根本的な原因は二人で働かないと今の世の中成り立っていかないというのも否定出来ない現状ではあると思いますが…。</p>
<p>男性だから、女性だからという区別(差別)ではなく、個人の特性や能力で役職や役割を判断できる社会になれば良いと思う。</p>
<p>①青山小学校の通行マナーはとても良いですが、常北中学生にはあきれます。登校、特に下校時正門より何列にも大勢自転車で並んで通行する為、危険です。家庭教育の問題ですが宜しく御指導して頂きたいです。(学校で) ②道路添いの木や竹が伸びて垂れ下がったり風雨や降雪時にはいつも道路に被って危険です。(小勝と上古内の境目) 事故を未然に防ぐために①、②を早急に対応して頂きたいと思います。 七会地区に工業団地が出来るといいなあと思っております。宜しくお願い致します。 フレックスタイムにして年令を問わず働ける人は就労出来るような、賃金はほどほどで。多くの人が家にこもることなく集団に参加して生々と生活を出来るような。</p>
<p>女性が家事・育児・仕事を続けていくためにも、保育サービス、介護サービスの充実を強く希望します。</p>
<p>男女平等のことをいろいろ答えましたが城里町はお年寄りが多いので、そちらのことの方を沢山考えた方が良いと思います。</p>
<p>男女平等が良い事ではあるが、女性は結婚したら家庭を守り夫が安心して働けるようにしておいて時間余裕があったら働けば良いと思う。女性は管理職など考えずにパート、アルバイトで働く方が良いと思う。</p>
<p>H23.8/24 総務課扱いなのに届いたのが9/6では書類が届くのが遅い。しかも9/10までに投函とは。</p>
<p>城里町へ転入してから、まだ3年位ですので町政の取組がどの程度かよくわかっていません。住みやすい所になるのを期待しています。</p>
<p>城里町は企業(若い人が働く場)が少ないような気がします。商店街も閉めるところが多いようで、どんどん町の活性化がなくなるようなので町全体の活性化がほしいです。</p>
<p>地域活動に全く参加していないため、特に意見などありません。</p>
<p>まずは道の駅「かつら」施設充実、観光強化。</p>
<p>各支所の受付には地元の職員さんが1～2人いればなんとなく安心する…。これは私の希望です。よろしくお願いします。</p>
<p>私的介護施設は増えているが、公的介護施設がほとんどない様に思う。(公的介護施設の充実)</p>

城里町全体が活性化されて、町がいきいき見えるように。他市町村から城里町に遊びに行きたい、住んでみたいと思われるように。今のままでは城里町に住みたいとは思えない。

女性は家事仕事に頑張らず。疲れるまでやります。助けてもらいたいとも考えない所があります。特に高齢になると家事がつらいです。気軽に家事援助をお願い出来る制度がないかなあと考えてしまいます。

アンケートの回答する日が4～5では短い。アンケートを回答する日が土、日を挟んでもらいたい。

学童保育の充実。4年生以上でも希望すれば利用できるようにしてほしいです。(町内の施設金で)

城里町にきて5年くらいですが、これからも城里町のためにがんばって下さい。

自宅でお葬式があり遅くなりました。2日後ですが同封させて戴きます。今後も元気を出して頑張りたいと思います。ご指導お願い申し上げます。9月12日

女であっても、男であっても住んで良かったと思えるような町づくりをお願いしたい。先祖伝来の地域を受けついで、この町に暮らしている多くの人々が快適に生活できるよう住民の声に耳を傾けた町の施策に期待しています。バスの運行もなくなり、益々不便に過疎化してしまった地域に暮らし、趣味や習い事にも通えず、友達も交通手段がないために呼べないという、文化的に閉ざされてしまっている地域に不安を感じます。車がなければ、運転できなければ何もできません。

町が寂し過ぎる。住民がこの町で商業、産業、その他仕事をおこそうとする気持ちをおこすような町づくりをお願いします。

H19城里町男女共同参画基本計画の提示がなく回答しました。現在私達の生活がどういものなのかサンプリングされただけでアンケートの主旨が見えません。H19城里町男女共同参画基本計画に対しては今の私達の生活がどうなのか調査しなくては意味がないものと感じました。

男性は育児のために仕事を休む、調節することがしにくく、仕事を理由に家事や育児に参加してくれないことが多い。その現状を改善していくとともに、今必要なのは女性をサポートしてくれるシステム。女性も仕事をしないと育児的、金銭的にも困る家庭を保育サービスを充実させて、子どものことを安心して働ける、家事にもよゆうのある生活が送られたらと思います。

都市部から見ると、やはり慣習的な形でなかなか考え方、実践は難点が多いかと思います。身近な形での町民に対しての意識改革が出来る機会設定があるといいのでは…。この質問ではないのですが、役所の方にちょっと伝え、考えて欲しいのですが、町の駐車場の利用の仕方、常時駐車の方が見られますが、なんらかの形での常時利用対策があるのでは。あのような形で車庫証明はなされているのでしょうか？以前からすごく疑問としてました。

第3編
資料

1. 策定経過

年 月	内 容	備 考
平成 23 年 8 月 25 日～ 9 月 10 日	男女共同参画に関する町民意識調査の実施	回収票数 772 票 回 収 率 38.6%
平成 23 年 10 月 25 日	各課原案調査調査票配布	
平成 23 年 11 月 2 日	第 1 回男女共同参画プラン策定委員会 ・ 男女共同参画に関する町民意識調査について ・ 城里町男女共同参画基本計画について －計画の策定にあたって －計画の基本的な考え方 －施策の体系	
平成 23 年 11 月 14 日	各課原案調査調査票回収	
平成 23 年 12 月 22 日	第 2 回男女共同参画プラン策定委員会 ・ 第 1 回策定委員会における議題等について ・ 城里町男女共同参画基本計画について －基本理念 －基本計画	
平成 24 年 1 月 10 日～ 1 月 31 日	パブリックコメントの実施	
平成 24 年 2 月 22 日	第 3 回男女共同参画プラン策定委員会 ・ パブリックコメントについて ・ 城里町男女共同参画基本計画（第 2 次）案について ・ 今後の予定について	
平成 24 年 3 月 6 日	議会報告	
平成 24 年 3 月末	第 2 次男女共同参画基本計画の公表	概要版各戸配布

2. 策定体制

(1) 城里町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 城里町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画施策を総合的かつ体系的に推進する城里町男女共同参画プランを策定するため、城里町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内の委員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、その職により委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	役職等
1	議会議長
2	議会総務民生常任委員会委員長
3	農業委員会会長
4	教育委員会委員長
5	人権擁護委員の代表
6	民生委員児童委員の代表
7	ボランティア団体の代表
8	女性団体の代表
9	町内事業所の代表
10	副町長

（2）城里町男女共同参画プラン策定委員会名簿

	役職等	氏名	備考
1	議会議長	小松崎 三夫	
2	議会総務民生常任委員会委員長	阿久津 則男	
3	農業委員会会長	富田 昇	
4	教育委員会委員長	小野 昭	
5	人権擁護委員	和田 雅治	人権擁護委員の代表
6	人権擁護委員	飯田 紀代子	人権擁護委員の代表
7	民生委員児童委員	園部 良夫	民生委員児童委員の代表
8	民生委員児童委員	大越 正子	民生委員児童委員の代表
9	シルバーリハビリ体操指導士会会長	住谷 里子	ボランティア団体の代表
10	七会女性会会長	飯村 玲子	女性団体の代表
11	桂聖明園施設長	一杉 常子	町内事業所の代表
12	副町長	小山 一夫	

(3) 答申書

平成24年2月22日

城里町長 阿久津 藤 男 様

城里町男女共同参画プラン策定委員会
会 長 小松崎 三 夫

城里町男女共同参画基本計画（案）について（答申）

平成23年11月2日に諮問された城里町男女共同参画基本計画（案）の素案について、別添のとおり策定したので答申いたします。

3. 男女共同参画関連法令

(1) 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の

措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及

び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布

の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 茨城県男女共同参画基本条例

平成13年3月28日

茨城県条例第1号

茨城県男女共同参画推進条例を公布する。

茨城県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条—第18条)

第3章 性別による権利侵害の禁止(第19条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 7 条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第 8 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第 1 項及び前 3 項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第 9 条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第 10 条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第 12 条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第六章 罰則（第二十九条・第三十條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものと

する。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的しゅう羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がない

とき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニ

までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することがで

きる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によ

り記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

城里町男女共同参画基本計画（第2次）

平成24年3月発行

城里町役場総務課 秘書・広報広聴グループ

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25

電話 029-288-3111（代）

